

Shinkin Central Bank Monthly Review

# 信金中金月報

第4巻 第2号(通巻383号) 2005. 2

**日本における銀行中心の金融システムの形成**

**拡大EUとドイツの構造問題**

- EU拡大はドイツの空洞化を助長するおそれ。構造改革が喫緊の課題 -

**第118回全国中小企業景気動向調査**

**10～12月期業況は改善ペースが鈍化**

特別調査 - 平成17年の経営見通し

**金融機関における個人情報保護法全面施行への対応**

- 金融庁ガイドラインの内容と全面施行までの取組事項 -

**信用金庫の効率性と配当政策との関連性の検証**

**日中投資促進機構、中日投資促進委員会定期合同会議における提言**

**信用金庫役職員を対象とした地域振興支援セミナーの開催**

**統計**



信金中央金庫

## 「信金中金月報掲載論文」募集のお知らせ

対象分野は、当研究所の研究分野でもある「地域金融」「中小企業金融」「協同組織金融」に関連する分野とし、これら分野の研究の奨励を通じて、研究者の育成を図り、もって我が国における当該分野の学術研究振興に寄与することを目的としています。

かかる目的を効果的に実現するため、本論文募集は、懸賞論文と異なり、募集期限を設けない随時募集として息の長い取り組みを目指していること、要改善点を指摘し、加筆修正後の再応募を認める場合があること、を特徴としています。

信金中金月報への応募論文の掲載可否は、編集委員会が委嘱する審査員の審査結果に基づき、編集委員会が決定するという、いわゆるレフェリー制を採用しており、本月報に掲載された論文は当研究所ホームページにも掲載することで、広く一般に公表する機会を設けております。詳しくは、当研究所ホームページ（<http://www.scbri.jp/>）に掲載されている募集要項等をご参照ください。

### 編集委員会（敬称略、順不同）

委員長	堀内昭義	中央大学総合政策学部教授
副委員長	藤野次雄	横浜市立大学商学部教授（信金中金総合研究所長）
委員	筒井義郎	大阪大学社会経済研究所教授
委員	濱田康行	北海道大学経済学部教授
委員	吉野直行	慶應義塾大学経済学部教授

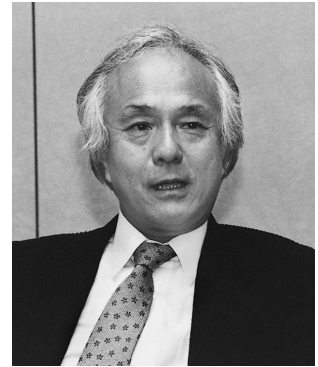
### 問い合わせ先

信金中央金庫総合研究所「信金中金月報掲載論文」募集事務局（担当：落合、照沼）

Tel : 03(3563)7541 / Fax : 03(3563)7551

特別寄稿論文	<b>日本における銀行中心の金融システムの形成</b> ..... 2 中央大学 総合政策学部教授 堀内昭義	
調 査	<b>拡大EUとドイツの構造問題</b> ..... 丸山 順 22 - EU拡大はドイツの空洞化を助長するおそれ。構造改革が喫緊の課題 -	
	第118回全国中小企業景気動向調査 <b>10～12月期業況は改善ペースが鈍化</b> ..... 総合研究所 38 特別調査 - 平成17年の経営見通し	
解 説	<b>金融機関における個人情報保護法全面施行への対応</b> ..... 間下 聡 50 - 金融庁ガイドラインの内容と全面施行までの取組事項 -	
査読付論文	<b>「信金中金月報掲載論文」募集における査読付論文</b> ..... 総合研究所 64	
	<b>信用金庫の効率性と配当政策との関連性の検証</b> ..... 65 札幌学院大学 経済学部専任講師 播磨谷浩三	
信金中金だより	<b>日中投資促進機構、中日投資促進委員会定期合同会議における提言</b> ..... 総合研究所 80 アジア業務相談室	
	<b>信用金庫役職員を対象とした地域振興支援セミナーの開催</b> ..... 総合研究所 82	
	<b>信金中央金庫総合研究所活動状況(12月)</b> ..... 83	
統 計	<b>信用金庫統計、金融機関業態別統計</b> ..... 85	

## 日本における銀行中心の金融システムの形成<sup>(注)</sup>



中央大学 総合政策学部教授

堀内 昭義

(キーワード) 金融システム、金融の不安定性、工業化、企業金融と資本市場、機関銀行

### (要 旨)

この論文は日本の金融メカニズムの進化に関する考察を目的としている。その考察の最終的な目的は、第二次大戦後の高度成長期に見られた銀行融資を中心とする金融仲介メカニズムが、どのように形成されたのかを探ることである。本稿では、その考察の第一歩として、主に20世紀初頭前後から1930年代までの企業金融、特に銀行システムの機能を考察する。この時期の実体経済は、かなり大きな変動を示しながらも、トレンドとしては順調に工業化を進展させた時期であったが、そのような工業化の進展と銀行部門、あるいは資本市場の機能はどのようにかかわっていたかを評価しようというわけである。

機関銀行の存在は、伝統的なマルクス経済学の視点からは、「後発の資本主義経済の矛盾を体現する金融形態」と否定的に評価される傾向が強かったと思われる。非マルクス経済学の研究者も、明らかに不安定性を内包している金融仲介の形が、どうして選択されたのかを明示的に説明していないように思われる。この点に関する問題を提起するのが、このささやかな論考の最大の眼目である。

---

(注)1. この論文は日本の金融システムの形成、発展と現状に関する花崎正晴氏(現日本政策投資銀行設備投資研究所)との共同研究の一部としてまとめられたものである。花崎氏との様々な議論が論文の趣旨を明確化することに役立ったことを記して、同氏に感謝したい。もちろん残されている誤解、誤りなどは私自身の責任である。

## 1. 日本の工業化と金融システムの機能

明治維新以降、日本の政府は西欧列強の制度（特にアメリカの国立銀行制度）を参考にして金融システムの構築を進めた。政府が理想とした銀行制度はいわゆる「商業銀行（commercial banking）」の制度であったようである。すなわち銀行は預金によって集めた資金を、主として商業手形の割引や短期融資に運用することを理想としたのである（加藤 [1957]）。しかし、もちろん急速な工業化に伴って、企業は多額の長期資金の借入や資本を必要とするであろう。それに対しては、一方では株式市場などの資本市場の機能に期待すると同時に、長期貸付（たとえば不動産を担保とする長期融資）や企業が発行する証券の引受けを専門とする特殊金融機関によって対応すべきものと考えたのである（加藤 [1957 : P. 169-204]）。実際、特殊金融機関として日本勧業銀行が1897年に、また日本興業銀行が1902年にそれぞれ開業した。これらの銀行は資金収集の手段として債券発行という手段が与えられたのである。要するに20世紀劈頭に政府が構想していた「理想的」な銀行制度は、商業銀行業務を専門とする普通銀行、および貯蓄銀行が一方に配置され、他方に長期資金、あるいは資本を供給する機関として特殊金融機関が配置されているという分業体制であった。こうした理想は第二次大戦後の経済復興過程においても追及されたわけであるが、少なくとも20世紀初頭にあっては、あくまでも理想の域にとどまっていたと思われる（後藤 [1977]

藤野・寺西 [2000 : P. 299-303]）。商業銀行と呼ばれるべき普通銀行、あるいはそれに類似した貯蓄銀行が、狭い範囲の商業銀行業務にとどまらず、かなり幅広く産業資金を供給する業務にかかわったからである。

【機関銀行の存在】とくにこの文脈において重要なのは、「機関銀行」と呼ばれる銀行の存在であった。これは非金融事業会社が外部資金調達の便宜のために、いわば自前の銀行を設立し、その銀行の預金を通じて資金を集め、それを自らの、あるいは関連する企業の事業活動に運用する銀行である。当然、機関銀行の貸出資産は一部の少数の関連企業に集中し、融資先企業の業績の盛衰が直接に銀行の健全性に影響する。日清戦争終結後に一段と日本の工業化に拍車がかかるが、その時期以降、機関銀行をベースとする企業設立が急増するのである（加藤 [1957 : P. 113]）。銀行制度の健全性、安定性という観点から評価すれば、機関銀行の脆弱性はきわめて明確であった。この機関銀行が銀行制度のかなり重要な部分を占めていたことが、19世紀末から20世紀初頭（具体的には1920年代まで）にかけての日本の金融システムが不安定であったこと的主要原因と考えられている。

1920年代まで銀行業への参入は容易であり、実際に（後で考察するように）極めて活発な参入・退出が見られた。しかし、政府が上に述べたような銀行の脆弱性に無関心であったわけではない。1890年に制定され、1893年に施行された銀行条例は、当初、その第5条にお

いて「一人又は一会社に対し資本金高の十分の一を超過する金額を貸付又は割引の為に使用することを得ず」と規定し、いわゆる大口融資を規制していたのである。しかし今日の観点からみれば当然と思われる規制に対して、当時の銀行業者は強く反発したと報じられている（加藤 [ 1957 : P. 125-27 ]）。そのため早くも1895年にはこの大口融資規制が銀行条例から削除されたのである。

貯蓄銀行は、その当時、銀行条例の下にあった普通銀行と類似の、いわば「商業銀行サービス」を提供する金融機関であった。貯蓄銀行は大衆の少額貯蓄を広く動員するという目的の下に導入され、銀行条例ではなく、貯蓄銀行条例（1890年制定、1893年施行）による規定を受けていた。その貯蓄銀行条例においても、当初は経営健全性をもとめる規制が盛り込まれていたのである。たとえば貯蓄銀行は預金払い戻しの担保として払込資本の半分以上に相当する金額を国債の形で保有することが求められていた。また資産運用は、国債を担保とする期限6か月未満の貸出、十分な信用力のある二名以上の裏書のある手形割引、あるいは国債、地方債の保有に限定されていた。さらには貯蓄銀行の取締役は業務の連帯無限責任を負うこととされた<sup>(注2)</sup>。貯蓄銀行業務に対するこれらの規制は、預金者の保護を

目的としているものであり、現在では十分に合理的であるとも考えられるが、やはり既存の貯蓄銀行経営者たちはこの規制に強く反発した。結局、政府はこの反発に対して妥協策をとらざるを得なかった。つまり早くも1895年には貯蓄銀行条例が改正され、貯蓄銀行の資産運用に対する規制がとりはらわれ、預金払い戻しの担保も預金総額の四分の一に改められたのである。これらは、明らかに貯蓄銀行に対する健全経営規制の緩和である<sup>(注3)</sup>。この規制緩和を受けて貯蓄銀行の数は急増することになるのである（加藤 [ 1957 : P. 157 ]）。

【銀行の脆弱性と経済発展】かくして20世紀初頭の日本の金融システムにおいては、多くの銀行が密接な取引関係を持ち、しかも貸出をその取引先企業などへ集中することもできた。また当然のことながら、資本規模の小さな銀行にとっては十分に分散した貸出ポートフォリオを保有することはコストがかかりすぎるから、分散した貸出は合理的ではない。その意味で、銀行経営は潜在的な脆弱性を抱えていた。さらに銀行の預金者を直接的に保護する預金保険などの制度は存在しなかった<sup>(注4)</sup>。言い換えれば、預金者には個々の銀行の健全性を絶えず監視する強いインセンティブが与えられていたのである<sup>(注5)</sup>。このような制度枠

(注2) 取締役の責任は、退任後1か月間継続するものとされた。

3. ただし取締役に対する無限責任の規定は、95年改正によってむしろ強化された。つまり、取締役が退任した後二年間は責任が継続するとされたのである。

4. 日本銀行は銀行破たんが預金者の損失に結びつかないようにしばしば救済融資を実施した。また1920年代末になると、経営破たん銀行を整理することを前提とする特別融資（1927年に公布された日本銀行特別融通および損失補償法に基づく融資）が実施された（石井 [ 2001 ]、伊藤 [ 2001 ] を参照）。しかし、預金者による銀行取付けはこの当時の日本の金融システムに「不可欠」の仕組みであったと思われる。このことの意味は、すぐ後に論じる。

5. この当時、普通銀行の預金者の太宗をなしていたのは、富裕な商人や地主であった。ただし金融資産保有者という点では、20世紀初頭には都市の商工業者が中規模資産所有者として重要な位置を占めており、地主層の重要性はそれほど高くなかったようである。寺西 [ 1990 : P. 59-64 ]、あるいは佐藤正広 [ 1990 ] を参照

図表1 銀行貸出残高対GNP比率、1885 - 1940年



(備考) ここでは全国銀行貸出残高をとっている。

(出所) 銀行貸出については藤野・寺西 [2000] の推計、名目GNPについては大川・高松・山本 [1974] の推計を用いている。

組みの下で、銀行がレバレッジ(すなわち自己資本に対する預金債務の割合)を高めることには強い制約が働いたはずである。図表2は普通預金と貯蓄銀行のレバレッジ(ここでは預金債務残高を払込み資本金と積立金の合計で除した比率で定義している)を、その当時のメガバンクであった財閥系の五大銀行と比較してある<sup>(注6)</sup>。この表によれば、20世紀初頭の銀行は、徐々に上昇する傾向を示している

ものの、レバレッジが極端に低い<sup>(注7)</sup>。これは預金者たちが銀行経営の潜在的な脆弱性をよく理解していたことを示唆している。五大銀行はその他の普通銀行に比較すれば高いレバレッジを実現していたが、その理由は、それらの銀行が圧倒的に大きな経営規模を実現しており、貸出ポートフォリオの分散化が可能であったためと考えられる<sup>(注8)</sup>。

興味深いのは貯蓄銀行のレバレッジが相対

図表2 銀行のレバレッジ

暦年	五大銀行	その他の普通銀行	貯蓄銀行
1897年	4.11	1.04	3.50
1907年	6.12	2.20	4.08
1912年	4.63	2.56	4.46

(備考) レバレッジは(預金債務 / (払込み資本金 + 積立金)) で定義している。

(出所) 加藤 [1957: P. 142-143]

(注6) 五大銀行は、第一、三井、三菱、住友、安田の各銀行である。

7. 第二次大戦後の高度成長期には、全国銀行の広義の自己資本の預金債務に対する比率は大雑把に見て7ないし8パーセントであった。これを基準にすれば図表2に示されているレバレッジが10程度あっても少しもおかしくないはずである。

8. たとえば1907年時点で各種銀行の平均規模を一行当たりの(払込み資本金 + 積立金)で比較すると、五大銀行が12,045千円であるのに対して、その他の普通銀行が291千円、貯蓄銀行が79千円であった。

的に規模の大きい「その他の普通銀行」のそれを上回っている点である。貯蓄銀行も普通銀行と同様に緩やかな健全経営規制にしか服していなかったが、同時に取締役に対する無限責任という厳しい制約が課せられていた。この縛りが、貯蓄銀行の経営破たんへのリスクに対する貯蓄者の見込みを低減させ、当該銀行のレバレッジを高めることに貢献したとも考えられる。

【銀行の支店・出張所の役割】個々の銀行がそれぞれかなり広い範囲にわたって支店、あるいは出張所のネットワークを形成して地域的に分散している零細な貯蓄を「動員する(mobilize)」というビジネス・スタイルが第二次大戦後の日本の銀行システムの特性である。しかし、第二次大戦以前の日本の銀行システムは、そのようなスタイルをとっていなかったことにも注意しておく必要がある。図表3は10年ごとの普通銀行1行あたりの支店数(出張所を含む) およびいわゆる五大銀行の支店数の推移を示したものであるが、1930年代以降

は銀行の支店数が増加する傾向を見せてはいるものの、その数は非常に少なかったことがわかる。支店の数が少なかったということは、個々の銀行のレバレッジの低さに、ある程度は、つながった可能性がある<sup>(注)</sup>。

当然、銀行の支店・出張所の設置に対しては大蔵省の規制が及んでいたであろうと考えがちであるが、必ずしもそうではなかったようである。1893年施行の銀行条例には支店設置の認可に関する規定は一切無かったのである。1916年の改正銀行条例において、銀行の支店設置は地方長官経由で大蔵大臣の認可が必要とされた(後藤[1970:P.152])。したがって、少なくとも1910年代前半までは、個々の銀行が比較的自由に支店を設置できる状況にあったと考えられるが、それにもかかわらず、工業化の進展が始まりつつあったこの時期の銀行は、総じて非常にわずかな支店しか保有しなかったのである。支店設置に関する銀行の消極的な態度は、支店開設の費用に比較して、預金が追加的に収集できる見通しが高くなかったという機関銀行の限界を反映し

図表3 普通銀行1行あたりの支店・出張所数、および五大銀行の支店・出張所数

(単位:店舗)

	1900年	1910年	1920年	1930年	1940年
普通銀行	0.76	1.06	2.11	8.64	16.63
三井	19	14	18	23	28
三菱	4	4	12	23	40
安田	13	21	23	151*	143
住友	11	17	35	81	88
第一	15	13	30	57	67

(備考) \*安田銀行は1923年に他の10行と合同、新発足したため、支店・出張所数が急増した。  
(出所)後藤[1970]

(注) . 預金者にとって、ある銀行の預金の利便性は、その銀行がどの程度幅広く、かつ稠密な支店ネットワークをもっているかという点に依存するだろう。ただし、銀行間の預金移転が今日のように非常に円滑で、預金者にとって無視できる程度の費用しか伴わないとすれば、個々の銀行の支店ネットワークの大きさは本質的には重要でなくなるであろう。



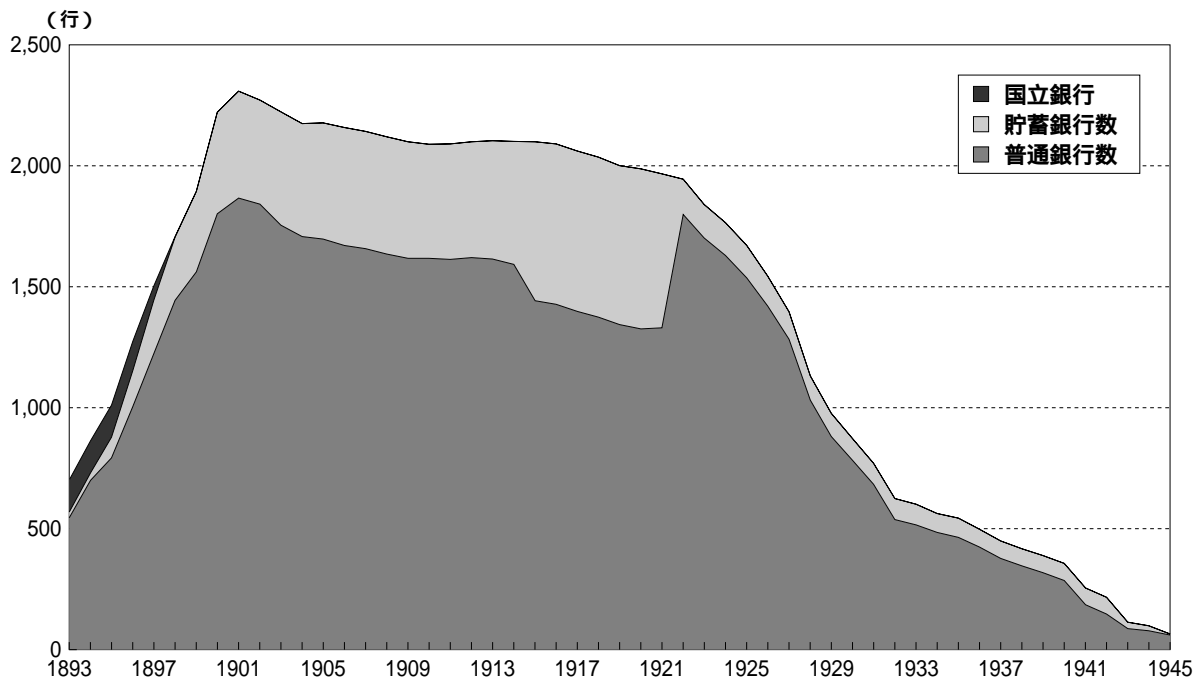
ていたと考えられる<sup>(注)10</sup>。

【機関銀行の機能】本稿の末尾の付表「銀行取付けおよび政策対応に関する年表」は19世紀末から1920年代後半までの銀行取付けと、それに対する政府（大蔵省）の政策に関する簡単な年表である。この付表からわかるように、1896年から1927年までの35年間のうち少なくとも10か年に大なり小なり銀行取付け騒ぎが生じている<sup>(注)11</sup>。つまり、急速な工業化が進む一方では、銀行制度の不安定性が頻繁に露呈していたのである。政府も、小規模な「機関銀行」の脆弱性を認識しており、小銀行の濫立防止、銀行合同の促進などを行政的に進める努力をしている。しかし少なくとも1920年

代初めまでは、「機関銀行」の増加を阻止することはできなかったと思われる。

1920年代までの日本の銀行部門にはたびたび取付け騒ぎが生じたが、そのような不安定な銀行部門にもかかわらず日本の工業化は進み、また銀行の貸出残高の相対的重要性（対GNP比率で測った重要性）も比較的順調に上昇を続けた（図表1）。さらに銀行の数も1901年にピークを迎えたものの、その後も1920年代の初めまでは比較的緩やかな減少を示しているに過ぎない（図表4）<sup>(注)12</sup>。この時期には、多くの銀行が経営破たんなどで消滅する一方、新しい銀行も数多く参入したからである。すでに述べたように、それらの多くは「機関銀行」の役割を担っていたと考えられる。つま

図表4 銀行数の推移、1893 - 1945年



(出所) 後藤新一『日本の金融統計』東洋経済新報社(1970)

(注)10. 1920年代に入ると、深刻な銀行不安の頻発に対応して、大蔵省は支店開設の認可を厳格化した。さらに1928年施行の銀行法はその第6条に銀行の視点設置を認可制とするという規定を盛り込んだ(後藤 [1970 : P. 153])。

11. 銀行取付けの分析に関しては加藤 [1957]、Yabushita and Inoue [1993]、Hamada [1994]などを参照

12. 1901年時点で、普通銀行と貯蓄銀行を合わせて数は2,308行に上った。そのうち、普通銀行は1,867行であった。

り20世紀の最初の20年間に見られた比較的小規模な企業の急増は、良かれ悪しかれ、数多くの「機関銀行」の参入を伴っていたと言えるのである。

多くの研究者が指摘してきたように（たとえば、加藤 [ 1957 ]、Okazaki and Yokoyama [ 2001 ]）、このような金融システムが不安定性、脆弱性を抱えていることは明らかである。しかし「機関銀行」が、「未成熟」な資本市場の下で、急速な工業化を支える機能を果たした可能性がある点も看過すべきではないであろう。ここで未成熟という意味は、市場取引を基盤とする金融仲介に内在するエージェンシー問題を緩和し、特に資金提供者の利益を擁護する法制度上のインフラストラクチャー（とくに実効性のある情報開示ルール、投資家の所有権を護るための法制度など）が機能していないという意味である。どのような経済においても、新規企業が金融システムの認知を得て、急速な成長に必要な外部資金を調達することは難しい。特に資金調達者と資金供給者の間に横たわる様々なエージェンシー問題を有効に解決する制度インフラが未整備か、あるいは欠落している場合には、その困難さは深刻である（La Porta et al. [ 1998 ]）。「機関銀行」は脆弱な基盤に立脚しながらも、未成熟な資本市場の下で、多数のベンチャー企業が外部資金を調達する方法を提供したと考えられる<sup>(注)3</sup>。

ベンチャー企業が外部資金を調達する場合の問題は、企業の実績や将来性、さらには様々な局面における経営者の意思決定が、部外者にとって不透明なことである。企業経営者がその不透明性を悪用し、部外の投資家の利益を損なうとしても、それに対して有効に処罰を加えることは難しい。20世紀初頭の日本にあって、そのような企業が資本市場から急速な成長を支える資金を調達することは難しかったであろう。このような状況において、ベンチャー企業が外部資金に依存しようとするれば銀行融資以外の選択肢を考えることは難しい。しかし伝統的な銀行、たとえば財閥の傘下に組み入れられている有力銀行が、どれほど積極的に当時のベンチャー企業へ資金を供給しようとしたであろうか。財閥系の銀行は財閥内部の企業への融資に対しては関心を示したかもしれないが、新たに参入する不透明性の高い企業へ融資することにはきわめて消極的であったとされる（加藤 [ 1957 : P. 129 ]、Morck and Nakamura [ 2003 ]）。財閥系の有力銀行も、その規模を利用して貸出の分散をある程度は図ることができたものの、結局は「機関銀行」の性格を濃厚にもっていたからである<sup>(注)4</sup>。この状況の下では、事業会社が参入の容易な銀行業へ（もちろん間接的にはあるが）自ら関与して銀行を設立し、わずかとはいえレバレッジを利用して集めてきた預金を

(注)3. 中小の機関銀行の経営上の脆弱性を不動産担保融資と結びつけて論じているものもある。たとえば全国地方銀行協会 [ 1961 : P. 141 ] は「大正末期から昭和初期にかけての地方銀行経営の困難は、不動産担保との宿命的な結びつきのためであったといっても過言ではなく……」と述べている。しかし不動産担保融資が重要だったのは、借手にとって他に有効な担保物件が無かった（後藤 [ 1970 : P. 125 ]）というのが実態ではなかっただろうか。

14. 加藤 [ 1957 : P. 123-130 ] は1893年に施行された銀行条例に含まれていた大口融資規制に対して、中小銀行ばかりではなく財閥系の大銀行も足並みをそろえて反対した事実を詳しく説明している。大銀行も「機関銀行」として、この規制を不都合と感じていたというのである。

融資に向けるという方法は、一定の合理性を持っている。もちろん、機関銀行の健全性は融資先企業の経営の安定性に本質的に依存するから、預金者を含む投資家たちにとっては、機関銀行の経営者やその融資先企業の経営者のモラルハザード的行動の抑制に多大の関心を払わざるを得ない。それでも彼らにとって、要求すれば払い戻しを受けることができる銀行預金という形で資金を供給することは、資本市場の未成熟さという当時の状況を考慮に入れれば、たとえば株式などの形で資金を供給するよりも有利であったに違いないのである<sup>(注)5</sup>。

このように考えると、機関銀行は未成熟な資本市場の下でベンチャー企業へ外部資金を供給するひとつの有効な方式でありえたということになる。その意味では、機関銀行に立脚した日本の銀行制度は19世紀末から20世紀初頭にかけての急速な工業化を支える重要な役割を演じたと言える。確かに機関銀行をベースとする銀行制度は非常に不安定であり、付表に示されているように、機関銀行、あるいはその融資先の産業部門の不安定性を反映して、絶えず銀行取付けが生じた。しかしこの不安定性は、機関銀行が引き起こしたというよりも、融資先企業の経営基盤の脆弱性、あるいは日本の実体経済全体の不安定性の反映

であったと見るべきであろう<sup>(注)6</sup>。図表1に見られるように、不安定な銀行部門を抱えながらも、日本経済の工業化と歩調を合わせるように、少なくとも1920年代までは、銀行機能が進化したのも、機関銀行の機能に一定の合理性があったからであろう。もちろん工業化の進展と銀行機能の進化が同時に存在したという事実は、銀行部門、とくに機関銀行をベースにする銀行部門が工業化の進展を促進したということの意味するものではない。機関銀行に関する多くの研究から推測すれば、むしろ産業化の進展が多くの企業の新規参入と、それを支えるための機関銀行を中心とする銀行部門の拡大をもたらしたと言うべきであろう。

【機関銀行の限界】すでに何度も強調してきたが、機関銀行を基盤とする金融仲介が潜在的な脆弱性をもっていることは、今日のわれわれには自明である。融資対象を十分に分散しクレジット・リスクをコントロールするビジネス・モデルが望ましいことはいうまでもない(たとえばDiamond [1984])。そのためには、分散化された貸出ポートフォリオを維持・管理する固定的費用を賄えるほど十分に大きな経営規模が必要である。日本の政府(大蔵省)、および一部の銀行関係者は20世紀の初頭

(注)5. Diamond and Rajan [2001] は、より一般的な枠組みの下で、銀行が債務者企業へ固定的に融資を供給して流動性を付与すると同時に、投資家に対して要求払い預金を提供して流動性を供給するというビジネス・モデルの銀行が、どのように資金調達者と資金供給者の間のエージェンシー問題を解決しているかを説明している。この枠組みでは投資家による銀行取付けの可能性が不可欠な機能を担っている点にも注意しなければならない。Yabushita and Inoue [1993] は1920年代当時の預金者の取付け行動は、個々の銀行の財務内容を見極めた合理的なものであったと結論している。1927年の金融危機においては銀行預金から郵便貯金への多額の資金シフトが見られたというのが一般的な理解である(たとえば杉浦 [2001] を参照)が、しかし付表にも示したように郵便貯金に対する取付けすら発生したという報告もある(石川・石田 [1981])。したがって、一部の銀行の破綻が健全な銀行に対する取付けを惹起するという、いわゆる「伝染効果」が無かったとは言いがたい。

16. ここで考察している期間には、日清戦争(1894 - 95年)、日露戦争(1904 - 05年)、第一次世界大戦(1914 - 18年)そして関東大震災(1923年)など日本の実体経済にたびたびリアル・ショックが襲い、それによって経済変動が引き起こされた点を無視できないであろう。

にはこのことを認識しており、地方長官を通じる行政通達などによって、中小銀行の濫立防止と、銀行合併の推奨をおこなってきた。こうした行政的な「指導」の結果も反映する形で、1920年代までの急速な工業化の時期に、銀行の経営規模は次第に大きくなっていく。しかし、銀行経営に必要な最小最適規模は市場の自発的なメカニズムからなぜ生まれなかったのであろうか。別の表現をすれば、1928年に施行される銀行法を基盤とした政府の政策が結果として銀行業における最小最適規模の実現に貢献することになったように思われるのであるが、それはなぜなのだろうか<sup>(注)7</sup>。銀行中心の金融システムが20世紀初頭の日本の工業化をリードしたという主張が説得力を持つためには、そのような市場の側の自発的な動きが見られて然るべきであった。実際には、銀行業における最小最適規模の実現は十分迅速には達成されなかった。

いずれにしても、第一次大戦というリアル・ショックが日本における本格的な重化学工業化進展のきっかけとなり、その金融的なインパクトが機関銀行の脆弱性を露呈させたと思

われる。重化学工業化の進展によって、多くの企業が必要とする外部資金の額も急増し、機関銀行はレバレッジの引き上げの必要に迫られた。このような機関銀行の拡張はその脆弱性をさらに高め、銀行経営破たんと取付けを頻発させることになった。そのため図表4からもわかるように、1920年代に入ると銀行数の減少の速度が高まっている。また図表5が示しているように、1923年から27年までの時期には、銀行数の減少で合併以外の理由によるものが相対的に重要になっているのである。銀行のレバレッジはそれ以前の時期に比較して高まっていたから、銀行破綻の経済的、社会的影響もそれだけ大きくなった。それゆえに預金者たちは銀行経営の推移に従来に増して敏感にならざるを得ず、銀行取付けが生じやすい環境が準備されたと言える。

【銀行法の効果】銀行業の脆弱性に対処するために、銀行法が1927年に公布され28年年頭から施行された。よく知られているように、この銀行法の狙いは銀行に資本金の最低金額（最低資本金100万円、ただし勅令によって指定さ

図表5 普通銀行および貯蓄銀行の行数の変化、1901 - 1945年

(単位：行)

期間	新規参入			退出		
	普通銀行	貯蓄銀行	合計	普通銀行	貯蓄銀行	合計
1901 - 22年	503*	511	1,014	1,073 (238)	319* (111)	1,392 (349)
1923 - 27年	53	1	54	569 (380)	34 (15)	603 (395)
1928 - 45年	124	6	130	1,346 (957)	115 (102)	1,461 (1,059)

(備考) \*1922年に、貯蓄銀行515行が普通銀行へ転換した。これらの数値は含まれていない。また退出の項のカッコ内の数値は、合併によって減少した銀行数である。

(出所) 後藤 [1970 : P. 56-58]

(注)7. 日本の金融システムの発展に関する多くの既存の研究は、やや不思議なことに、この疑問に対する直接的な解答を与えていないように思われる。

れる大都市を営業基盤とする銀行については200万円)を規定することによって、小規模銀行を銀行業から排除することであった(同法第3条)<sup>注)18</sup>。すでに説明したように、大蔵省の行政指導により、新規参入の銀行については最低資本金の適用はなされていたのであるが、既存の銀行についても最低資本金の規定が適用されることになった点が重要である。このために銀行法施行時点で、最低資本金の要件を満たしていない銀行(「無資格銀行」)が多数に上った<sup>(注)19</sup>。無資格銀行は5年の猶予期間内に、原則として合併によって最低資本金の要件を満たすことがもとめられたのである。政府は、無資格銀行が単独の増資で最低資本金を満たすことを厳しく制約したのである(加藤[1957:P.305])。また大蔵省は1933年に「一県一行主義」を採用し、地域の銀行数を制限する政策を公式にスタートさせた。これらの政策によって、1928年以降、銀行の数は主として合併を通じて急減することになる(図表5)。

この銀行システムの再編成は銀行の数を急

減させ、その経営規模拡大させることに貢献したが、同時に銀行の融資機能を顕著に低減させたことにも注意すべきである。図表1に戻ってみると、それまで比較的順調に上昇し続けてきた銀行貸出残高対GNP比率が1930年代に入ると急激に落ち込んでいることがわかる。また「主要企業」の資金調達構造の推移を示した図表6によると、1927年から36年の期間の銀行借入の依存度がマイナスになっている。この期間は図表1で銀行貸出残高対GNP比率が大きく低落した期間でもある。つまり、少なくとも有力企業は20年代末から30年代半ばにかけて銀行からの借入を減少させたのである。これも銀行の融資機能低下の証拠と見る事ができよう。

この銀行融資の低減が实体经济にどのような影響を及ぼしたかは、必ずしもはっきりしない。図表6の一番右側の欄には各期間の実質GNP成長率の平均値が示してある。少なくともこの数値を見る限り、銀行融資の重要性の低下は実質GNP成長率の低下に結びついては

図表6 「主要企業」の資金調達構造の推移と実質GNP成長率

(単位:%)

期間	内部資金	株式	社債	銀行借入	実質GNP成長率 (年率平均)
1897 - 1913年	3.6	32.4	6.5	57.5	2.00
1914 - 1926年	1.9	38.2	12.6	47.3	3.53
1927 - 1936年	21.6	80.4	27.4	29.4	4.26
1937 - 1944年	11.1	24.5	23.8	40.5	5.05*

(備考) \* 1937 - 1940年の平均値。

(出所) 日本興業銀行[1957]、および大川その他[1957]

(注)18. さらに細かく説明すると、人口1万人以下の都市に拠点を置く銀行に関しては、最低資本金は50万円と定められた。この他、他業兼営に対する規制、役員の兼職の認可制など銀行に対する健全経営規制が法律上強化された。銀行条例においては大口融資規制が、銀行側の反対で結局撤去されたことを説明した。銀行法そのものには大口融資規制は盛り込まれなかったが、同法施行細則には、同一人に対する債権が払込資本金と準備金の合計額の10分の1を超える場合、あるいは銀行が保有するか、あるいは債権の担保として受け入れている企業の株式が、その企業の株式総数の5分の1を超える場合には、大蔵省による何らかの指導がなされる余地を定めた。加藤[1957:P.307]によれば、これらの規定は機関銀行の弊害を取り除くことを直接の目標としたものであった。

19. 加藤[1957:P.304]によればその数は790行、石川・石田[1981:P.52]あるいは後藤[1977:P.334]によれば617行に上る。

いない。その意味では銀行の融資機能の低減は日本のマクロ経済に深刻な打撃を与えることはなかったように見える。しかしこのような結論に至る前にさらに慎重な分析が必要なことは言うまでもない。まず、銀行にかわる金融仲介の仕組みとしての資本市場の機能がどのようなものであったかを考察しなければならない。これは次節の課題である。また銀行の融資機能に依存する企業側の条件も考察しなければならない。図表6は大企業の資金調達構造を示しているが、中小、零細企業の資金調達はどうかであったのかを考察する必要がある。なぜならば、大企業に比較して中小、零細企業はより深刻なエージェンシー問題を抱えており、銀行中心の金融仲介機能に依存しなければならない必要性が相対的に高いと考えられるからである（たとえばPetersen and Rajan [1995]、Boot [2000]、堀内 [2004]を参照）。残念ながら、1920年代前後の中小企業の資金調達の変化と、それが企業部門の生産、成長、雇用などに及ぼした影響に関する分析は手許にない。しかし、この時期の銀行間の資金の流れが五大銀行を中心とする有力銀行から地方の中小銀行へ向かっていたこと、中小銀行に対する預金取付けが頻発する過程で、地方の中小銀行から有力銀行へ預金が集中し、「地域金融の枯渇」と「有力銀行の余剰資金」という現象が生じたという記録がある（志村 [1969]）。ここでは、藤野・寺西 [2000] の次の指摘に注目したい。それは銀行機能の低下

が中小企業分野や、それに依存する地域経済に実質的な影響を及ぼしたことを示唆しているからである。「……1920年代から1930年代にかけては、銀行の合同合併で小銀行が整理されていく過程で、他方、雇用状況の悪化のもとで自己労働の自己雇用のため小企業数は増大して、中小企業の資金需要は増加し、小企業金融は逼迫していた（二重構造問題の金融的側面）。1920年代終わりから1930年代初めにかけて、中小企業金融問題に関する論評が多数出現するのは、この事情を反映している（藤野・寺西 [2000 : P. 145]）」。

## 2. 資本市場の機能

第二次大戦以前の日本の企業金融において、証券市場、具体的には株式、および債券の市場がかなり重要な位置を占めていたことは、内外の研究者によってこれまでも指摘されてきた（Goldsmith [1983 : P. 102]、藤野・寺西 [2000 : P. 145-150]、Hoshi and Kashyap [2001 : P. 33-41] など）<sup>注20</sup>。この点は第二次大戦後の企業金融の構造と対照的である。たとえば図表7は日本銀行がまとめた統計に依存した非金融企業の資金調達に関する集計表であるが、この表によれば、1930年代には株式や社債による資金調達の比重がかなり高いのに対し、銀行、金融機関からの借入による資金の割合はかなり小さい。第二次大戦後は、銀行、金融機関からの借入の重要性が高まる一方、株式、社債による資金調達の比重は取るに足りない水

(注)20. Goldsmith [1983] と Hoshi and Kashyap [2001] は20世紀はじめから1930年代にいたるまで、銀行部門は工業化の促進に見るべき働きをしなかったと主張している。Goldsmithの推計によれば、1914年から1931年の期間に企業が調達した資金の42.4%は株式発行によるものであり、41.3%が銀行借入によるものであった（Goldsmith [1983 : P. 102]）。

図表7 非金融企業の資金調達構造、1931 - 1975年(期間平均)

(単位：%)

	1931 - 40年	1941 - 44年	1946 - 55年	1956 - 65年	1966 - 75年
内部資金	37.0	28.2	37.0	41.1	43.8
民間金融機関借入 (銀行借入)	27.3 (21.1)	41.8 (45.8)	45.4 (31.7)	43.7 (26.1)	45.8 (23.9)
政府金融機関借入	0.0	0.0	4.2	3.4	4.3
財政投融资	0.9	1.2	2.6	0.9	0.6
社債	4.3	8.6	2.3	2.6	2.0
株式	31.0	19.5	8.7	8.3	3.4
その他	1.3	0.1	0.2	0.0	0.1
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(備考)「内部資金」の数値は国民所得統計による。

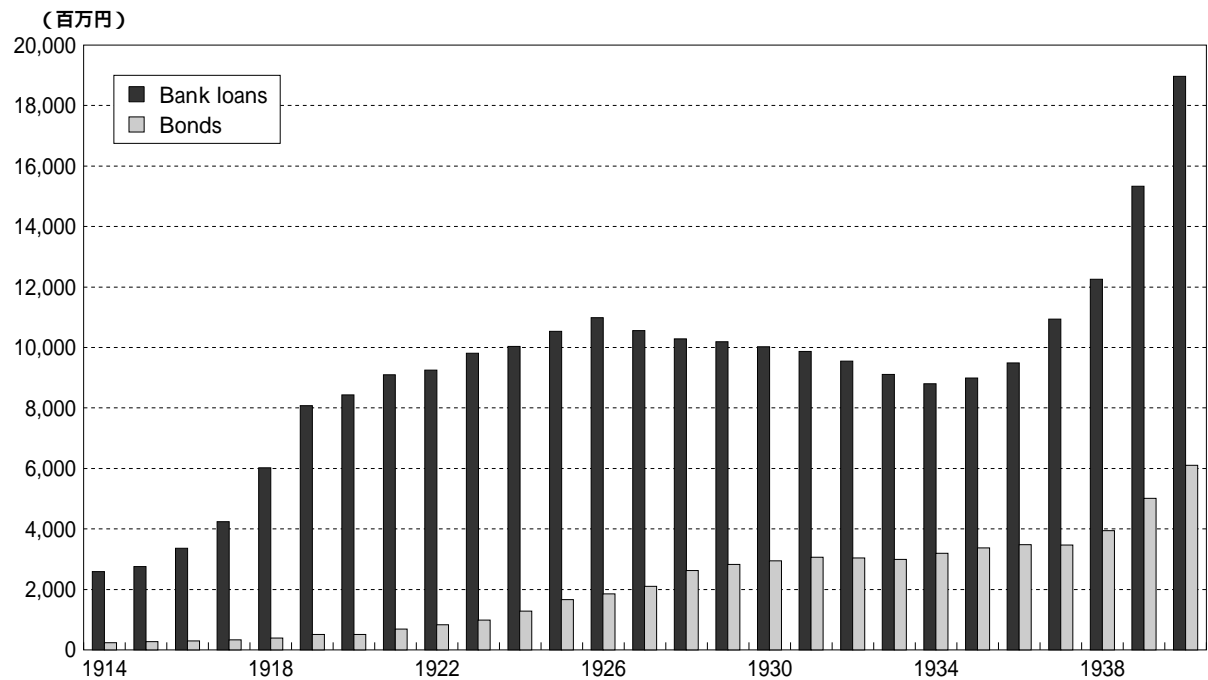
(出所)日本銀行『経済統計年報』、および『本邦経済統計』

準に低落している。この統計から戦前の日本の企業金融においては、あたかも今日のアメリカ、イギリスのように資本市場が重要な役割を演じたと結論することができるだろう。そのように結論するのはいささか早計であると思われる。確かに1930年代には銀行融資の重要性が低下した時期であるが、すでに見たように、この時期には政府主導でドラスティックな銀行再編が進行中の時期であった。銀行数が激減しつつあるばかりではなく、銀行の貸出機能も大幅に低減した時期であり、第二次大戦以前の時期のなかでも例外的な時期であった。また第二次大戦以前には、銀行が証券業務にもある程度関与できたことにも注意すべきであろう。特に銀行は社債発行の引受けに関して非常に重要な存在であった。また、この時期には銀行は積極的に株式を保有することはなかった(志村[1969:P.75])ものの、投資家に対して株式を担保とする多額の融資を供給したのである。

【企業金融における社債の重要性】急速な工業化の進展は社債市場の発展を伴っていた。1914年には社債の残高は2億4,200万円であったが、1924年には12億8,800万円とわずか10年の間に5倍以上に増加している(公社債引受協会[1980])。しかし、社債の大半は鉄道、および電力という公益企業の資金調達に利用されたのであり、製造業などの業種においては決して重要な資金調達手段ではなかった<sup>(注21)</sup>。図表8は1914年以降、1940年までの銀行貸出残高と社債発行残高の推移を示している。銀行貸出残高は1927年から1930年代半ばまで絶対額で減少しており、一方、社債発行残高はこの間着実に増加し続けている。したがって、図表8は社債発行が銀行部門の融資機能の減退(その原因はすでに説明した)を補う役割を演じていたかの印象を与えるかもしれない。しかし社債発行企業と銀行融資(とくに中小銀行の融資)の対象となる企業とは相当に異なっていたことは明らかである。したがって、社

(注)21. 1913年から25年までの13年間の統計によると、事業債発行総額のうち、鉄道業による発行の割合が20.8%、電力会社による発行額が37.6%を占めていた(公社債引受協会[1980:P.48])。同様に、1927年から36年までの10年間の事業債発行総額のうち、陸運業による割合は29.0%、電力業による割合が38.7%であった(公社債引受協会[1980:P.49])。

図表8 銀行貸出残高と社債発行残高、1914 - 1940年



(出所) 藤野・寺西 [2000]、および公社債引受協会 [1980]

債市場が銀行融資機能を（完全に）代替したと判断することはできないであろう。

また、この多額の社債発行の多くが、いわゆるユニバーサル・バンキングの下で銀行によって引き受けられたことに注意する必要がある<sup>(注)22</sup>。図表9は公社債引受協会の資料に基づいて、事業債の引受機関別の構成比（ただ

し発行件数による構成比）を計算したものであるが、銀行が単独引受け、あるいは共同引受けのいずれかの形で引受けに関与した件数が圧倒的に多い。たとえば1927 - 29年の期間についてみると、銀行が引受けに関与しなかった件数は369の事業債発行件数のうち38%弱に過ぎないのである。

図表9 事業債の機関別引受け件数と構成比

(単位：件、%)

期間	単独引受け		共同引受け						その他	合計
	銀行	その他	銀行	銀行+信託	銀行+証券	銀行+その他	銀行+信託+証券	その他		
1924年	20 (19.4)	10 (9.7)	21 (20.4)	0 (0.0)	13 (12.6)	3 (2.9)	1 (1.0)	0 (0.0)	35 (34.0)	103 (100.0)
1927 - 29年	84 (22.8)	75 (20.3)	45 (12.2)	40 (10.8)	24 (6.5)	0 (0.0)	36 (9.8)	24 (6.5)	41 (11.1)	369 (100.0)
1932 - 35年	73 (17.1)	102 (23.4)	62 (14.6)	93 (21.8)	5 (1.2)	0 (0.0)	3 (0.7)	58 (13.6)	33 (7.7)	426 (100.0)

(出所) 公社債引受協会 [1980 : P. 58-59]

(注)22 . 1905年に公布、施行された担保付社債信託法は担保の受託業務を銀行、信託会社に与えることになったが、担保付社債発行が重要になった1930年代には入ると受託会社になれる銀行が引受けにおいても重要な立場を占めることになった(公社債引受協会 [1980 : P. 58])



1920年代に入ると、実体経済の不安定性を反映して、銀行融資ばかりではなく事業債に関しても貸倒れのケースが目立つようになり、社債権者の権利をいかに守るかが重要な問題となった。この状況を受けて、1931年6月に銀行を中心に「今後発行する社債を原則としてすべて担保付きとすること、また社債の償還を確実にするために減債基金付とすることなどの申し合わせがなされたのである」(公社債引受協会 [1980 : P. 65-66] <sup>注23</sup>)。この当時、銀行が社債の最大の保有者であったから、この申し合わせが銀行にとって都合のよいものであったことは明らかである。また銀行を中心とする社債引受け組織は、第二次大戦後、社債市場の発展を阻害したといわれる起債コントロールの仕組み(いわゆる起債会)に引き継がれていく。

上記の申し合わせは1930年代に引受会社を中心として展開された「社債浄化運動」の一環であったが、この運動そのものが1930年代までの日本の社債市場が、投資家の権利保護という観点からみて未成熟であったことを示している。社債浄化運動に関する公社債引受協会の次の叙述に注目したい。

……支払不能に対する処理の過程は担保付きであれば迅速に投資家に有利に解決されたというわけでもなく、2~16年ばかりでほとんどが何とか償還された。問題は担保の

有無にあったのではなく、社債が発行会社の債務であれば当然予想される債務支払い不能の事態に対して、社債権者の権利をどう守るかが十分に考えられていなかったことにあったのである。

社債が元利払不能に陥り、その和議解決が長引いたことは、起債関係者間に深刻な反省を惹起した。社債権者は発行会社の元利払不能の責めを引受会社に負わせがちでもあったため、引受会社の間になんとか引受発行方式を改善しようという機運が醸成された。

引受会社は、社債を担保付債として発行し、担保の受託会社により社債権者の権利が法的に、また法の範囲内で守られることを望んだ(公社債引受協会 [1980 : P. 65])。

銀行の融資機能が低減していく過程にあって、確かに事業債は重要な機能を担った面があるものの、それは主に鉄道や電力など公益企業の資金調達手段であったし、また引受けや保有という段階では、銀行、とりわけ財閥系の銀行や特殊銀行を中心とする有力銀行が極めて重要な役割を担っていた。したがって、この時期の比較的活発な社債発行が、銀行を経由しない金融仲介メカニズムの発展を意味していたとはとても言えないのである。

【株式市場の重要性】次に、第二次大戦以前の

(注)23 . 1916年から1930年までの期間に発行された事業債のうち、93銘柄が債務不履行に陥った。この債務不履行債券は、同じ時期に発行された債権総額の4.4%に相当する。この不履行率そのものは、たとえば同時期のアメリカにおける不履行率に比較して高いものではない。黒沢 [1985 : P. 132] によれば、1900年から1943年までのアメリカの大企業が発行した事業債についての債務不履行率は17.3%にも上ったのである。

時期の日本の金融システムにおける株式市場の重要性を検討してみよう。図表10は1920年代末から30年代の時期の株式市場の規模、ないし機能を、第二次大戦後の高度成長期（1960年 - 75年）のそれらと比較している。偶然ではあるが、この二つの時期における銀行融資残高対GNP比率はともに0.57で同じ水準にあった。まず、株式の市場総価値額（株価総額）対GNP比率をみると、戦前期が0.98であるのに対し、高度成長期は0.31であり、戦前期の株式市場の規模が非常に大きかったことがわかる（Hoshi and Kashyap [2001 : P. 44-50]）。特にこの時期の貸出返金残高よりも株式の市場総価値額のほうがかなり高い。

Levine [2002 : P. 419] は、金融システムと経済成長に関する包括的な国際比較分析をおこない、株式の市場総価値額は経済成長の安定した説明変数になりえないという結論を導き出している。彼の研究によれば、むしろ重要なのは株式市場の売買高で定義される市場の流動性である。そこで（東京証券取引所における）

株式売買高をGNPで除した値を、二つの時期で比較してみると、やはり戦前期のほうが高度成長期よりも圧倒的に高いことがわかる<sup>(注)24</sup>。したがって図表10を見る限り、1920年代末から30年代にかけての企業金融の構造において株式市場が非常に重要な位置を占めていたと言える。

第二次大戦後の株式市場では、銀行、その他の金融機関が株式保有者として重要な位置を占めていた。それでは戦前にはどうだったのであろうか。藤野・寺西 [2000] の推計によれば、戦前期に銀行、協同組織金融機関、保険会社、信託会社が保有する株式の割合は11.5%であったが、これは高度成長期の保有比率39.9%を大きく下回っている。このことは、戦前期の日本では株式が広く多様な投資家に分散して保有されていたことを物語っているだろうか。そうではない。戦前期には銀行や機関投資家ではなく、財閥一族や財閥の持株会社を中心となって、株式の集中保有が実現されていたのである。たとえばMorck and

図表10 株式と銀行の相対的重要性(対名目GNP比)

期 間	1928 - 1940年	1960 - 1975年
株価総額	0.98 (0.57)	0.31 (0.08)
株式売買高 (a)	0.54 (0.19) (b)	0.18 (0.09)
銀行融資残高	0.57 (0.095)	0.57 (0.04)
金融機関の株式保有比率 (%)	11.5	39.9 (c)
実質GNP成長率 (年率)	4.57 (3.03)	8.58 (3.88)

(備考) 銀行融資残高は全国銀行貸出残高(協同組織金融機関を含んでいない)。括弧内は標準偏差。  
 (a)東京証券取引所株式売買高、(b)1928 - 1937年の期間平均、(c)1965 - 1975年の期間平均  
 (出所)野村證券株式会社 [1976]、藤野・寺西 [2000]、日本銀行

(注)24. 統計の制約のために、戦前期の株式売買高は東京証券取引所におけるものしか取れなかった。一方、高度成長期の株式売買高は全国の取引所の合計である。それにもかかわらず、戦前期の額のほうが(対GNP比で)圧倒的に大きいのである。また戦前期の株式売買の過半が一種の先物取引である「清算取引」であった点にも注意しておこう。株式売買高に占める実物取引の割合は1938年までは10%未満であった。しかし38年以降に強化された「実物金融」の制度や清算取引に対する課税強化を反映して、実物取引が急速に高まったといわれる(野村證券50年史)。

Nakamura [ 2003 : Table 12 ] によると、1928年時点で伝統的な財閥、すなわち、三井、三菱、住友、安田、古河、大倉の企業グループについてみると、それらグループの有力傘下企業65社の株式の71.3%が財閥一族と持株会社によって保有されていた。また、同じ財閥グループ企業まで含めたグループ内の持株比率は79.3%に上るのである<sup>(注)25</sup>。一方、株式市場における銀行、とくに普通銀行の位置は、すでに見たように株主としてのプレゼンスはあまり高くなかった。志村 [ 1969 : P. 75 ] によれば、少なくとも1920-30年代には、銀行は株式保有に積極的ではなかったのである。しかし銀行は決して株式市場に影響を及ぼすことがなかったわけではない。それは銀行が積極的に株式を担保とする融資を供給したということである。たとえば1928年から40年までの13年間に普通銀行が株式を担保として供給した貸出残高は総貸出残高の25.4%にも上ったのである<sup>(注)26</sup>。このような銀行の積極的な株式担保融資は図表10に示した戦前期の株式市場の高い流動性を支えたといえるであろう。

戦前期の株式市場の役割について要約してみよう。確かに株式の市場総価値額や売買高で評価された株式市場の流動性は、第二次大戦後の高度成長期に比較するとかなり高かった。また株式保有構造において銀行のプレゼンスはかなり低かった。しかしこれらの事実から、戦前期の日本の金融システムが株式市

場中心の構造であったと結論するのは早計である。なぜならば財閥グループを中心として、企業のインサイダーたちが相当に多額の株式を保有し続けていたからである。多様な投資家たちの様々な情報、判断が個々の企業の株価に集約されるという意味での効率的な株式市場が存在していたとは考えられないのである。また銀行が株式保有に積極的でなかったということは高度成長期の場合と対照的であり、銀行が企業経営統治において重要な役割を演じなかったことを示唆している。少なくとも伝統的財閥に関して言えば、そのグループ企業の経営をコントロールするべき立場にあったのは、銀行や機関投資家ではなく、財閥一族や持株会社だったのである。これは表面的に見る限り、第二次大戦後の企業経営統治とはかなり異なる構造である。

## むすび

高度成長期の日本の企業金融とそれに関連する企業経営統治のメカニズムがどのように形成されたかを考察するためには、単に本稿が焦点をあてた20世紀初頭から1930年代前半までの工業化と金融の関係ばかりではなく、1930年代後半から鮮明になってくる経済への戦時統制の影響、さらに第二次大戦直後の財閥解体など戦後処理策の影響なども視野に入れて論じなければならない。しかし、それらは今後の課題とする。以下では、1930年代ま

(注)25. これに対して、第一次大戦以後急速に成長してきた新興の財閥グループは、グループ外の投資家の持株比率がかなり高くなっている。新興財閥は、また、伝統的な財閥に比較して自らの機関銀行に依存する程度が高く、それゆえに新興財閥の機関銀行は比較的脆弱性も高かったのである (Morck and Nakamura [ 2003 : P. 40-41 ] )。

26. 後藤新一 [ 1970 : 表47 ]。なお同じ期間における貯蓄銀行による株式担保融資の総貸出残高に占める比率は9.5%であった。

でのおよそ50年間にわたる日本の工業化と金融システム、特に銀行部門の役割に関する本稿の議論を手短に要約する。

1930年代までの日本の金融の目立った特長は、その不安定性であったといえよう。頻発する銀行取付け、さらに深刻な金融不安に対応するドラスティックな銀行再編による融資機能の減退などはわれわれの関心を引く。その不安定性が日本の実体経済にどの程度マイナスの影響を及ぼしたかは必ずしも明確に評価されていない。しかし、金融の不安定性が実体経済の不安定性につながったというよりも、頻発する実体経済へのショック（リアル・ショック）の影響を受けて銀行システム、あるいは金融システムが不安定化したという側面が強いことに注意すべきである。銀行部門の不安定性自体が実体経済に及ぼした影響が深刻ではなかった理由の一端には、銀行が融資先企業に影響を及ぼしというよりも、典型的に機関銀行の仕組みに現れているように、資金調達企業の側のイニシアティブが銀行経営を左右した面が強かったからである。これは財閥とその傘下の銀行の関係についても当てはまるであろう。

一方、1930年代までの社債や株式の市場は、たとえば高度成長期と比較すれば非常に活発であったように思われる。しかしそのことは、戦前期の日本で資本市場を基盤とする金融システムが機能していたということを意味する

わけではない。なぜならば社債引受や株式担保融資という資本市場の機能を支える枢要な領域で、銀行が圧倒的に強力な影響力を発揮したからである。たとえば社債市場における銀行の強い影響力は、この後、高度成長期にかけて起債調整という形で国内社債市場の発展をむしろ阻害する方向に働いた。また資本市場の利用可能性（アクセス）は、有力企業や公益企業などに比較的限定されていたことにも注意しなければならない。投資家の広い意味での所有権を明確に保護する法制度が必ずしも整備されていたわけではなかったことも指摘しておくべきだろう。

このような未成熟な資本市場の下では、機関銀行は20世紀初頭の工業化の進展を支える上で一定の役割を果たしたのではないかというのが本稿の推論である。多くの専門家が批判してきたように、機関銀行というビジネス・モデルは明らかに不安定性を内包している。銀行が一定の自己資本のもとでレバレッジを積極的に引き上げ、幅広く預金を集めることになれば、その内在する不安定性が露呈する。第一次大戦後に急速に進む重化学工業化に対応して、機関銀行をベースとする銀行機能が拡大することによって、その不安定性が本格的に露になったのである。ここでも重化学工業化の進展というリアル・ショックが、金融不安、銀行部門の混乱の原因になったと思われる。

## 参考文献

- Boot, A. W. A., "Relationship banking : What do we know?" *Journal of Financial Intermediation* 9, 2000, 7-25.
- Diamond, D., "Financial intermediation and delegated monitoring." *Review of Economic Studies* 51, 1984, 393-414.
- Diamond, D., and R.G. Rajan, "Liquidity risk, liquidity creation, and financial fragility : A theory of banking." *Journal of Political Economy* 109 (2) , 2001, 287-327.
- Goldsmith, R. W., *The Financial Development of Japan, 1868-1977*. Yale University Press, 1983,
- Hamada, K., "Bubbles, burst, and bail-outs : A comparison of three episodes of financial crises in Japan." In Okabe, M. (ed.) , *The Structure of the Japanese Economy : Changes on the Domestic and International Fronts*, Macmillan Press Ltd, 1994, 263-286.
- Hoshi, T., and A. Kashyap, *Corporate Financing and Governance in Japan : The Road to the Future*. The MIT Press, 2001.
- La Porta, L., F. Lopez-de-Silanes, A. Shleifer, and R.W. Vishny "Law and finance." *Journal of Political Economy* 106 (6) , 1113-1155.1998.
- Levine, R., "Bank-based or market-based financial systems : Which is better?" *Journal of Financial intermediation* 11, 2002, 398-428.
- Morck, R., and M. Nakamura, "Been there, done that : The history of corporate ownership in Japan," Unpublished mimeograph July 2003.
- Okazaki, T., and K. Yokoyama, "Governance and performance of banks in prewar Japan : Testing the 'organ bank' hypothesis quantitatively," Center for International Research on the Japanese Economy, Discussion Paper CIRJE-F-111, April 2001.
- Petersen, M., and R.G. Rajan, "The benefits of lending relationships : Evidence from small business data." *Journal of Finance* 49, 1994, 3-37.
- Yabushita, S. and A. Inoue, "The stability of the Japanese banking system : A historical perspectives." *Journal of the Japanese and International Economies* 7, 1993, 387-407.
- 石井寛治・杉山和雄編『金融危機と地方銀行：戦間期の分析』東京大学出版会（2001）
- 石井寛治「戦間期の金融危機と地方銀行」石井寛治・杉山和雄編『金融危機と地方銀行：戦間期の分析』東京大学出版会（2001）P. 3-22
- 石川通達・石田定夫『日本金融年表・統計』東洋経済新報社（1981）
- 伊藤正直「藤田銀行の破綻とその整理」石井寛治・杉山和雄編『金融危機と地方銀行：戦間期の分析』東京大学出版会（2001）P. 383-414
- 大川一司・高松信清・山本有造『長期経済統計：国民所得』東洋経済新報社（1974）
- 加藤俊彦『本邦銀行史論』東京大学出版会（1957）
- 黒沢義孝『債券格付けの実際』東洋経済新報社（1985）
- 後藤新一『日本の金融統計』東洋経済新報社（1970）
- 後藤新一『普通銀行の理念と現実』東洋経済新報社（1977）
- 佐藤正弘「資産家と地主」西川俊作・山本有造編『産業化の時代：下』岩波書店（1990）P. 319-340
- 志村嘉一『日本資本市場分析』東京大学出版会（1969）
- 志村嘉一監修『日本公社債市場史』公社債引受協会（1980）
- 杉浦勢之「金融危機下の郵便貯金」石井寛治・杉山和雄編『金融危機と地方銀行：戦間期の分析』東京大学出版会（2001）P. 103-130
- 土屋喬雄監修『地方銀行小史』地方銀行協会（1961）
- 寺西重郎『工業化と金融システム』東洋経済新報社（1991）
- 寺西重郎「金融の近代化と産業化」西川俊作・山本有造編『産業化の時代：下』岩波書店（1990）P. 37-84
- 日本興業銀行臨時資料室編『日本興業銀行五十年史』日本興業銀行（1957）
- 野村證券『野村證券株式会社五十年史』野村證券（1976）
- 藤野正三郎・寺西重郎『日本金融の数量分析』東洋経済新報社（2000）
- 堀内昭義「銀行危機と金融システムの再構築：融資取引関係の可能性」『フィナンシャル・レビュー』73号（2004）P. 41-69

付表 銀行取付けおよび政策対応に関する年表

年 月	銀行取付けなどの混乱	政府による対応
1896年12月	大阪地方十数行に取付け広がる(日銀による大阪同盟銀行の一部への救済融資)	
1900年12月	九州地方の銀行に取付け広がる	
1901年1 - 5月	銀行取付けほとんど全国に波及	
1901年8月		大蔵省、銀行設立の制限を決定(地方長官に対し、小銀行の濫立防止のため、銀行新設申請を詳細に調査し、新設の必要の有無につき意見を具申するよう通知)
1907年2 - 3月	名古屋で銀行取付け、東京、大分、埼玉、富山、神奈川などへ波及、銀行休業が頻発	
1907年11月	東京、福井で銀行の支払停止、弱小銀行に対する取付け、支払停止頻発化	
1908年2 - 7月	全国各地で弱小銀行の支払停止(23行)、取付け(42行)	
1911年10月		大蔵省、地方長官に対し、人口10万人以上の市街地で設立される普通銀行の資本金を原則として100万円以上とすること、および小銀行の合併を奨励する旨通達
1914年4月	大阪所在の銀行に取付け(日銀による特別融資)	
1914年8月	名古屋に銀行取付け、東京、大阪、京都などへ波及(日銀による特別融資)	
1916年3月		銀行条例の改正法律公布(大蔵大臣の監督権限などの強化)
1918年5月		大蔵省、地方長官に対し、人口10万人以上の都市での新設銀行の認可条件としての最低資本金を100万円から200万円へ引き上げる旨通達
1920年4 - 5月	各地で小銀行に対する取付け、横浜で銀行休業(日銀による救済融資、多額に上る)	
1920年8月		銀行条例改正(合併に関する商法の適用除外例を設けて、銀行の合併手続きを簡素化)

1922年10 - 11月	京都、九州などで銀行休業続発	
1923年7月	中京地方で銀行取付け発生	
1924年7月		大蔵省、地方長官に対し、銀行合同促進を通達
1924年8月		大蔵省、地方長官を通じて、普通銀行の業務改善に関して通達
1924年12月		大蔵省、全国各銀行の減配を勧奨
1925年4 - 6月		大蔵省、地方銀行の合同、預金協定の励行、整理減配の奨励方につき通達
1927年3 - 4月	東京で銀行取付け発生、全国に波及。ほとんどの銀行が取付けの対象となる(一部では郵便貯金に対する取付けさえ発生)。	銀行法公布(3月30日) 3週間のモラトリアム実施に関する緊急勅令公布施行(4月22日)
1927年8月		大蔵省、銀行合同促進に関し、地方長官に通牒
1928年1月		銀行法施行

(出所) 石川・石田 [1981]

## 拡大EUとドイツの構造問題

- EU拡大はドイツの空洞化を助長するおそれ。構造改革が喫緊の課題 -

信金中央金庫 総合研究所研究員

丸山 順

(キーワード) 拡大EU、ドイツ経済、産業空洞化、構造改革、アジェンダ2010

(視 点)

04年5月、EU（欧州連合）は15か国から25か国に拡大し、その経済規模は米国を上回るに至った。ドルに次ぐ基軸通貨としてユーロの存在感も高まっている。しかし、EU最大の経済規模を誇るドイツでは、低賃金の中・東欧諸国への生産拠点の移転などにより、産業空洞化が問題化している。日本は、対中投資拡大を一因とする構造調整圧力を克服しつつあるものの、ASEAN（東南アジア諸国連合）諸国とのFTA（自由貿易協定）締結などにより、問題が再燃する可能性も否定できない。ドイツ経済の現状は、日本経済にとっても警鐘となり得る。

また、日銀が金融の超緩和政策を継続しているのと同様に、ECB（欧州中央銀行）もドイツを中心とする内需の低迷で政策金利を歴史的な低水準に据え置いている。本稿では、EU拡大の影響に加えて、ドイツの直面する構造問題と構造改革に向けた動きについても考察する。

(要 旨)

拡大EUは、経済規模で米国をしのぐまでになり、金融市場におけるユーロの存在感も高まっている。新規加盟国は対内直接投資の拡大をテコに高成長が期待される反面、既存加盟国では生産拠点の中・東欧諸国への移転により、産業空洞化に拍車がかかるおそれもある。EUへの加盟交渉を契機に、中・東欧諸国への直接投資が増加した。特に、EUの主要国であるドイツでは、労働コスト格差や硬直的な労働市場を背景に、企業の移転が加速している。ユーロ圏の成長率は、米国のみならず日本に比べても見劣りする。特に、ドイツ経済は、いまだに内需回復の兆しが見えない。産業空洞化による失業率の高止まりが内需低迷の主因であり、財政赤字の拡大と原油高による物価上昇で、政策対応も手詰まり状況にある。危機感を強めたドイツ政府は、03年3月に「アジェンダ2010」を発表、構造改革に動き始めた。労組が労働時間の延長に合意するなど、硬直的な労働市場にも変化の兆しが出てきた。中・東欧へ進出する日本企業は増加傾向にあり、EU加盟を契機に進出の動きが加速しよう。



## はじめに

ユーロ圏経済は、米国のみならず日本に比べても、低成長にとどまっている。その原因となっているのが、ユーロ圏のGDPのうち、約3割を占めるドイツ経済の低迷である。EUへの加盟国増加は、共同市場<sup>(注)</sup>の拡大による貿易の活発化という利益をもたらす反面、ドイツでは、労働コストの低い中・東欧諸国へ生産拠点を移す動きが加速し、産業空洞化が進んでいる。この結果、失業率が高止まりし、内需は不振に陥っている。

米国の貿易赤字の拡大もあって、ユーロ圏、特にドイツは内需拡大の必要性に迫られているが、財政赤字の拡大と原油価格の高騰による物価上昇率の高止まりで、政策対応は手詰まり状況にある。本稿では、EU拡大の影響を検討すると同時に、ドイツ経済の直面する問

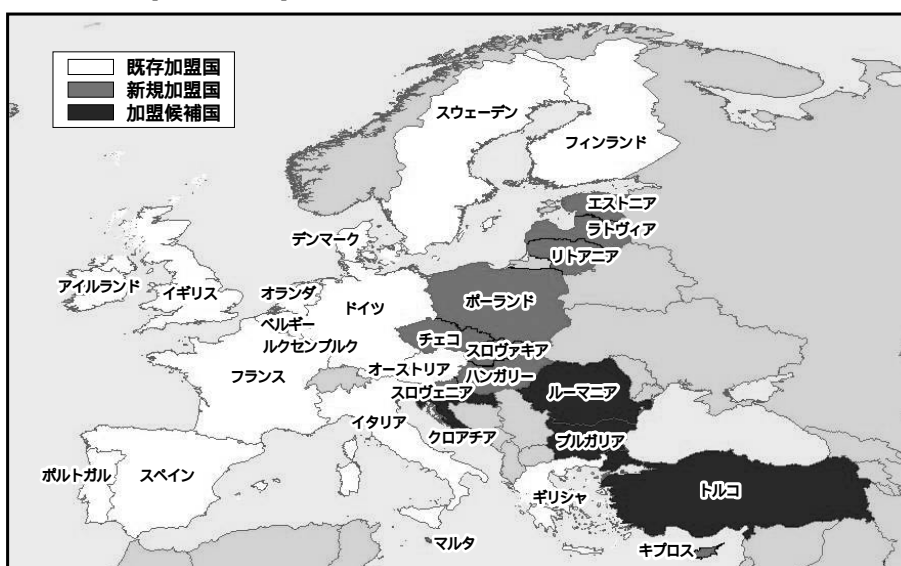
題点を整理し、現在進行している構造改革の行方についても言及した。

## 1. 拡大するEU

### (1) 拡大により存在感を増すEU

04年5月に、EU（欧州連合）への加盟国数は、15か国から25か国に増加、中・東欧への拡大が実現した（図表1）。EUは、93年のマーストリヒト条約（欧州連合条約）の発効により創設された（図表2）。さらに歴史を紐解けば、その前身は1952年のECSC（欧州石炭鉄鋼共同体）設立にまで遡ることができる。当初6か国から始まった共同体は、50年を超える歴史の過程で、計5度の拡大が行われた。04年5月の拡大は、新規加盟国数がこれまでで最も多く、ポーランド、チェコ、ハンガリーなど10か国が加盟した。さらに、トルコ、ルーマニア、クロアチア、ブルガリアの4か国が加盟

図表1 EU(欧州連合)の地域



(備考) 信金中金総合研究所作成

(注) 共同市場とは、関税・数量制限の撤廃、域外共通関税の設定、労働など生産要素の移動の自由化がなされた地域のこと。これに対し経済同盟（例：ユーロ圏）とは、共通通貨（例：ユーロ）により、共通のマクロ経済政策を実施している地域のことをいう。「FTA（自由貿易協定）構想と日本経済への影響」『内外経済・金融動向（No.16-1）』参照

図表2 EU拡大の歴史

年月日	内容
1952.7.23	ドイツ、ベルギー、フランス、イタリア、ルクセンブルク、オランダの6か国によるパリ条約が発効し、ECSC（欧州石炭鉄鋼共同体）が設立される。
1958.1.1	ローマ条約発効により、EEC（欧州経済共同体）およびEAEC（欧州原子力共同体）が設立される。
1967.7.1	ブリュッセル条約発効により、欧州3共同体（ECSC、EEC、EAEC）が統合され、EC（欧州共同体）と総称される。
1973.1.1	イギリス、アイルランド、デンマークが加盟し、加盟国は9か国に拡大
1975.3.10-11	ダブリンで初めての欧州理事会が開かれる。
1977.7.1	加盟9か国間で関税が撤廃される。
1979.3.13	EMS（欧州通貨制度）が発足
1979.6.7-10	加盟9か国で直接普通選挙による初めての欧州議会選挙が実施される。
1981.1.1	ギリシャが加盟し、加盟国は10か国に拡大
1986.1.1	スペインとポルトガルが加盟し、加盟国は12か国に拡大
1987.7.1	単一欧州議定書が発効
1990.10.3	ドイツ統一に関する条約が発効
1993.11.1	マーストリヒト条約（欧州連合条約）が発効し、EU（欧州連合）が創設される。
1995.1.1	オーストリア、フィンランド、スウェーデンが加盟し、加盟国は15か国に拡大
1995.12.15-16	欧州理事会、単一通貨の名称をユーロに決定
1996.12.13-14	欧州理事会、EMU（経済通貨同盟）のための安定成長協定に合意
1998.3.31	ポーランド、チェコ、ハンガリー、スロヴェニア、キプロス、エストニアとのEU加盟交渉を開始
1998.6.1	ECB（欧州中央銀行）がフランクフルトで業務を開始
1999.1.1	11か国（ベルギー、ドイツ、スペイン、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、オーストリア、ポルトガル、フィンランド）が単一通貨ユーロを導入
2000.2.15	スロヴァキア、リトアニア、ラトヴィア、マルタ、ルーマニア、ブルガリアとのEU加盟交渉を開始
2001.1.1	ギリシャがユーロを導入
2002.1.1	ユーロ紙幣・硬貨の流通開始
2003.2.1	ニース条約（再改正欧州連合条約）が発効
2004.5.1	ポーランド、チェコ、ハンガリー、スロヴァキア、スロヴェニア、リトアニア、キプロス、ラトヴィア、エストニア、マルタの10か国が加盟し、加盟国は25か国に拡大

（備考）欧州委員会資料より作成

候補国となっており、今後もEUの拡大は続く見通しである。また、EUのうち、単一通貨「ユーロ」を導入している国（ユーロ圏）は、導入当初（99年1月）は11か国であったが、01年1月にギリシャがユーロを導入したことで、現在12か国となっている。

EUの03年時点での基礎データをみると、EU25か国の人口は4.6億人と米国の2.9億人をはるかに上回っ

ている（図表3）。また、EU25か国の名目GDPは、わずかではあるが米国をしのぐ規模にな

図表3 EUの基礎データ(2003年)

国・地域名	人口 (億人)	名目GDP (億ドル)	一人当たり GDP(ドル)
EU 25か国	4.6	110,479	24,197
旧加盟 15か国	3.8	105,471	27,580
新規加盟 10か国	0.7	4,998	6,739
ユーロ圏 12か国	3.1	82,304	26,697
ドイツ	0.8	24,108	29,124
フランス	0.6	17,639	28,663
イギリス	0.6	18,002	30,109
米国	2.9	110,040	37,803
日本	1.3	42,922	33,651

（備考）1. 名目GDPは、1ユーロ=1.13ドル=131.12円として計算  
2. 欧州委員会、米商務省、内閣府資料より作成

っている。ただ、新規加盟10か国の名目GDPの規模はEU25か国の5%弱にすぎず、規模の

面からすると、その経済的インパクトは限定的とみられる。しかし、新規加盟国の潜在成長性は高く、既存加盟国にとっては、生産拠点としての魅力が大きい。

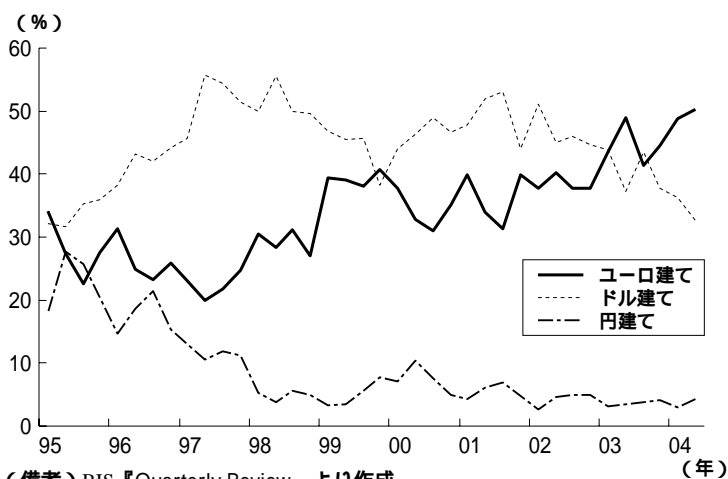
また、EUが拡大していくなか、ユーロの存在感も増してきている。国際債券市場におけるユーロ建て債券の発行額は90年代後半以降、徐々に拡大し、04年第2四半期では発行額全体の50.3%とドル建ての32.6%を大きく上回った(図表4)。一方で、円建ての発行額は低迷しており、全体の発行額に占めるシェアは1割に満たない水準が続いている。ユーロは、ドルに次ぐ基軸通貨に成長しつつある。

## (2) 既存加盟国に産業空洞化のおそれ

EUの中・東欧への拡大により、既存国・新規加盟国ともに様々なメリット・デメリットを受けると考えられる(図表5)。まず、既存15か国のメリットについては、新規加盟国との通関手続きの減少や関税の撤廃により、輸出の拡大が期待される、新規加盟国の経済発展により、さらなる輸出・販売収益の拡大が見込まれる、既存国の大企業は、生産拠点を低賃金の中・東欧に移すことで、国際競争力を強化することができる、などが考えられる。

逆に既存国にとってのデメリットは、国内の大企業が中・東欧へ生産拠点を移す結果、雇用者数の減少や中小企業の取引減少により、産業

図表4 国際債券発行額の通貨別シェア



空洞化の進行が助長されるおそれがある、EU加盟国が15か国から25か国へ増加したことで、各国の利害関係がより複雑となり、EU内での意思決定が難しくなる、高い賃金を求めて中・東欧から労働者が既存国へ押し寄せた場合、失業率の上昇や治安の悪化が予想される、などである。

一方、新規加盟10か国が享受するメリットとしては、既存国との通関手続きの減少や関税の撤廃により、既存国向けの輸出拡大が見込まれること、既存国からの直接投資が経済発展につながることで、などが予想される。デメリットとしては、ユーロ導入のために、国内の法整備などのコストがかかること、外資系企業の参入により、国内企業が淘汰さ

図表5 EU拡大のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
既存 15か国	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規加盟10か国に関する通関手続き減少と関税撤廃</li> <li>収益拡大の機会増</li> <li>低賃金の生産拠点の拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業空洞化に拍車がかかるおそれ</li> <li>EU意思決定の遅れ</li> <li>新規労働力の流入による失業率の上昇</li> </ul>
新規加盟 10か国	<ul style="list-style-type: none"> <li>域内の通関手続き減少と関税撤廃</li> <li>対内直接投資の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユーロ参加の法整備等のコスト</li> <li>外資との競争</li> </ul>

(備考) 信金中金総合研究所作成

れる可能性があること、などがある。

このように、既存国・新規加盟国ともに様々なメリット・デメリットが考えられるが、そのすべてがEU拡大当初から発生するわけではない。共同市場であるEUに加盟した場合、本来であれば加盟と同時に「物」や「サービス」などが完全に自由化されるべきだが、急激な自由化はかえって種々の混乱を招くことが予想されることから、新規加盟国に対して各種の移行措置が定められている（図表6）。

例えば、新規加盟国から既存国への労働者の移動の自由については、キプロスとマルタ以外の新規加盟国に、共通の移行措置が設定されている<sup>〔注〕</sup>。具体的には、加盟から2年間は、既存国がそれぞれ決定した水準で労働者の移動を制限できる。この2年間に再び移動の制限に関する検討が行われる<sup>〔注〕</sup>。再検討された移行措置は、その後3年を経過した時点（計5年）で終了となるが、既存国において、労働

市場に深刻な混乱が生じている場合、もしくははそのおそれがある場合には、さらに2年間の延長が認められる。以上のように、新規加盟国からの労働者の移動については、最長7年間の移行措置がとられており、制限の内容は既存国の決定に委ねられていることから、既存国への急激な労働者の流入は避けられると考えられる。

このような移行措置を経て、新規加盟国は既存国との労働など生産要素の完全な自由化を進めていくことになるが、新規加盟国のなかには早期のユーロ導入の意思を示している国も多い。今後はEU拡大にとどまらず、新規加盟国がユーロを導入することでユーロ圏も拡大していくとみられる。自国通貨としてユーロを導入するためには、条件が定められており（図表7）その達成は必ずしも容易ではなく、時間を要する。その条件とは、消費者物価上昇率の一定水準での安定、財政赤字

図表6 新規加盟国に対する主な移行措置

対象分野	移行措置
物	<ul style="list-style-type: none"> <li>医薬品販売承認の、EU基準への引上げを猶予：キプロス（2005年末まで）、リトアニア（2007年1月1日まで）、マルタ（2006年末まで）、ポーランド（2008年末まで）、スロヴェニア（2007年末まで）</li> <li>医療機器販売承認の、EU基準への引上げを猶予：ポーランド（2005年末まで）</li> </ul>
人	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働を目的とした移動に対する、最長7年間の制限（キプロスとマルタを除く）。制限適用の有無および制限のレベルについては、既存国（15か国）に決定権がある。</li> </ul>
サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>信用組合業務に関する国内基準の、EU基準への移行を猶予（キプロス：2007年末まで）</li> <li>信用組合に関する最低資本金額の、EU基準への移行を猶予（ポーランド、ハンガリーともに2007年末まで）</li> <li>預金保証制度の、EU基準への移行を猶予（スロヴェニアは2005年末まで。リトアニア、ラトヴィア、エストニアは2007年末まで）</li> <li>投資家への最低補償水準の、EU基準への移行を猶予（スロヴェニアは2005年末まで。スロヴァキアは2006年末まで。ポーランド、ハンガリー、リトアニア、ラトヴィア、エストニアは2007年末まで）</li> </ul>
資本	<ul style="list-style-type: none"> <li>別荘の取得に関する国内法の、EU基準への移行を猶予（チェコ、ハンガリー、キプロス、マルタ：加盟から5年間に）</li> <li>農地および森林の取得に関する国内法の、EU基準への移行を猶予（ポーランドは加盟から12年間。チェコ、ハンガリー、スロヴァキア、リトアニア、ラトヴィア、エストニアは7年間）</li> </ul>

（備考）欧州委員会資料等より作成

〔注〕。キプロスとマルタには、労働者の移動に関する移行措置が定められていない。しかし、他の加盟国とともに、労働者の移動の自由について問題が生じた場合、加盟から7年間は、セーフガード（制限条項）の適用が認められている。  
3. 2年間の移行措置の経過後に新規加盟国からの要請があれば、さらにもう一度制限内容の検討が行われる。

を名目GDP比で3%以内へ収めること、政府債務残高を名目GDP比で60%以内へ収めること、ERM II (New exchange-rate mechanism) という為替制度に基づき、少なくとも2年間、定められた中心レート(対象国の通貨とユーロとの間に設定される)の上下15%以内に為替レートを

安定させること、長期金利の安定を図ること、である。

このユーロ導入条件のうち、物価上昇率・財政赤字・政府債務残高の条件について、03年時点の新規加盟国の達成状況をみると、新規加盟10か国のうち名目GDPの規模が大きい上位3か国(ポーランド、チェコ、ハンガリー<sup>(注)</sup>)は、政府債務残高については3か国ともに基準を充たしているものの、財政赤字は3か国とも

図表7 ユーロ導入のための条件

物価安定	ユーロ圏で、消費者物価の上昇率が最も低い13か国の平均を、1.5%より上回らないこと。2003年では、ドイツ(1.0%)、オーストリア(1.3%)、フィンランド(1.3%)の平均の1.2%に1.5%を加えた、2.7%が基準となる。
財政収支	財政赤字がGDP比で3%を超えないこと。
政府債務残高	政府債務残高がGDP比で60%を超えないこと。
為替レート	少なくとも2年間、ERM II (New exchange-rate mechanism) で定める中心レートの上下15%以内に収めること。
長期金利	ユーロ圏で、消費者物価の上昇率が最も低い13か国の平均長期金利を、2%より上回らないこと。

(備考) 欧州委員会資料より作成

名目GDP比3%以内という基準を達成できていない(図表8)。特に、チェコの財政赤字がGDPに占める割合は、他の新規加盟国と比較して突出している。これら3か国については、財政赤字をいかに削減するかが課題となろう。

一方、スロヴェニア、リトアニア、エストニアの3か国は04年6月からERM IIに参加しており、新規加盟国の中ではユーロ導入に一歩先んじている。ユーロ導入条件をみても、財

図表8 EU新規加盟国・加盟候補国の主要経済指標

	人口 (億人)	名目GDP (億ドル)	物価上昇率 (前年比、%)	財政赤字 (GDP比、%)	政府債務残高 (GDP比、%)
ポーランド	0.382	2,098	0.7	3.9	45.4
チェコ	0.102	901	0.1	12.6	37.8
ハンガリー	0.101	829	4.7	6.2	59.1
スロヴァキア	0.054	326	8.5	3.7	42.6
スロヴェニア	0.020	278	5.7	2.0	29.4
リトアニア	0.035	184	1.1	1.9	21.4
キプロス	0.007	128	4.0	6.4	70.9
ラトヴィア	0.023	112	2.9	1.5	14.4
エストニア	0.014	91	1.4	3.1	5.3
マルタ	0.004	49	1.9	9.6	70.4
トルコ	0.708	2,405	25.3	8.7	87.1
ルーマニア	0.217	571	15.3	2.0	21.8
クロアチア	0.044	289	1.8	6.3	51.6
ブルガリア	0.078	200	2.3	0.1	46.3

(備考) 1. 数字はすべて2003年。シャドーはユーロの導入条件を充たしているもの。

2. 物価上昇率は全体の消費者物価。加盟候補国(トルコ、ルーマニア、クロアチア、ブルガリア)以外はユーロ統一基準の物価指数

3. 名目GDPは、1ユーロ=1.13ドルとして計算

4. 欧州委員会『Economic Forecasts Autumn 2004』より作成

(注) 4. ユーロ導入時期について、ポーランドは2009年、ハンガリーは2010年、チェコは2009年または2010年の導入を目標としている。

政赤字基準を3か国ともに満たしており、早ければ06年にもユーロを導入すると見込まれる。ただ、経済的なインパクトを考えた場合、当然ながらユーロに参加する国の経済規模が大きいほうが、そのインパクトも大きいと思われるが、早期のユーロ導入が目されるスロヴェニア、リトアニア、エストニアの3か国の名目GDPの合計は、ハンガリー1国にも満たないことから、ユーロ圏全体に与える影響は、それほど大きくはないとみられる。

また、EU加盟候補国をみると、トルコは経済規模も大きく、EUへ加盟すればそのインパクトは大きいと思われるが、イスラム教国であるトルコの加盟には、EU加盟国のなかで賛否が分かれている。キリスト教とイスラム教の文化の違いがネックとなれば、トルコのEU加盟交渉の進展にも影響が出よう。この点、文化の障害のないブルガリアとルーマニアは、07年1月にEUへ加盟することが承認された<sup>(注5)</sup>。仮にトルコがEUに加盟したとしても、文化の違いはEUの意思決定の際に問題化する可能性もあり、今後のEUの拡大は、こうした危険性も孕んでいる。

### (3) 企業の中・東欧移転の背景にはコスト格差などの要因

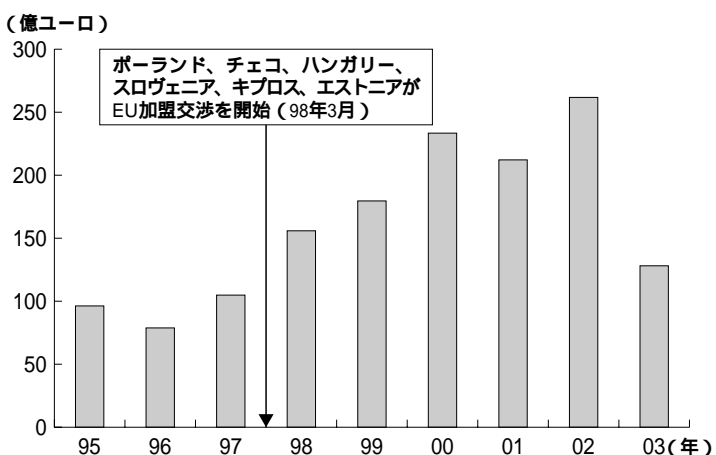
EUの拡大は中・東欧諸国の生産拠点・市場としての価値を高めることとなるが、その中・東欧諸国への直接投資の動向をみてみると、直接投資の額はポーランドなどの新規加盟

国が、EUへの加盟交渉を開始した98年頃から増加傾向を辿っている(図表9)。外国企業は、これら中・東欧諸国がEUに加盟することを睨んで、進出を活発化させたとみられる。

03年の投資額は02年と比較して大幅に減少しており、中・東欧への直接投資はピークを過ぎたようにもみえるが、ポーランドなど新規加盟国のEU加盟を契機として、EU既存国の中小企業が東欧へ進出することも予想されることから、投資先としての中・東欧の魅力は失われていないと思われる。

図表10は、中・東欧諸国への直接投資の残高に対する主要国のシェアをみたものであるが、これによるとポーランドなどがEU加盟交渉を開始した98年末以降、02年末までの4年間で、直接投資残高は2倍強に増加した。合計残高に占めるシェアをみると、ドイツやオランダなどEUからの投資が大きな割合を占めていることがわかる。その中でもドイツは、98年末・02年末ともに全体に占めるシェアは2割強

図表9 中・東欧諸国への直接投資の推移



(備考) 1. 中・東欧諸国は、EU新規加盟8か国(キプロスとマルタを除く)とルーマニア、ブルガリアの計10か国  
2. 『ジエトロ 貿易投資白書 2004年版』より作成

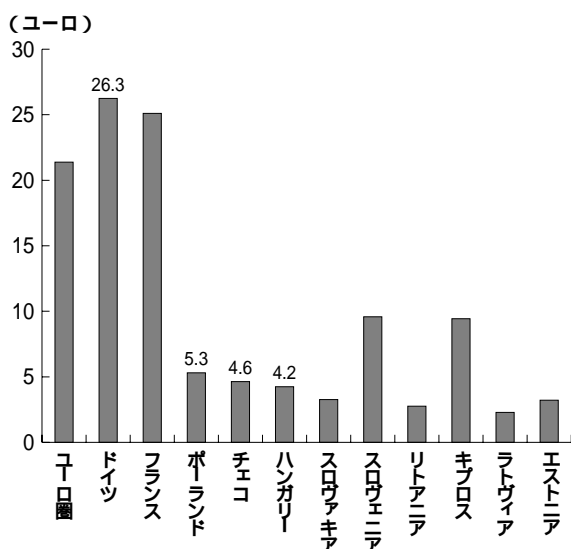
(注5) . ブルガリアは04年6月に、ルーマニアは04年12月にEU加盟交渉が終了した。

となっており、EU諸国のなかでも、中・東欧諸国への投資意欲が高かったことがうかがわれる。

以上のような、ドイツなどEU既存加盟国からの直接投資増加の背景となっているのが、労働コスト（賃金+社会保険料など）の格差である。ドイツはEU加盟国の中でも特に時間当たりの労働コストが高く、新規加盟国のポーランドの約5倍となっている（図表11）。EU新規加盟国の時間当たり労働コストは、押し並べて低く、これがドイツをはじめとする西欧企業からの投資を惹き付けている。

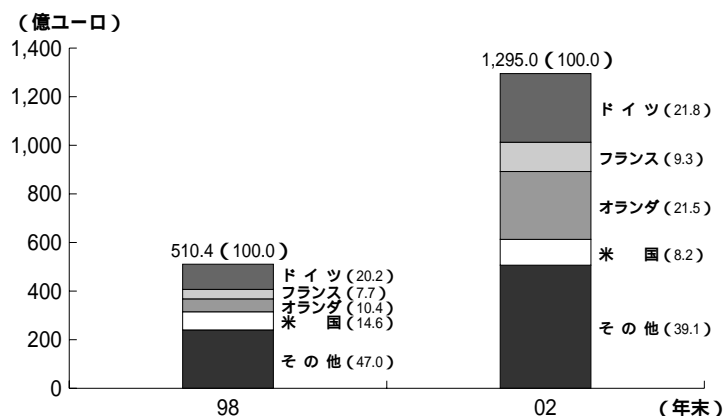
また、ドイツは労働生産性の伸び率が低水準で推移しているのに対し、新規加盟国は西欧からの工場の移転などから、高い伸び率となっている（図表12）。中・東欧諸国と比較して高い労働コストと、低い労働生産性の伸びにより、ドイツ経済は空洞化の危機にさらされている。

図表11 時間当たり労働コスト



(備考) 1. 数字は2001年  
2. ユーロスタット資料より作成

図表10 中・東欧諸国への主要国による直接投資残高



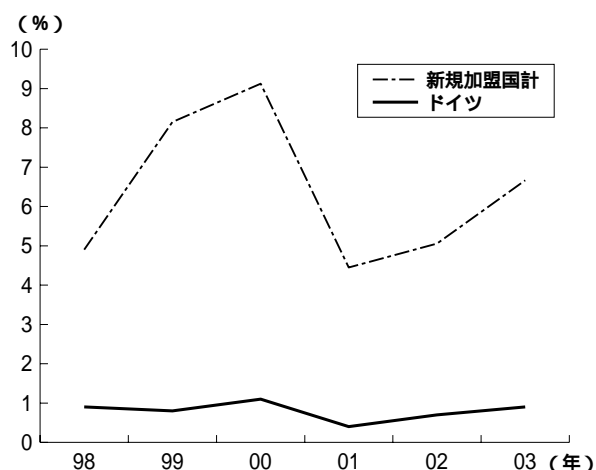
(備考) 1. 中・東欧諸国は、EU新規加盟5か国（ポーランド、チェコ、ハンガリー、スロヴァキア、スロヴェニア）とルーマニア、ブルガリアの計7か国で、図表8の対象国とは異なる。  
2. カッコ内は合計に占める割合。単位は%  
3. ウィーン比較経済研究所資料より作成

## 2. ユーロ圏・ドイツ経済の現状とドイツの構造改革

(1) ドイツ経済の低迷がユーロ圏経済の足かせに

ユーロ圏と米国・日本の実質GDPの推移を暦年ベースで比較すると（図表13）、米国は02年に、日本は03年に前年比の伸び率が上昇に転じた（04年1～9月は米国：3.9%、日本：

図表12 労働生産性(前年比)の推移



(備考) 1. 新規加盟国の伸び率は、(各国の名目GDP/新規加盟国の名目GDPの合計)をウエイトとして算出  
2. 欧州委員会『Economic Forecasts Autumn 2004』より作成

2.8%)。これに対し、ユーロ圏の実質成長率の回復は04年にズレ込み、1~9月の前年比成長率も1.6%と米国のみならず日本に比べても低水準にとどまっている。また、ユーロ圏の実質GDPは、ドイツ(約3割)とフランス(約2割)でその5割程度を占めているが、フランスの実質GDPの前年比は98年以降、ユーロ圏の水準を若干上回っている一方、ドイツではユーロ圏の水準を下回る伸びが続いている。ドイツ経済の低迷がユーロ圏全体の足を引っ張っていることがみてとれる。

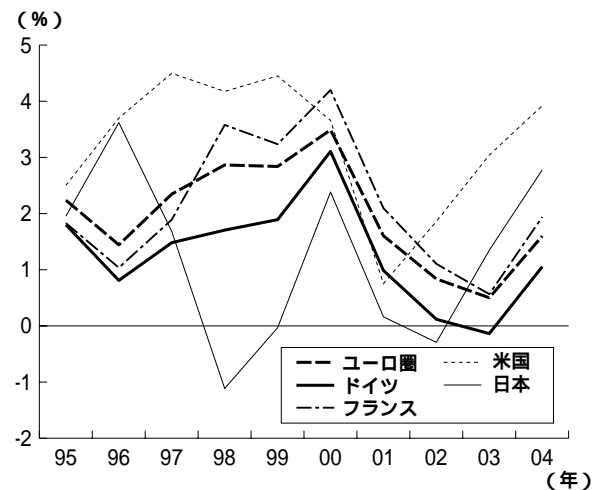
ドイツの実質GDP(前年比)の寄与度を国内需要と純輸出に分解してみると、04年1~9月の実質成長率1.1%のうち、純輸出の寄与度が0.9%と、その大半を占めている(図表14)。04年のドイツ経済は、典型的な輸出主導による景気回復となっており、内需は低迷状態を脱し切れていない。

ドイツの内需が低迷している背景には、雇用情勢の悪化が大きく影響している。図表15をみると、米国や日本の失業率が03年頃から低下傾向をたどっているのに対し、ドイツは景気回復下でも緩やかに上昇し、その水準も米国や日本と比較して著しく高い。

高水準の失業率に現れているように、ドイツの雇用者数は伸び悩んでいる(図表16)。雇用者数の伸び率を前年比で見ると、全体の雇用者数の伸びは00年5月(2.4%増)をピークに鈍化、02~03年に減少したあと04年に入って微増に転じているが、製造業では減少が続いている。

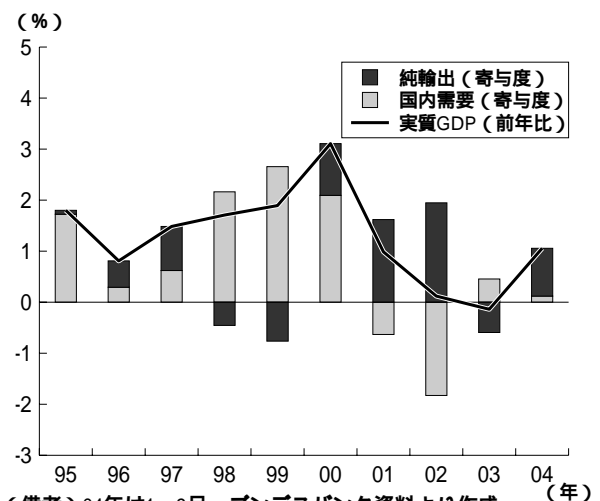
製造業の雇用情勢が不振を極めている原因

図表13 日米欧の実質GDP(前年比)の推移



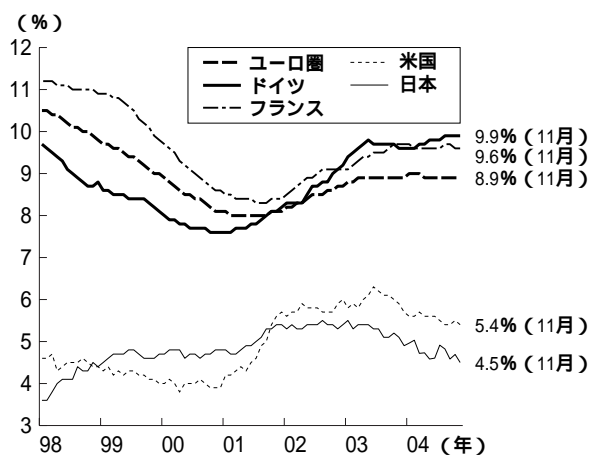
(備考) 04年は1~9月。ユーロスタット、米商務省、内閣府資料などより作成

図表14 ドイツの実質GDP(前年比)と寄与度の推移



(備考) 04年は1~9月。フンデスバンク資料より作成

図表15 日米欧の失業率の推移



(備考) ユーロ圏は統一基準。ユーロスタットなどより作成



として、上述したドイツから中・東欧諸国に向けた生産拠点のシフトが考えられる。ドイツのメーカーが、低コストの中・東欧諸国へ工場などを移転した結果、日本の中国との関係と同じく産業の空洞化が起こり、製造業の雇用情勢を悪化させている。

## (2) 財政難や物価上昇から政策対応は手詰まり状況

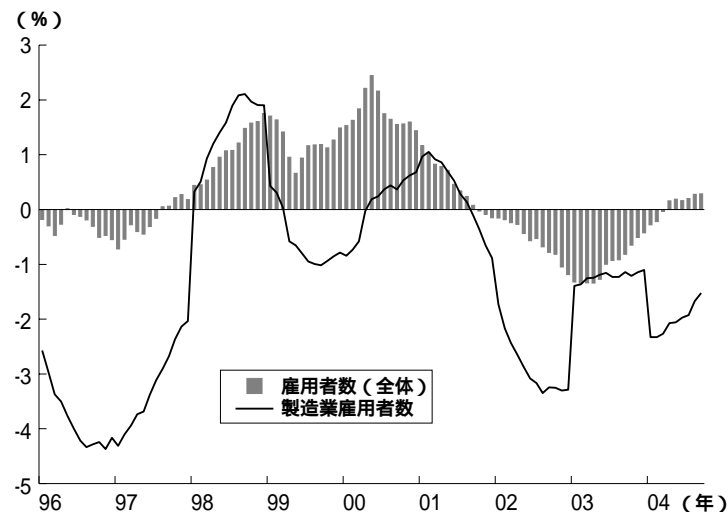
内需が低迷している状況下、本来なら財政政策や金融政策により景気刺激を図るべきであるが、ドイツの場合は、このどちらの政策も実施しづらい状況となっている。

ドイツの財政状況を見ると、03年の財政赤字・政府債務残高の対名目GDP比は、それぞれ3.8%、64.2%と安定成長協定で定めた基準に違反しており、欧州委員会の予想では、04年についても基準を達成できない見込みである(図表17)。ドイツの財政赤字の拡大には、税収伸び悩みや

失業保険給付額の増大などが影響しているとみられる。

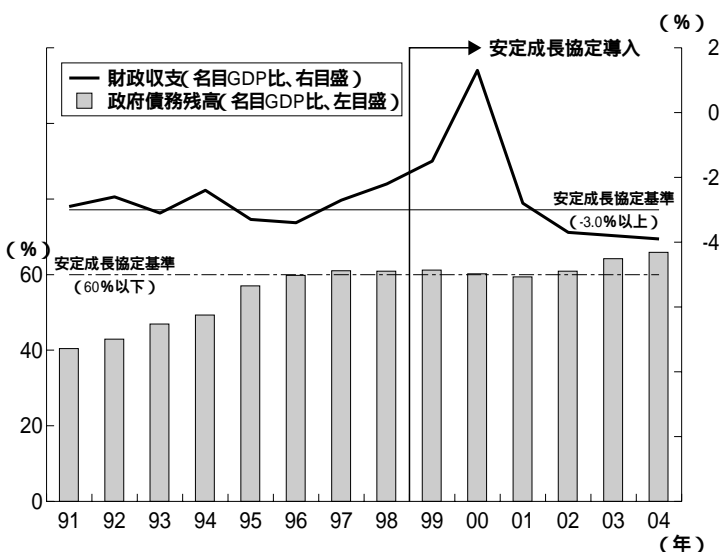
安定成長協定では、政府債務残高の基準違反については罰則規定がないが、財政赤字の基準違反には罰則規定が定められている<sup>(注6)</sup>。

図表16 ドイツの雇用者数(前年比)の推移



(備考) ドイツ連邦統計局資料より作成

図表17 ドイツの財政収支と政府債務残高の推移



(備考) 1. 2004年は予想値  
2. 欧州委員会『Economic Forecasts Autumn 2004』より作成

ただ、ドイツ・フランスは02年~03年と2年連続で財政赤字の基準に違反したが、EU財務相理事会は03年11月に両国への財政赤字是正勧告案を否決するなど、安定成長協定は形骸化しつつある<sup>(注7)</sup>。

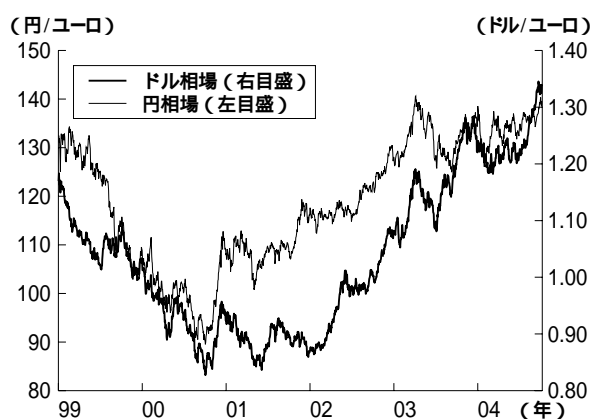
(注6) 財政赤字が基準に違反した場合、当該国は、財政赤字の削減案をEU財務相理事会に提出する。そして、その内容が不十分であると認定されれば、まず制裁金として無利子の預金を預けなければならない。金額は、GDP比0.2%の固定額に、財政赤字額の水準によって決められる変動額を加えたもので、GDP比0.5%が総額の上限とされる。さらに、その後も財政赤字が改善されなければ、預けた制裁金は没収される。

7. その後、04年7月にEU司法裁判所は、欧州委員会の訴えに基づき、EU財務相理事会の決議を無効とした。しかし同年9月に、欧州委員会が財政赤字に対する基準を緩和する案(名目GDP比で3%を超えても、低成長時には、これを容認するなど)を発表するなど、安定成長協定に関する議論は、混迷を極めている。

ユーロ圏全体をみても、03年で4か国（ドイツ、フランス、オランダ、ギリシャ<sup>(注)</sup>）が財政赤字の基準に違反しており、政府債務残高の名目GDP比は、ユーロ圏平均でも基準を守れていない（図表18）。安定成長協定は、そもそもドイツが他のユーロ圏加盟国に対し、物価安定を達成させる目的で制定を提案したものであるが、ドイツは逆にスペインなど財政が健全な国から非難される立場となっている。

一方、ユーロ圏の金融政策を担っているECB（欧州中央銀行）も、難しい舵取りを迫られている。前述のように、ドイツ経済は、04年に入って輸出の増加によって回復しているが、主要な輸出先である米国や中国経済が緩やかに減速するなか、04年後半にユーロが急上昇したため（図表19）、輸出に悪影響が出るおそれがある。内需が低迷している状況下で、頼み

図表19 ユーロの対ドル、対円相場の推移



（備考）ブルームバーグより作成

図表18 ユーロ圏主要国の財政収支と政府債務残高

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
EU 25	0.8 62.9	1.2 62.1	2.3 61.6	2.8 63.2	2.8 63.5
ユーロ圏	0.1 70.6	1.7 69.6	2.4 69.6	2.7 70.9	2.9 71.3
ドイツ	1.3 60.2	2.8 59.4	3.7 60.9	3.8 64.2	3.9 65.9
フランス	1.4 56.8	1.5 56.5	3.2 58.8	4.1 63.7	3.7 64.9
イタリア	0.6 111.2	2.6 110.6	2.3 107.9	2.4 106.2	3.0 106.0
スペイン	0.9 61.1	0.4 57.5	0.1 54.4	0.4 50.7	0.6 48.2
オランダ	2.2 55.9	0.1 52.9	1.9 52.6	3.2 54.1	2.9 55.7
ギリシャ	4.1 114.0	3.7 114.7	3.7 112.5	4.6 109.9	5.5 112.2

（備考）1. 数値は上段が（財政収支 / 名目GDP）、下段が（政府債務残高 / 名目GDP）

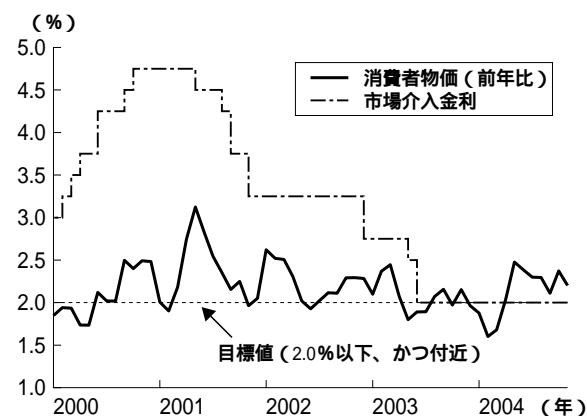
2. 単位は%。2004年は予想値

3. ゴシック斜体は協定違反を示す。

4. 欧州委員会『Economic Forecasts Autumn 2004』より作成

の輸出が急減速するようなことになれば、ドイツ経済は失速の可能性もあり得る。ユーロ圏の大国であるドイツ経済の低迷は、ユーロ圏全体の減速につながるため、ECBは利下げにより内需の回復やユーロ高の是正を促したいところである。しかし、原油高などの影響で、04年5月以降、ユーロ圏の消費者物価の前年比上昇率は、ECBが目標上限とする2%を上回る水準となっている（図表20）。物価安定を

図表20 ユーロ圏の政策金利と消費者物価上昇率



（備考）ECB、ユーロスタット資料より作成

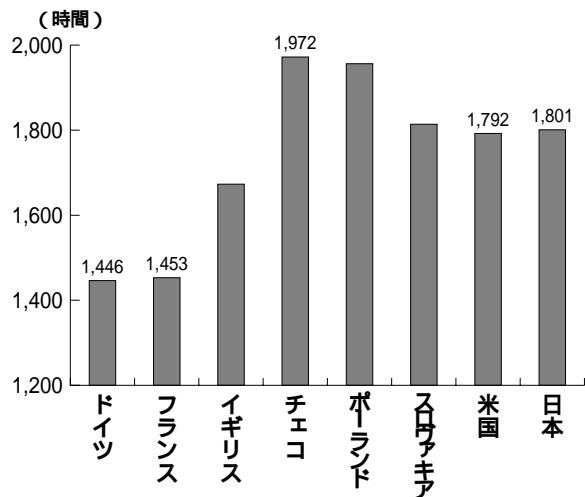
（注）. ギリシャの財政赤字（名目GDP比）は、04年3月の政権交代を契機に、財政赤字額が過去にさかのぼって改定された結果、ギリシャがユーロを導入した前年の2000年に安定成長協定に違反していたことが判明した。ただ、EU財務相理事会は、ギリシャのユーロ圏からの除名などの処分は取らないとしている。

至上命題とするECBにとっては、物価上昇率だけをみれば利上げをしてもおかしくない状況にある。ECBは、利上げも利下げもできない板ばさみの状況にある。米国が04年6月以降、利上げを実施しているのと対照的に、ECBは政策金利を歴史的な低水準（2.00%）に据え置いている。

### （3）構造改革へ動き始めたドイツ

ドイツ経済の低迷がユーロ圏経済やECBの金融政策の足かせとなっているが、構造改革へ向けた動きも進み始めている。上述のとおり、EU新規加盟国を含めた中・東欧諸国に対して、ドイツ国内での投資・生産は、高い労働コストや生産性の低迷などから、不利な立場に立たされている。最大の問題は、労働市場の硬直性、とりわけ際立って短い労働時間にある。図表21をみても明らかなように、ドイツやフランスなどの労働者一人当たりの労働時間は、チェコやポーランドなどEU新規加盟国と比較すると極端に短いことがわかる。これは、ドイツやフランスなどでは、伝統的に労働組合の力が強いことに起因している。景

図表21 一人当たり年間労働時間



(備考) 1. 数字は2003年  
2. OECD 『Employment Outlook 2004』より作成

気低迷下においても、賃上げ要求を企業に吞ませるなど、その影響力は大きかった。

しかし、ドイツ企業が中・東欧諸国へ生産拠点を移転し、ドイツ国内の雇用情勢が悪化したことで、労使関係にも変化が生じた。04年6月にドイツの電機大手であるシーメンスは、労働時間を週35.7時間から40時間に延長することで、労働組合と合意に達した(図表22)。この合意では、労働時間を延長しても賃金は据え置くという、実質的な賃下げを内容としており、正に歴史的な出来事だったといえる。

シーメンスでの合意を皮切りに、他の企業

図表22 ドイツ企業の労働時間延長に向けた主な動き(2004年)

企業名	合意内容
シーメンス(6月)	・国内2つの工場で労働時間を週35.7時間から40時間に延長。実施時期は2年間 ・賃金の据置き(実質的な賃下げ)
ポッシュ(7月)	・フランス南東部の工場における労働時間を35時間から36時間に
ダイムラー・クライスラー(7月)	・研究開発やサービス部門で、労働時間を週39~40時間 ・給与や役員報酬の減額
フォルクスワーゲン(11月)	・労働時間を週35時間から40時間に延長 ・2004年10月から28か月間、賃金の据置き(実質的な賃下げ)

(備考) 各企業発表資料等より作成

図表23 各国の失業保険制度

	日本	米国	ドイツ
給付額	前職の50～80%	前職の50～70%	前職の67%（扶養者がいない場合は60%）
給付期間	90日～360日	州により異なるが最大182日が多数	雇用期間・年齢により180日～960日

（備考）1．ドイツの給付期間は、04年1月の法改正以前のもの。  
2．厚生労働省『海外情勢白書』等より作成

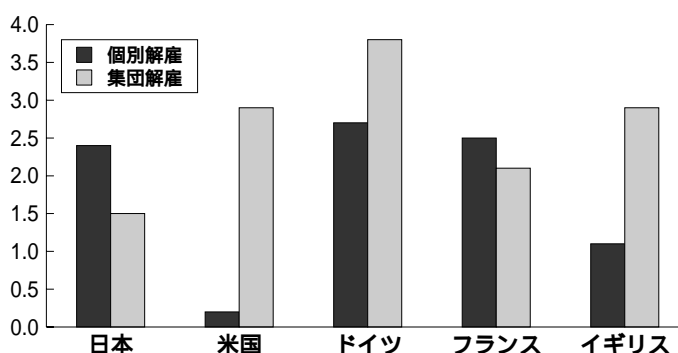
でも労働時間の延長で組合と合意する企業が増えている。企業からすれば、仮に組合が労働時間延長の案を拒んだ場合には、新規加盟国などへ生産拠点を移転するという選択肢があるため、組合に対して従来よりも強い立場に立つことができる。今後、EU拡大に伴い、さらにこうした動きに拍車がかかる可能性もある。そう

なれば労働コストの低下により、ドイツ企業の競争力の改善につながると考えられ、ドイツ経済の再活性化に一役買うこととなろう。

また、以前から問題視されていた、ドイツの行き過ぎた労働者保護についても改革の波が押し寄せている。まず、失業保険制度を米国・日本のそれと比較すると（図表23）、ドイツの失業保険の給付期間は、03年までは圧倒的に長かった。このため、失業しても、前職よりも賃金の低い職に就いてまで働こうという意欲が生まれず、結果として長期にわたる失業者が増え続け、政府が支払う失業保険給付額が膨らむという問題があった。

さらに、ドイツでは解雇についても厳格な制度が定められている。従来は解雇保護法では、従業員6人以上の企業の場合、6か月以上雇用している労働者については、社会正当性

図表24 解雇制度の厳格度(2003年)



（備考）1．解雇手続きや解雇時の企業の費用負担などを基に、0～6までの間で数値化したもの。値が大きいほど、解雇が困難であることを示す。  
2．OECD資料より作成

がない場合の解雇を無効としていた。このため、企業は新規の採用に消極的になりがちで、ドイツの解雇制度は他国、特に雇用の流動性が高い米国に比べ、硬直的な労働市場を作り出していた（図表24）。

これに対し、シュレーダー首相は、03年3月に「アジェンダ2010」と題する構造改革案を発表、その後の議会での可決を経て、改革法案の一部が04年1月に施行された（図表25）。主な内容としては、まず失業保険給付期間の見直しが挙げられる。55歳未満については、改革法施行以前の最長32か月（＝960日）から最長12か月（＝360日）へ、55歳以上は最長18か月（＝540日）へと給付期間が大幅に短縮された。また解雇保護法は、適用対象となる従業員数が、従来の「6人以上の企業」から「11人以上の企業」へと緩和された。

図表25 アジェンダ2010の主な内容

項目	内容
失業保険給付期間の見直し	従来の32か月を原則12か月に。55歳以上は最長で18か月
失業扶助の見直し	生活扶助との統合。給付額の減額と給付要件の厳格化（2005年1月から実施予定）
解雇保護法の緩和	適用対象を、従来の「従業員6人以上の企業」から「従業員11人以上の企業」へ緩和
雇用創出策	低賃金労働（ミニジョブ）制度の創設と、自営業への支援
手工業法の改正	94業種のうち、53業種についてはマイスター（職人）資格の取得義務を免除
所得税率の引下げ	2005年に最低税率を19.9%から15%に、最高税率を48.5%から42%にそれぞれ引下げ

（備考）04年1月に改革法が施行。ドイツ連邦政府資料等より作成

ただ、これらの改革案の実施から約1年が経過したにもかかわらず、ドイツの雇用情勢は景気の低迷もあり、改善の兆しがみえていない。また、アジェンダ2010のうち、05年1月から実施される予定となっている、失業扶助の見直しに対してはドイツ国民の不満が強く<sup>（注）</sup>、シュレーダー政権への反対の声が高まっている。政府は、失業扶助の減額は予定どおり実施するとしたが、世論を考慮して医療保険の見直しを2年後に先送りするなど、ドイツの構造改革の先行きには暗雲が立ち込めている。抜本的な改革が遅れた場合、手厚い社会保障制度が維持される結果、政府の財政赤字の削減が困難になると予想される。さらに、企業の社会保障料負担も高水準で維持されることで企業の利益が圧迫されるため、国内企業が生

産拠点を中・東欧諸国へ移転する動きが一段と加速する可能性もある。ドイツ経済の回復と財政再建のためにも、シュレーダー政権にはアジェンダ2010に始まる一連の構造改革の貫徹が求められている。

### 3. EU拡大と日本 日本企業の新規加盟国への進出は増加傾向

ここまで、EU拡大がドイツに与えた影響について述べてきたが、中・東欧へのEU拡大は、日本企業に対してもインパクトがあると思われる。

まずプラス面をみると（図表26）、すでに新規加盟国に進出している企業にとっては、当該国のEU加盟に伴い、EU域内の通関手続きの減少や関税の撤廃による利益を得られる。新

図表26 日本企業へのEU拡大の影響

プラス材料	マイナス材料
<ul style="list-style-type: none"> <li>東欧進出済みの企業：EU域内の通関手続き減少と関税の撤廃</li> <li>東欧未進出の企業：新規加盟国の経済成長による、販売市場の拡大</li> <li>東欧への新規進出企業：低賃金の活用 欧州向け販売の生産拠点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東欧進出済みの企業：賃金の上昇 新規加盟国の投資優遇措置の段階的な廃止・縮小の可能性</li> <li>東欧未進出の企業：取引先の東欧進出による取引の減少</li> </ul>

（備考）欧州委員会資料等より作成

（注）．失業扶助とは、失業保険給付期間が経過しても、経済的に生活が困難であるなど一定の条件のもとで受け取る給付金のこと。従来は期間の制限なしに、以前の収入の5割程度が給付されていた。改革案では、この失業扶助を生活扶助（生活保護に類似）と統合し、給付額を生活扶助と同水準まで減額する。また、給付の審査において、本人の有する資産や配偶者の収入も考慮されるため、審査基準は以前より厳格になる。さらに職業紹介所が紹介する仕事を正当な理由なしに拒否した場合、給付額が減額されるなど、長期失業者にとって厳しい内容となっている。

規加盟国に進出していない企業であっても、新規加盟国の経済成長により、販売市場の拡大が見込める。これから中・東欧へ進出する企業にとっては、低賃金を活用できることが最大の魅力となる。

一方、マイナス面としては、経済発展に伴い、新規加盟国の賃金が上昇することで、進出企業のコストが増大する、取引先が中・東欧へ新規に進出することで、中小企業の取引先が減少する、ことなどが挙げられる。

新規加盟国は、外国からの投資を促進するために各種の投資優遇措置を定めている（図表27）。各国はEU加盟を睨んで、あらかじめEUの競争政策に適合した優遇措置を定めるか、EU加盟交渉の段階でEUの競争政策に適合するものへと変更をするなどの対応を取ったため、当面、現行の優遇措置は維持される見込みである。こうした政策は、投資家からも評価されており、海外からの直接投資は増加傾向を辿った。

ただ、優遇措置については、各国政府の裁量次第となっている。当該国で政権交代があった場合などには、制度が変更される可能性もあるため、政治動向にも注意が必要である。

日本から中・東欧へ向けた直接投資額の推移は、国によってかなりバラツキがある（図表28）。その中でも、チェコへの直接投資は着実に増加している。チェコは西欧と東欧の中間に位置しており、生産拠点とし

て地理的な面でも魅力があると推測される。

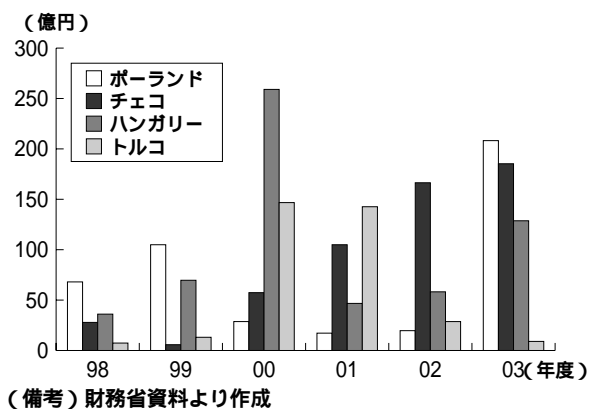
図表29は、日本の製造業企業の欧州への進出数の推移をみたものであるが、中・東欧諸国へ進出した企業数は、EU主要国に比べれば、まだまだ少ない。しかし、EU加盟が近づくにつれ、ポーランド、チェコなど新規加盟国への進出数は顕著に増加した。現在、中・東欧へ進出している企業は大企業が多くを占めるとみられるが、中・東欧へのEU拡大を契機に、今後さらに日本から進出する企業が増えることも予想される。中小企業が進出する事例もでてくると思われ、中・東欧への投資は将来的にも注目を集めよう。

図表27 新規加盟国の投資優遇措置の概要

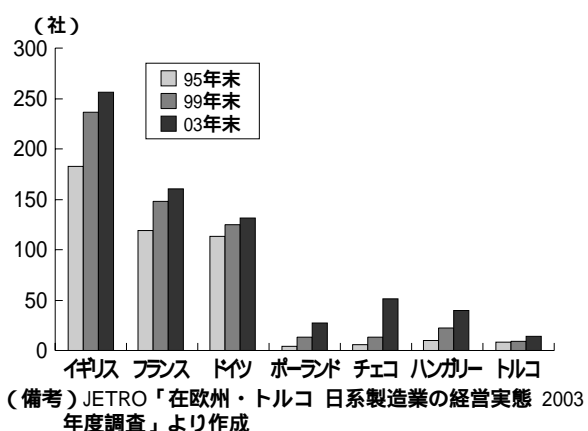
ポーランド	(一般的な優遇策) ・投資額への補助金(15~25%) ・新規採用への補助(1人当たり最大4,000ユーロ) ・従業員の職業訓練への補助(1人当たり最大1,150ユーロ) ・インフラ整備への補助 (特別経済地域での優遇措置) ・法人税の減免(40~65%) ・不動産税の免除 ・職業訓練に関する補助金 ・雇用創出に対する補助金
チェコ	(製造業に対する優遇措置) ・法人税の免除 ・雇用創出に対する補助金 ・職業訓練に関する補助金 ・立地優遇措置(補助金等)
ハンガリー	・一定規模以上の投資に対する税額控除 ・雇用創出に対する補助金
スロヴァキア	・総投資額の50%を上限とした法人税の免除(最長10年) ・雇用創出に対する補助金(投資地域の失業率により異なる) ・職業訓練に関する補助金
スロヴェニア	・特定区域における法人税の減額 ・雇用創出に対する補助金
リトアニア	・特定の経済地域における各種税金の免除 ・小規模企業に対する法人税の減額
ラトヴィア	・内閣に承認された投資計画に対する法人税の減額 ・特定分野の製造業企業に対する法人税の減額 ・中小企業に対する法人税の減額 ・社会保険料の減額 ・雇用創出に対する補助金
エストニア	・再投資される利益に対する法人税の免除

(備考)JETRO『ユーロトレンド 2004.1』等より作成

図表28 日本の東欧向け直接投資



図表29 日系製造業企業の進出状況



参考文献

JETRO 『ユーロトレンド』(2000年4月)

Ognian N. Hishov 『Pressure from the East European Member States』(2004年9月)

欧州委員会 『Economic Forecasts Autumn 2004』

信金中央金庫総合研究所 『ドイツ経済低迷の背景と日本との類似点』(内外経済・金融動向No.15-6)

労働政策研究・研修機構 『海外労働時報』(2004年1月、10月)

# 調 査

## 第118回全国中小企業景気動向調査 (2004年10～12月期実績・2005年1～3月期見通し)

### 10～12月期業況は改善ペースが鈍化 【特別調査 - 平成17年の経営見通し】

信金中央金庫  
総合研究所

#### 調査の概要

1. 調査時点：2004年12月1日～7日
2. 調査方法：全国各地の信用金庫営業店の調査員による、共通の調査表に基づく「聴取り」調査
3. 標本数：16,000企業（有効回答数14,201企業・回答率88.8%）
4. 分析方法：各質問項目について、「増加（良い）-「減少（悪い）」の構成比の差 = 判断D.I.に基づく分析

#### （概況）

1. 04年10～12月期（今期）の業況判断D.I.は 16.6、7～9月期（前期）比1.1ポイントの小幅改善と、改善基調は維持したものの、改善ペースは鈍化した。一方、収益面では、前年同期比売上額および同収益判断D.I.がそれぞれ 12.8、18.2と、ともに8四半期ぶりのマイナス幅拡大となった。また、設備投資実施企業割合も小幅ながら7四半期ぶりに低下し19.8%となった。なお、業種別の業況判断D.I.では、製造、卸売、建設で小幅改善、小売、サービス、不動産で小幅悪化とまちまちであった。
2. 05年1～3月期（来期）の予想業況判断D.I.は 22.0と、今期実績比5.4ポイントのマイナス幅拡大見通しとなっている。例年の1～3月期は季節要因から前期比でマイナス幅拡大の傾向にあるが、今回の拡大率は過去10年の平均（7.2ポイント）に比べ小幅にとどまっている。

#### 業種別天気図

時期 業種名	2004年 7～9月	2004年 10～12月	2005年 1～3月 (見通し)
総合			
製造業			
卸売業			
小売業			
サービス業			
建設業			
不動産業			

#### 地区別天気図(今期分)

地域 業種名	北海道	東北	関東	首都圏	北陸	東海	近畿	中国	四国	北九州	南九州
総合											
製造業											
卸売業											
小売業											
サービス業											
建設業											
不動産業											

(この天気図は、景気指標を総合的に判断して作成したものです。)

好調 低調



## 1. 全業種総合

### 業況改善ペースが鈍化

今期の業況判断D.I.は 16.6、前期比1.1ポイントの小幅改善となった。改善基調は維持したものの、今回の改善幅は過去10年の10～12月期の平均（4.4ポイント）を下回るなど、改善ペースは鈍化した。一方、前年同期比売上額および同収益の判断D.I.は、それぞれ2.3、2.9ポイントマイナス幅が拡大して 12.8、18.2と、ともに8四半期ぶりの小幅悪化となった。なお、前期比売上額および同収益判断D.I.は、季節要因などから前期に比べそれぞれ5.5、3.9ポイントマイナス幅が縮小し 2.0、9.9となった。

販売価格判断D.I.は7四半期連続でマイナス幅が縮小（価格が下降したとする企業の割合が減少）し、7.9となった（図表1、2）。一方、仕入価格判断D.I.は、価格が上昇したとする企業の割合が一段と増加してプラス19.5（前期は14.3）となった。

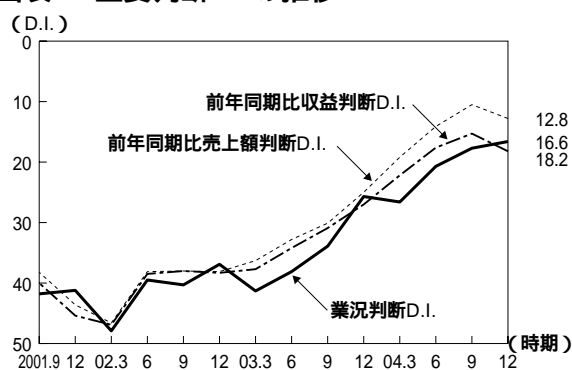
設備投資実施企業割合は前期比0.7ポイント低下して19.8%と、7四半期ぶりに減少した。また、資金繰り判断D.I.は 17.1と、こちらも7四半期ぶりに前期比0.2ポイントの小幅悪化となった。一方、雇用面では、人手過不足判断D.I.が 8.3（前期は 3.9）と、人手不足感は一段と強まった（図表3）。

業種別の業況判断D.I.は、製造業、卸売業、建設業が改善となった一方で、小売業、サービス業、不動産業は悪化した。前期比での改善幅では製造業の4.2が、また悪化幅では不動

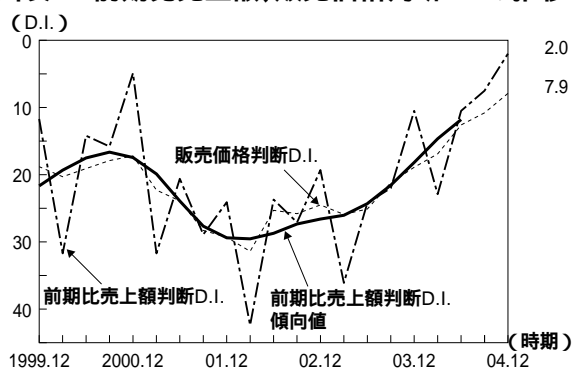
産業の4.6が、それぞれ最大であった。なお、業況判断D.I.の水準では小売業の 35.0が依然として全6業種中最も厳しいものとなっている。

地域別には、東海から西の6地域で改善、北陸や関東から東の5地域で小幅悪化と、西高東低の構図となった。

図表1 主要判断D.I.の推移

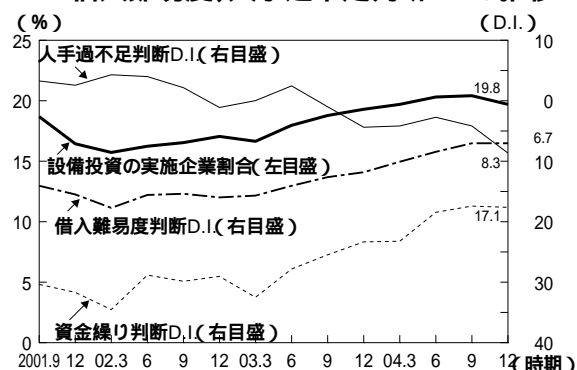


図表2 前期比売上額、販売価格判断D.I.の推移



(備考) 傾向値とは5期分の移動平均値

図表3 設備投資実施企業割合、資金繰り、借入難易度、人手過不足判断D.I.の推移



業況は季節要因の範囲で悪化予想

来期の予想業況判断D.I.は 22.0、今期実績比5.4ポイントのマイナス幅拡大となっている。1～3月期は季節要因により前期比でマイナス幅が拡大する傾向にあるが、今回の拡大幅は過去10年の予想値の平均（7.2ポイントのマイナス幅拡大）に比べて若干であるが小幅にとどまっている。

なお、予想前期比売上額判断D.I.は 17.8、同収益判断D.I.は 20.9と、季節要因もありそれぞれ今期実績比で15.8、11.0ポイントのマイナス幅拡大見込みとなっている。

業種別の予想業況判断D.I.は小売業と不動産業を除く4業種で、また地域別には11地域すべてでそれぞれ今期実績比でマイナス幅拡大を見込んでいる。

## 2. 製造業

改善基調に一服感

今期の業況判断D.I.は 6.0、前期比4.2ポイントのマイナス幅縮小となった。例年10～12月期は季節要因から改善が見られるが、今回の改善幅は過去10年の平均である7.2ポイントに比べて小幅にとどまっている。

また、前年同期比売上額および同収益の判断D.I.は、それぞれ、1.7、2.5ポイント悪化して 1.2、8.5と、ともに02年1～3月期以来の景況改善基調の下で初めて悪化するなど、ハイテク関連業種を中心に業況改善に一服感が見られる（図表4）。

なお、前期比の売上額および同収益判断D.I.は、季節要因もあってそれぞれ8.3、6.5ポイン

ト改善し、7.2、2.6となった。

人手不足感強まる

設備投資実施企業割合は3四半期ぶりに前期比1.5ポイント低下し23.5%となった。一方、人手過不足判断D.I.は前期の 6.6から 10.1とバブル崩壊以来最大の不足超幅となり、不足感が強まった。また、残業時間判断D.I.は前期の 0.7から6.1となり、残業時間の増加が顕著となった。

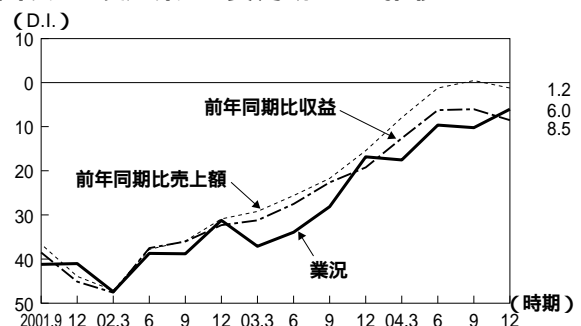
販売価格判断D.I.は、前期の 8.1から今期は 5.0とバブル崩壊以来の水準となり、デフレ傾向は収束しつつある。一方、原材料（仕入）価格判断D.I.はプラス32.7（前期26.0）と今期は上昇傾向が一段と強まった。ちなみに「経営上の問題点」として「原材料高」を挙げる企業の割合も一段と増加した（前々期18.8%、前期19.6%、今期23.2%）。

資金繰り判断D.I.は 12.7（前期は 13.3）と、7四半期連続の改善となった。

電気・精密機械が悪化

今期の業種別業況判断D.I.は、製造業22業種中、横ばい11業種、悪化5業種に対して、改善が16業種と大半の業種で改善となったが、電

図表4 製造業 主要判断D.I.の推移



気機械、精密機械、非鉄などこれまでの好調業種の悪化が目立った（図表5）

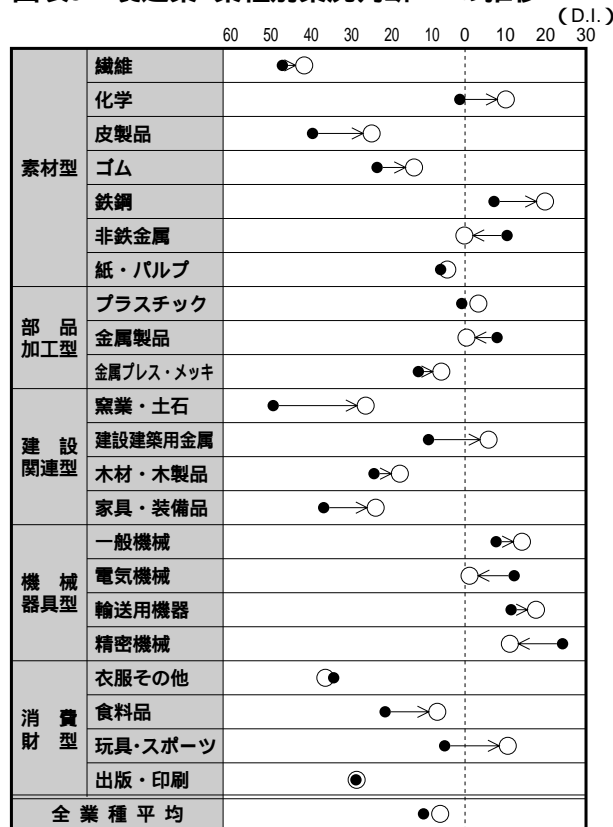
素材型業種は7業種中6業種で改善した。前期に大きく改善した非鉄が前期比マイナス10.8ポイントと唯一の悪化となった。

部品加工型業種では金属プレス・メッキ、プラスチックが改善する一方、金属製品が7.4ポイントのプラス幅縮小となった。

建設関連型業種では4業種すべてが改善し、特に窯業・土石が22.9ポイントの大幅改善となった。

機械器具型業種は一般機械、輸送用機器は前期に引き続き改善する一方で、このところ好調を持続してきた精密機械と電気機械は業況判断D.I.のプラス幅が大きく縮小した。なお、4業種はいずれもプラス水準を持続している。

図表5 製造業 業種別業況判断D.I.の推移



前期（2004年7～9月期） 今期（2004年10～12月期）

消費財型業種は衣服その他がやや悪化した  
が、出版・印刷が横ばいとなり、玩具・スポ  
ーツ、食料品は2桁の大幅な改善となった。

#### 輸出主力型の改善一服

販売先形態別の業況判断D.I.は、いずれも改  
善した。大メーカー型が15.4と、依然として高  
い水準にあるほか、最終需要家型の改善も目  
立った。

内需主力型の業況判断D.I.が4.6ポイント改  
善し 6.6となる一方、輸出主力型では、依然  
として比較的高いプラス水準にはあるが、前  
期比4.1ポイント悪化して15.0となった。

従業員規模別の業況判断D.I.は、いずれの従  
業員規模においても改善し、従業員規模間の  
格差はやや縮小した。ちなみに従業員規模別  
の業況判断D.I.の水準は、1～19人が 15.4、20  
～49人が4.8、50～99人が9.5、100人以上は15.8  
となっている。

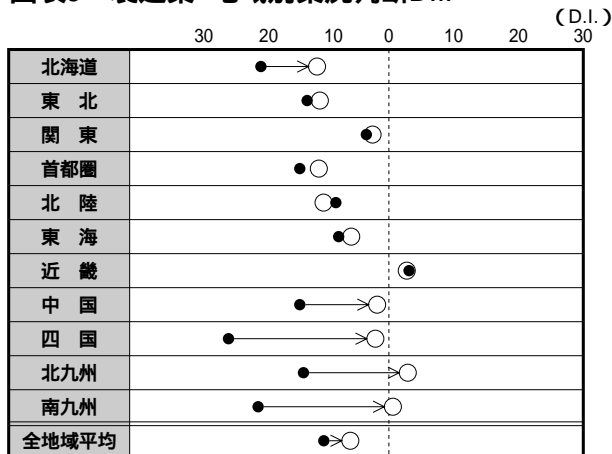
#### 地域間格差が縮小

地域別の業況判断D.I.は、北陸、近畿を除き9  
地域で改善した。水準では、前期に唯一プラス  
だった近畿と比較的高かった北陸が小幅悪化  
となる一方で、逆に前期にマイナス幅が20台と  
大きかった四国や南九州が大幅に改善したこと  
で、地域間格差の縮小が顕著となった（図表6）

#### 業況悪化はほぼ季節性の範囲内

来期の予想業況判断D.I.は 15.0、今期実績  
比9.0ポイントの悪化を見込んでいる。この悪  
化幅は過去10年の平均（8.4）並みでほぼ季節

図表6 製造業 地域別業況判断D.I.



前期 (2004年7~9月期) 今期 (2004年10~12月期)

性の範囲内といえる。予想前期比売上額判断D.I.は 13.7、同収益判断D.I.は 17.7と、それぞれ過去平均並みの今期実績比20.9、15.1ポイントの悪化を見込んでいる。業種別にも22業種中18業種で悪化ないし横ばいと見込まれており、特にこれまで堅調だった機械器具型4業種の悪化が懸念される。また、地域別にも11地域すべてで悪化の予想となっている。

### 3. 卸売業

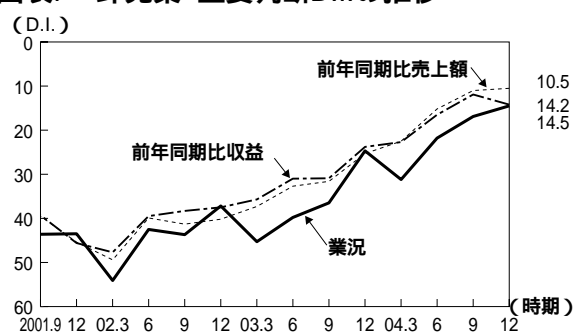
業況はわずかに改善

今期の業況判断D.I.は 14.5と、前期比2.4ポイントの小幅ながらも、前期に引き続いて改善となった。また、前年同期比売上額判断D.I.は、0.5ポイント改善し 10.5となった。一方、前年同期比収益判断D.I.は、逆に2.3ポイント悪化の 14.2と、02年1~3月期を底とする改善傾向は一服となった(図表7)。

販売先・従業員規模別は全階層で改善

業種別の業況判断D.I.は、農畜水産物、建材が10ポイント超の大幅改善となったものの、全

図表7 卸売業 主要判断D.I.の推移



体では15業種中8業種で悪化となった。地域別では、四国や南九州など7地域で改善となる一方、東北、北陸など4地域で悪化となった。また、販売先形態別、従業員規模別では、全階層で改善した。

季節要因もあり悪化の予想

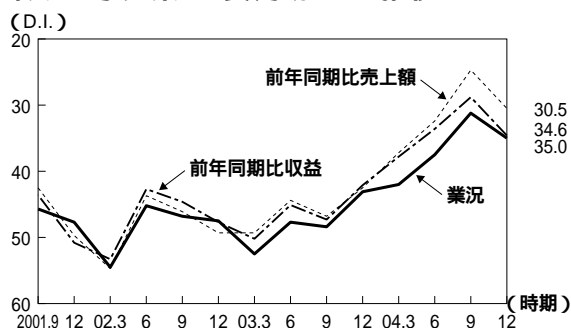
来期の予想業況判断D.I.は 24.1と、季節要因もあり今期実績比で9.6ポイントの悪化を見込んでいる。業種別には、15業種中12業種で悪化が見込まれている。また、地域別、販売先形態別では、すべての地域・階層での悪化が見込まれている。

### 4. 小売業

業況改善傾向が一服

今期の業況判断D.I.は 35.0と、前期比3.8ポイントマイナス幅が拡大し、前期までの4四半期連続での改善が一服した形になった。また、前年同期比売上額判断D.I.と同収益判断D.I.は、ともに5.8ポイント悪化し、それぞれ 30.5、34.6となっている。これらもこのところの改善傾向が小休止となっている(図表8)。

図表8 小売業 主要判断D.I.の推移



### 業種別の改善・悪化はまちまち

業種別の業況判断D.I.は、13業種中6業種で悪化、7業種で改善と、まちまちとなった。前期大幅な改善を見せ、プラス水準に転じた家電は、再びマイナス水準となったが、そのマイナス幅自体は、相対的に小さい状況にある。また、地域別では、近畿、中国と北九州を除く8地域においてマイナス幅が拡大となった。

### わずかに改善を予想

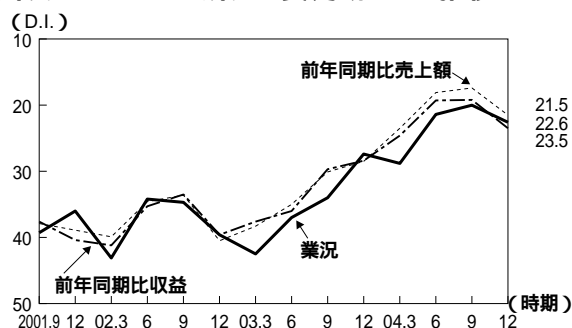
来期の予想業況判断D.I.は 34.7と、今期実績比0.3ポイントのわずかな改善を予想している。また、業種別では、13業種中、9業種が改善、4業種で悪化を見込んでいる。また、地域別では、11地域中、改善4地域、横ばい1地域、悪化6地域を見込んでいる。このなかで、北陸が12.9ポイントの大幅改善を見込んでいるのが目立っている。

## 5. サービス業

### 業況はマイナス幅がやや拡大

今期の業況判断D.I.は 22.6と、前期比2.6ポイントマイナス幅が拡大した。また、前年同期比売上額判断D.I.と同収益判断D.I.は、それぞれ前期比4.1、4.3ポイントマイナス幅が拡大

図表9 サービス業 主要判断D.I.の推移



し、それぞれ 21.5、 23.5となった(図表9)。

### 地域別業況判断D.I.は西高東低

業種別では8業種中、自動車整備など3業種で改善したものの、全体的には悪化の傾向がやや優位となった。また、地域別の業況判断D.I.では東海が前期比14.8ポイントマイナス幅が拡大する一方、北九州で17.0ポイントマイナス幅が縮小するなど、まちまちの結果となった。業況判断D.I.の水準は、総じて西高東低の傾向となっている。

### マイナス幅の拡大を予想

来期の予想業況判断D.I.は 26.0と、今期実績比3.4ポイントの悪化を見込んでいる。業種別では8業種中、5業種で悪化を見込み、地域別では11地域中、関東、東海を除く地域で悪化の予想となっている。また、従業員規模別では、すべての階層で悪化予想となっている。

## 6. 建設業

### 前期に引き続き改善

今期の業況判断D.I.は 18.6、前期比3.9ポイント改善となり、97年4～6月期( 17.6 )以来、約7年半ぶりの 10台となった。前年同期

比売上額判断D.I.も 16.1、同1.1ポイント、同収益判断D.I.は 24.1、同0.3ポイントそれぞれ改善した。また、前期比受注残判断D.I.も 2.1、同7.8ポイント改善した（図表10）。

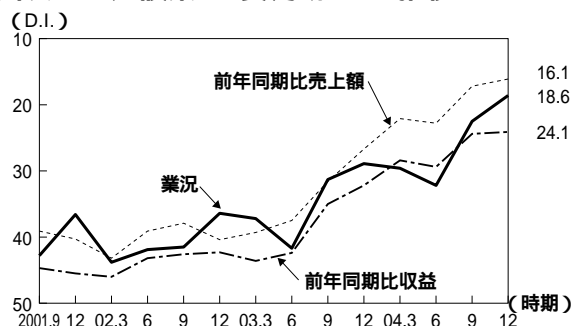
#### 全11地域中9地域で業況が改善

請負先別では、中小企業向けの業況判断D.I.が若干悪化したものの、それ以外では改善した。また、地域別では、11地域のうち9地域で改善が見られ、特に東海、中国、四国において前期比10ポイント以上の改善となった。なお、従業員規模別の業況判断D.I.において、100人以上の階層が 50.7、前期比15.8ポイントの大幅な悪化となった点が目立った。

#### 8地域で悪化の予想

来期の予想業況判断D.I.は 23.4、今期実績比4.8ポイントの悪化を見込んでいる。業種別、請負先別とも、すべて悪化の予想となっている。従業員規模別では、100人以上の階層で改善を見込んでいるものの、それ以外では悪化の見通しとなっている。地域別では、全11地域中8地域で悪化見通しとなっており、特に北海道、北陸で大幅な悪化が見込まれている。

図表10 建設業 主要判断D.I.の推移



## 7. 不動産業

#### 前期に引き続きマイナス幅拡大

今期の業況判断D.I.は 11.3、前期比4.6ポイントのマイナス幅拡大と、2期連続の悪化となった。また、前年同期比売上額判断D.I.が 6.6、前期比3.7ポイント、同収益判断D.I.は 10.9、同2.6ポイントのそれぞれ悪化となった（図表11）。

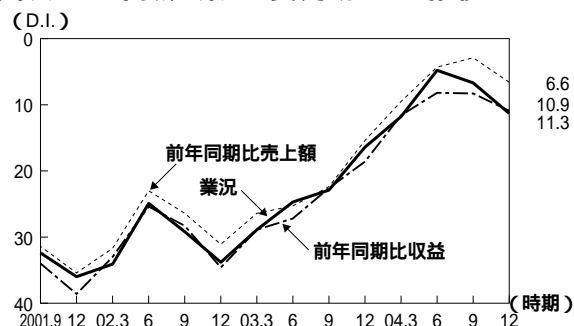
#### 地域別にはまちまち

従業員規模別の業況判断D.I.は、40人以上の階層が10ポイント以上のプラス幅拡大で25.0となったが、それ以外では悪化した。地域別の業況判断D.I.では、北海道や近畿など、4地域で改善したものの、7地域では悪化とまちまちとなった。

#### 改善の予想

来期の予想業況判断D.I.は 9.8、今期実績比1.5ポイントの改善を見込んでいる。地域別では、10ポイント以上の改善を見込む中国、南九州など5地域で改善、3地域で横ばいを見込んでいる。従業員規模別では5~9人の階層で大幅な改善を見込んでいる。

図表11 不動産業 主要判断D.I.の推移



## 特別調査 平成17年の経営見通し

景気見通しは3年連続で改善  
平成17年のわが国の景気見通しは、「良い」(「非常に良い」・「良い」・「やや良い」の合計)が11.7%、「悪い」(「やや悪い」・「悪い」・「非常に悪い」の合計)が58.1%、「良い(A) - 悪い(B)」は 46.4と、平成14年見通しの91.6をボトムに、3年連続で改善した。

なお、各回答の構成比を1年前(平成16年見

通し)と比べてみると、「普通」のポイントアップが8.2ポイントと目立つ一方、「良い」は2.2ポイントの小幅上昇にとどまっている。しかし、その一方で「悪い」は10.4ポイント低下している状況もあり、慎重な見方が依然として支配的な中でも、厳しい見通しを示す回答は着実に後退しつつある様子がうかがえる(図表12)。

図表12 わが国の景気見通し

(単位: %)

		良い				普通	悪い				(A)-(B)
		(A)	非常に良い	良い	やや良い		(B)	やや悪い	悪い	非常に悪い	
地域別	北海道	7.4	0.1	0.4	6.9	19.7	72.9	42.8	26.3	3.8	65.5
	東北	9.7	0.2	0.4	9.1	23.5	66.8	41.6	22.2	3.0	57.1
	関東	11.5	0.2	0.8	10.5	29.3	59.2	43.8	13.7	1.7	47.6
	首都圏	8.9	0.4	0.8	7.7	30.1	61.0	38.4	19.1	3.4	52.0
	北陸	15.9	0.0	0.9	14.9	31.0	53.1	35.5	15.5	2.1	37.2
	東海	16.0	0.0	1.6	14.3	35.5	48.6	36.6	10.4	1.5	32.6
	近畿	17.1	0.2	1.2	15.7	33.5	49.4	36.2	11.9	1.3	32.3
	中国	10.9	0.0	0.8	10.2	33.5	55.6	38.4	14.3	2.8	44.6
	四国	9.0	0.0	0.0	9.0	28.6	62.4	44.0	15.7	2.7	53.5
	北九州 南九州	13.5 10.9	0.2 0.5	1.1 0.9	12.2 9.5	33.5 29.8	53.0 59.3	34.2 38.4	17.0 19.0	1.8 2.0	39.5 48.5
従業員規模別	1~4人	7.4	0.2	0.5	6.7	26.9	65.7	39.3	22.1	4.3	58.3
	5~9人	10.4	0.2	0.6	9.7	29.3	60.3	41.2	16.8	2.2	49.8
	10~19人	12.4	0.4	0.8	11.2	32.0	55.6	38.0	15.7	1.9	43.2
	20~29人	14.1	0.2	1.3	12.7	31.4	54.5	37.8	14.8	1.9	40.4
	30~39人	14.9	0.1	1.5	13.3	30.4	54.7	38.6	14.7	1.4	39.8
	40~49人	18.4	0.1	2.4	15.9	33.7	47.9	36.1	10.6	1.3	29.5
	50~99人	19.4	0.3	0.9	18.2	37.6	43.0	34.7	7.8	0.4	23.5
	100~199人 200~300人	19.5 20.6	0.7 0.0	3.0 1.5	15.8 19.1	36.6 42.7	43.9 36.6	34.3 29.0	9.2 7.6	0.3 0.0	24.4 16.0
業種別	製造業	13.6	0.3	1.2	12.2	32.7	53.6	36.7	15.0	1.9	40.0
	卸売業	11.6	0.2	1.2	10.2	31.7	56.8	40.8	14.1	1.9	45.2
	小売業	8.2	0.2	0.4	7.6	26.7	65.0	40.0	20.8	4.3	56.8
	サービス業	11.6	0.4	0.5	10.6	27.7	60.8	41.4	16.9	2.5	49.2
	建設業	9.9	0.1	0.8	9.0	27.9	62.2	38.9	20.5	2.7	52.3
	不動産業	14.8	0.3	1.0	13.5	33.8	51.3	34.5	14.8	2.0	36.5
全体	17年見通し	11.7	0.2	0.9	10.5	30.3	58.1	38.6	16.9	2.5	46.4
	16年見通し	9.5	0.3	0.5	8.6	22.1	68.5	39.0	24.7	4.8	59.0
	15年見通し	2.1	0.2	0.2	1.7	8.1	89.8	34.5	42.5	12.8	87.6
	14年見通し	1.6	0.3	0.2	1.1	5.2	93.2	30.6	46.5	16.1	91.6
	13年見通し	7.1	0.1	0.4	6.6	20.6	72.1	43.0	24.9	4.2	65.0
	12年見通し	9.7	0.1	0.7	8.9	19.4	69.1	40.2	24.6	4.3	59.4
	11年見通し	3.6	0.0	0.2	3.4	6.7	87.8	31.8	43.3	12.7	84.2

自社の業況見通しは規模別格差が拡大

自社の業況見通しを「良い(A) - 悪い(B)」でみると 34.7となり、1年前の調査に比べ9.1ポイント改善した。

これを従業員規模別にみると、規模の大きい企業ほど見通しは明るく、200～300人規模の企業群ではプラス(「良い(A)」が「悪い(B)」を上回る)に転換している。なお、改善幅を1年前と比較すると、1～4人が9.1ポイント

にとどまる一方、200～300人は27.9ポイントと大幅なものになるなど、規模別格差が広がっている。

地域別にみると、北海道(55.4)や東北(42.8)の水準は相対的に低く、厳しい見通しを示す回答が多いのに対し、近畿(19.6)、東海(24.5)では、改善見通しを示す回答が多いが目立っている(図表13)。

図表13 自社の業況見通し

(単位: %)

	良い(A)	非常に良い	良い	やや良い	普通	悪い(B)	やや悪い	悪い	非常に悪い	(A)-(B)	
地域別	北海道	7.7	0.2	0.4	7.1	29.2	63.1	42.2	18.2	2.6	55.4
	東北	13.1	0.1	0.9	12.2	30.9	56.0	38.4	15.0	2.6	42.8
	関東	16.4	0.3	1.8	14.3	36.1	47.5	35.9	9.4	2.3	31.1
	首都圏	10.4	0.4	1.2	8.8	39.5	50.1	34.7	12.3	3.1	39.7
	北陸	14.0	0.2	1.5	12.3	33.4	52.6	38.1	13.0	1.5	38.7
	東海	18.2	0.4	2.7	15.0	39.2	42.7	31.4	8.9	2.3	24.5
	近畿	19.5	0.1	2.5	16.9	41.4	39.1	29.6	8.3	1.2	19.6
	中国	15.4	0.0	2.3	13.2	39.3	45.3	31.4	11.7	2.3	29.9
	四国	11.4	0.0	0.2	11.2	39.6	49.0	35.6	11.4	2.0	37.6
	北九州 南九州	12.3 11.4	0.2 0.2	1.8 1.7	10.4 9.6	45.8 38.6	41.9 50.0	30.7 36.4	9.9 11.0	1.3 2.6	29.5 38.6
従業員規模別	1～4人	7.1	0.1	0.6	6.3	35.5	57.4	38.2	15.2	4.0	50.3
	5～9人	12.2	0.3	1.2	10.7	39.4	48.4	35.4	11.2	1.9	36.2
	10～19人	15.8	0.2	1.8	13.8	39.9	44.3	32.6	10.0	1.7	28.5
	20～29人	16.9	0.2	2.2	14.5	38.6	44.5	32.6	10.4	1.5	27.6
	30～39人	16.7	0.1	3.0	13.6	39.2	44.1	33.4	9.4	1.4	27.4
	40～49人	20.2	0.8	3.9	15.5	40.1	39.7	30.4	7.7	1.6	19.5
	50～99人	24.6	0.7	2.5	21.4	40.6	34.8	27.5	6.4	0.9	10.2
	100～199人	25.1	1.0	3.0	21.1	42.6	32.3	24.1	7.3	1.0	7.3
	200～300人	31.5	0.0	4.6	26.9	39.2	29.2	23.1	6.2	0.0	2.3
業種別	製造業	17.4	0.3	2.1	15.0	40.0	42.6	30.9	9.7	2.1	25.2
	卸売業	12.9	0.4	2.1	10.4	39.8	47.3	36.2	9.2	1.9	34.4
	小売業	8.4	0.1	0.7	7.5	34.0	57.6	38.7	15.0	3.9	49.3
	サービス業	11.4	0.5	1.3	9.5	38.8	49.8	36.5	11.0	2.3	38.5
	建設業	11.3	0.1	0.9	10.3	33.8	54.9	36.8	15.6	2.5	43.6
	不動産業	16.6	0.4	2.0	14.1	46.3	37.1	27.8	8.5	0.8	20.5
全体	17年見通し	13.5	0.3	1.6	11.6	38.3	48.2	34.3	11.5	2.4	34.7
	16年見通し	11.6	0.2	1.4	10.0	32.9	55.4	37.2	15.1	3.2	43.8
	15年見通し	6.6	0.3	0.8	5.5	23.1	70.3	41.5	23.3	5.6	63.7
	14年見通し	4.6	0.2	0.6	3.8	19.9	75.5	42.3	26.2	7.0	70.9
	13年見通し	10.9	0.2	1.3	9.4	32.3	56.5	38.7	15.2	2.6	45.6
	12年見通し	10.8	0.2	1.2	9.4	30.4	56.9	39.0	15.2	2.7	46.1
	11年見通し	5.6	0.1	0.6	4.9	21.3	71.1	42.7	23.1	5.3	65.5



製造業、不動産業の売上見通しがプラスに転換  
 自社の売上額伸び率を「増加(A) - 減少  
 (B)」で見ると 6.1となり、1年前の調査に比  
 べ10.1ポイント改善した。  
 業種別にみると、いずれも1年前の調査に比

べ改善している。小売業( 23.7)、サービス  
 業( 10.8)、建設業( 13.2)で2ケタのマイ  
 ナスが続いた一方で、製造業(3.8)と不動産  
 業(5.6)はプラスに転換している(図表14)。

図表14 自社の売上額伸び率の見通し

(単位: %)

	増加 (A)	変化 なし				減少 (B)	(A)-(B)						
		30% 以上	20~ 29%	10~ 19%	10% 未満		10% 未満	10~ 19%	20~ 29%	30% 以上			
従業員規模別	1~ 4人	16.2	0.8	1.0	4.1	10.3	41.5	42.2	29.1	9.3	2.4	1.5	26.0
	5~ 9人	28.0	0.9	1.5	7.2	18.4	38.1	33.9	24.3	7.2	1.4	1.0	5.9
	10~ 19人	33.1	1.2	1.9	8.5	21.5	35.2	31.8	22.6	6.4	1.8	1.0	1.3
	20~ 29人	36.4	1.2	1.5	10.9	22.8	32.7	30.9	21.8	6.2	1.9	1.0	5.4
	30~ 39人	37.5	0.7	2.0	9.0	25.7	31.5	31.0	21.6	6.7	1.7	1.0	6.4
	40~ 49人	41.1	0.4	2.0	11.6	27.1	30.4	28.5	18.9	6.5	1.8	1.4	12.7
	50~ 99人	44.6	1.0	2.0	11.4	30.3	30.6	24.8	19.3	4.0	1.1	0.3	19.9
	100~199人	45.4	1.6	2.6	10.5	30.6	30.3	24.3	17.1	4.6	2.6	0.0	21.1
	200~300人	50.8	0.0	3.1	10.0	37.7	30.0	19.2	17.7	1.5	0.0	0.0	31.5
業種別	製造業	34.0	1.1	1.8	9.1	22.0	35.9	30.2	21.5	6.4	1.3	0.9	3.8
	卸売業	30.5	0.6	1.5	6.4	22.1	36.9	32.6	24.5	6.3	1.1	0.6	2.0
	小売業	19.5	0.5	0.8	3.7	14.4	37.2	43.3	31.5	8.4	2.2	1.1	23.7
	サービス業	25.4	0.8	1.2	6.1	17.3	38.5	36.2	26.6	6.8	1.5	1.3	10.8
	建設業	26.6	1.1	1.9	9.0	14.6	33.5	39.8	22.8	10.6	4.3	2.1	13.2
	不動産業	31.3	1.7	2.0	10.1	17.3	43.1	25.6	18.6	5.0	1.5	0.5	5.6
	全体	17年見通し	28.6	0.9	1.5	7.4	18.7	36.7	34.7	24.4	7.3	1.9	1.1
16年見通し	23.8	0.9	1.2	5.9	15.8	36.2	40.0	27.1	9.2	2.4	1.3	16.2	
15年見通し	17.9	0.7	1.1	4.3	11.8	28.7	53.4	33.9	13.8	3.7	2.1	35.6	
14年見通し	13.9	0.6	0.7	3.1	9.5	27.2	58.8	34.5	16.1	4.9	3.3	44.9	
13年見通し	24.9	0.7	1.3	5.8	17.1	34.0	40.4	27.2	9.7	2.3	1.2	15.5	
12年見通し	23.7	0.6	1.2	5.4	16.5	32.1	42.1	27.9	10.1	2.9	1.2	18.4	
11年見通し	15.8	0.5	0.8	3.8	10.7	27.5	54.5	32.8	14.7	4.7	2.3	38.7	

自社の業況に対する見方はなお慎重  
 自社の業況が上向き転換点は、「すでに上向  
 いている」が10.9%にとどまり、1年前の調査  
 (31.4%の企業が1年後までに上向きへ転換)の  
 予想に比べ、業況改善が遅れている。業況改  
 善の転換点については、1年後までの累計で

34.5%、3年後までで61.6%となっており、ど  
 ちらかという長期的にとらえているといえる。  
 一方、「業況改善の見通しは立たない」とす  
 る企業の比率は26.7%に達しており、1年前の  
 調査(26.4%)から、わずかながら上昇してい  
 る(図表15)。

図表15 自社の業況が上向き転換点

(単位：%)

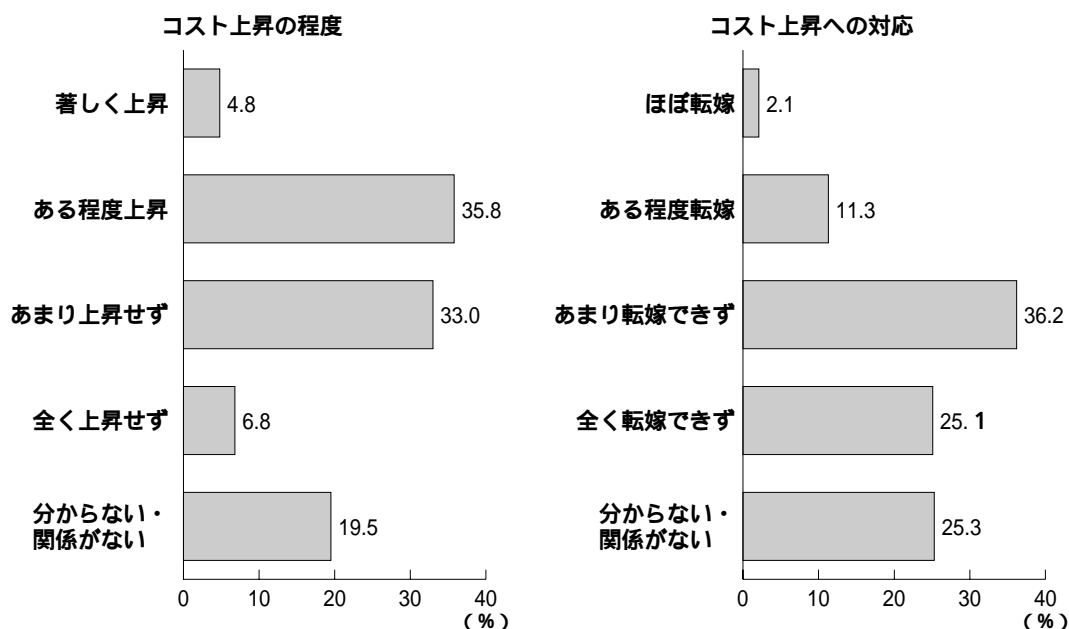
		すでに上向き	6か月以内	1年後	2年後	3年後	3年超	業況改善の見通しなし
全体	17年見通し	10.9	7.8	15.8	13.7	13.4	11.7	26.7
	16年見通し	8.3	7.9	15.2	15.1	13.9	13.2	26.4
	15年見通し	5.5	6.2	14.3	14.7	14.8	15.1	29.4
従業員規模別	1～4人	4.8	5.3	12.4	11.7	13.7	13.4	38.7
	5～9人	10.0	6.9	15.4	12.8	14.6	13.2	27.2
	10～19人	11.9	9.1	18.1	14.4	13.7	11.8	21.0
	20～29人	14.7	9.5	17.2	15.6	13.3	10.0	19.6
	30～39人	15.2	10.0	17.1	16.2	15.5	8.9	17.2
	40～49人	18.0	10.7	17.8	15.8	13.4	9.4	14.9
	50～99人	20.1	11.3	22.1	16.9	7.5	8.2	13.8
	100～199人	25.3	12.3	17.7	16.0	8.7	4.7	15.3
	200～300人	25.4	12.3	25.4	15.4	8.5	8.5	4.6
業種別	製造業	15.5	9.4	16.4	13.1	12.0	9.7	23.9
	卸売業	12.2	7.6	18.5	13.6	13.5	9.8	24.9
	小売業	5.7	5.9	14.0	11.8	13.5	12.9	36.2
	サービス業	7.5	7.2	14.5	14.4	14.0	13.5	28.8
	建設業	7.6	6.4	14.4	16.7	15.6	14.2	25.1
	不動産業	10.2	9.4	17.4	15.1	14.5	15.2	18.3

コスト上昇分の価格への転嫁は困難な状況  
原油や鉄鋼といった原材料の価格が前年水準を大きく上回るなか、40.6%の企業が、仕入れ品などのコストが「著しく上昇した」、あるいは「ある程度上昇した」と回答している。ただ、コスト上昇分を販売価格の値上げ（価格転嫁）により対応しているか尋ねたところ、「あまり値上げ（転嫁）できていない」と「全く値上げ（転嫁）できていない」の合計が61.3%に達し、「ほぼその分値上げ（転嫁）で

きている」と「ある程度値上げ（転嫁）できている」を合わせた13.4%を大きく上回った。この点、中小企業は価格交渉面で厳しい状況に置かれている様子がうかがえる。

特別調査の結果全般から、中小企業のマインドが1年前よりも改善していることを読み取れるが、コスト高による収益の悪化が先行き足かせ要因となるおそれもあり、素材市況を注視することが肝要といえる（図表16）。

図表16 原材料価格上昇の程度とその対応



(単位: %)

		コスト上昇の程度					コスト上昇への対応				
		著しく 上昇した	ある程度 上昇した	あまり 上昇して いない	全く 上昇して いない	分からない・当社 には関係 がない	ほぼその 分値上げ (転嫁)で きている	ある程度 値上げ (転嫁)で きている	あまり 値上げ転 嫁)でき ていない	全く 値上げ転 嫁)でき ていない	分からない・当社 には関係 がない
	全体	4.8	35.8	33.0	6.8	19.5	2.1	11.3	36.2	25.1	25.3
地域別	北海道	6.1	51.9	30.4	3.8	7.9	2.4	14.1	41.5	30.4	11.6
	東北	5.5	45.7	31.8	5.3	11.7	1.8	12.4	35.4	34.0	16.4
	関東	5.7	44.8	29.6	7.0	12.9	2.2	11.8	40.3	28.7	17.1
	首都圏	2.9	25.7	34.7	7.5	29.2	1.7	7.8	34.0	19.8	36.8
	北陸	5.0	38.1	35.4	6.0	15.5	1.6	9.7	39.8	30.3	18.6
	東海	8.5	42.4	29.2	6.2	13.8	2.0	14.9	35.0	28.7	19.4
	近畿	5.8	37.6	33.1	7.6	15.9	2.8	14.9	36.2	24.7	21.5
	中国	7.2	39.8	32.7	6.8	13.5	2.6	13.9	35.3	30.3	17.9
	四国	5.1	36.5	35.2	7.9	15.3	4.0	15.0	35.4	25.2	20.4
	北九州	3.4	34.2	34.0	6.1	22.3	2.2	10.9	36.4	23.4	27.0
南九州	3.9	39.3	34.5	7.2	15.1	2.6	9.6	42.4	27.2	18.2	
従業員規模別	1~4人	2.6	22.7	33.2	8.6	32.8	1.6	6.9	29.3	21.4	40.7
	5~9人	3.6	35.4	36.0	6.7	18.4	2.2	10.8	38.3	24.0	24.6
	10~19人	5.9	40.7	33.0	7.0	13.4	2.6	13.0	39.5	26.9	18.1
	20~29人	7.4	44.1	33.0	5.9	9.6	2.3	15.4	42.0	26.4	13.9
	30~39人	7.4	47.4	30.6	4.5	10.1	2.4	16.1	39.3	29.0	13.1
	40~49人	8.9	42.0	31.2	5.2	12.6	1.7	13.6	37.0	29.4	18.3
	50~99人	7.2	54.3	29.4	3.1	6.0	3.1	16.1	41.7	30.8	8.4
	100~199人	7.0	55.5	28.9	5.0	3.7	1.7	15.6	44.2	30.3	8.2
200~300人	3.8	60.8	28.5	3.1	3.8	2.3	20.9	43.4	27.1	6.2	
業種別	製造業	6.9	43.5	32.0	5.8	11.8	2.0	12.4	40.4	28.3	16.8
	卸売業	4.7	39.3	33.6	6.6	15.9	3.1	16.8	37.5	20.6	21.9
	小売業	4.2	20.0	34.1	9.3	32.4	2.2	9.8	28.0	19.6	40.5
	サービス業	3.7	29.5	32.6	7.7	26.5	1.6	6.1	28.3	31.3	32.7
	建設業	3.4	48.9	32.7	5.0	9.9	2.1	11.9	47.0	25.6	13.5
	不動産業	0.8	16.3	35.6	7.9	39.5	1.3	5.6	25.4	19.7	48.0

## 金融機関における個人情報保護法全面施行への対応

- 金融庁ガイドラインの内容と全面施行までの取組事項 -

信金中央金庫 総合研究所主任研究員

間下 聡

(キーワード) 個人情報、オプトアウト、センシティブ情報、個人信用情報機関、安全管理措置

(視 点)

2005年4月から、個人情報保護法が全面施行される。10月1日には、金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)」がパブリック・コメントに付され、それへの回答案が11月19日(最終回答は12月28日)に公表され、当該ガイドラインが12月6日付官報上に告示された。個人情報保護法では明らかでなかった金融機関の義務についての詳細が盛り込まれている。顧客情報保護体制の確立は、金融監督上の重点項目としても挙げられ、検査対象にもなっており、金融機関の十分な対応が求められている。

本稿では、金融庁ガイドラインによって新たに加えられた金融機関の義務内容のポイントや留意事項を整理し、個人情報保護法全面施行に向けた金融機関の準備事項について概説する。

(要 旨)

12月6日告示の金融庁ガイドラインでは、金融分野における個人情報の性質や利用方法にかんがみて、金融機関が遵守すべき義務が個人情報保護法を補完する形で示されている。

与信業務に関する個人情報の取得時には、利用目的について本人同意を得る必要があり、契約書等で利用目的を示す場合は他の契約条項等とは明確に分離して記載する必要がある。

個人信用情報機関への個人情報の提供については、利用目的の明示と本人同意が必要であり、オプトアウトによる提供は認められていない。

個人情報保護法施行に向けて、金融機関は個人情報の取得・利用・提供状況などの現状把握、個人情報保護宣言の策定や、利用目的の管理等の方針の策定を行う必要がある。

個人情報保護法や金融庁ガイドラインへの対応は、その意義、必要性を組織全体に周知徹底し、全信協自主ルール等の内容も踏まえ、個人情報の洗出し作業など個人情報保護法遵守に向けた体制整備を進めていく必要がある。

## はじめに

2005年4月から個人情報保護法<sup>(注)</sup>が全面施行され、金融機関も個人情報取扱事業者として個人情報の適正な取扱いが求められることとなる。2004年7月に発表された金融庁の「平成16事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」においても、重点事項として顧客情報保護体制の確立が明記されており、検査対象として新たに加えられている。

しかしながら、個人情報保護法では金融機関が実施すべき具体的な措置などが明示されていなかったこともあり、金融機関は、個人情報保護法遵守に向けた対応作業には取り組みにくい状況にあった。

こうしたなか、9月29日に個人情報保護に関する金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)」が公表され、金融機関が個人情報保護上遵守すべき内容が示された。10月末には金融庁ガイドライン案に対するパブリック・コメントの募集も終了し、金融庁による回答とそれを踏まえたガイドラインの修正案が11月19日の金融審議会で公表され、ほぼそのままの形で12月6日に金融庁ガイドラインとして正式決定された。これを受けた全国信用金庫協会(以下、「全信協」という。)や全国銀行協会(以下、「全銀協」という。)による自主ルール案が、12月7日に金融審議会に提出され、12月21日には全銀協、22日には全信協がそれぞれ自主ルールを正式に公表している。

本稿では、まず、この金融庁ガイドラインの内容を確認するとともに、今後留意すべき事項について整理する。次いで、個人情報保護法施行までに金融機関が講ずべき事項について概説する。

## 1. 金融庁ガイドラインの内容と留意すべき事項

12月6日付官報上で告示された金融庁ガイドラインは、「金融分野における個人情報取扱事業者」(以下、「金融機関」という。)が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援することを目的として策定された。

ここでは、金融分野における個人情報の性質や利用方法にかんがみて、金融庁ガイドラインによって新たに示された義務を中心に確認していくこととする。

### (1) 利用目的の特定

金融機関は個人情報の取扱いにあたり、利用目的は提供商品、サービスを明示したうえで特定する必要がある。提供商品やサービスを明示した利用目的の特定の具体例は、以下のとおりである。

- ・ 当社の預金の受入れ
- ・ 当社の与信判断・与信後の管理
- ・ 当社の保険の引受け、保険金・給付金の支払い
- ・ 当社または関連会社、提携会社の金融商品・サービスの販売・勧誘
- ・ 当社または関連会社、提携会社の保険の募集
- ・ 当社内部における市場調査および金融商品・

(注) . 個人情報保護法の概要については、「個人情報保護法の全面施行と民間事業者の義務」『金融調査情報16-1』(2004.4.7) 参照

## サービスの開発・研究

- ・特定の金融商品・サービスの購入に際しての資格の確認

### (2) 第三者提供の制限

金融機関が取得した個人情報の第三者提供については、本人の同意を得ることが必要となることに加え、その同意は書面によらなければならない。

また、当該書面における記載を通じて、個人データを提供する第三者、提供を受けた第三者における利用目的、第三者に提供される情報の内容を、本人に確認させたくえで同意を得ることも併せて必要となってくる。

### (3) 同意の形式

金融機関が利用目的以外の利用や第三者提供について本人の同意を得る場合は、原則、書面<sup>(注)</sup>によらなければならない。なお、ここでいう書面には、電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によって認識することのできない方式で作られる記録媒体が含まれている。

また、金融機関があらかじめ作成した同意書面を用いる場合には、文字の大きさおよび文章の表現を変えること等により、個人情報の取扱いに関する条項が他と明確に区別され、本人に理解されるか、または、その同意書面に確認欄を設け本人がチェックを行うなど、本人の意思が明確に反映できる方法で確認されなければならない。

### (4) 与信業務に関する個人情報の取扱い

金融庁ガイドラインでは、特に与信業務に関する個人情報の取得、利用などの取扱いについて付加的に義務が課されている。また、個人信用情報機関に対する個人情報の提供にかかるルールについても明記されている。ここでは、与信業務に関する個人情報の取扱いについて整理する。

#### ア．個人情報の取得、利用

金融機関が与信業務に際して個人情報を取得する場合には、利用目的について本人の同意を得ることが必要となり（図表1）融資契約書等において利用目的を示す際には、他の契約条項等と明確に分離して記載されなければならない。

また、金融機関が取引上の優越的な地位を利用することを防止するため、取得した個人情報を与信業務以外の金融商品のダイレクト・メールの発送などに利用することを与信の条件としてはならず、金融機関が与信業務に伴って取得した個人情報を、例えば投信や保険の販売に利用する場合は、契約書上かまたは別紙でその利用目的を明確にし、借り手がそれに同意するか否かを選択できるようにしなければならない。

#### イ．個人信用情報機関への個人情報の提供

利用目的の特定に関して、与信業務に際して金融機関が個人情報を個人信用情報機関に

(注)．例えば電話での申込みなど対面によらない場合は、録音等により事後的に検証可能であれば、口頭による同意であっても良いことがパブリック・コメントへの回答案に示されている。

図表1 与信業務に関する個人情報の取扱い

金融庁ガイドライン	個人情報保護法
<p>利用目的の特定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の取得時に利用目的についての本人同意を取得</li> <li>・契約書等における利用目的は、他の契約条項等と明確に分離して記載</li> <li>・与信業務において取得した個人情報を与信業務以外の金融商品のダイレクト・メールの発送に利用することを利用目的として同意させる等の行為を与信の条件として行うべきでなく、本人は当該ダイレクト・メールの発送に係る利用目的を拒否することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の取得時に本人に通知または公表</li> <li>・事前に本人同意が必要なのは、利用目的以外の目的で利用する場合</li> </ul>
<p>個人信用情報機関への提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・与信業務に当たり、個人信用情報機関へ個人データを提供する場合には、その旨を利用目的に明示し本人の同意を得る。</li> <li>・本人同意の際の書面には、第三者提供の場合の確認、同意事項のほか、個人データがその個人信用情報機関の会員企業にも提供される旨の記載、およびその会員企業として個人データを利用する者の表示を行う。</li> <li>・個人信用情報機関から得た借り手の返済能力に関する情報については、その者の返済能力の調査以外の目的に使用することがないように慎重に取り扱う。</li> <li>・本人同意が必要であり、オプトアウトは認められない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人信用情報機関に限定した規定はなし。</li> </ul>

(備考) 信金中金総合研究所作成

提供する場合には、その旨を利用目的に明示するとともに、明示した利用目的について本人同意を得る必要がある。

また、個人情報の個人信用情報機関への提供は第三者提供となるため、本人同意の書面には、前述(2)の第三者提供の場合の3つの確認、同意事項のほか、個人データが個人信用情報機関の会員企業にも提供される旨の記載、およびその会員企業として個人データを利用する者の表示を行う必要がある。

なお、金融機関は、個人信用情報機関から得た借り手の返済能力に関する情報については、その者の返済能力の調査以外の目的に使

用しないようにしなければならない。

さらに、金融庁ガイドラインでは、個人信用情報機関への個人データの提供については、オプトアウト<sup>(注)</sup>による提供が認められておらず本人同意が前提となる。

オプトアウトとは、事前に本人の同意を得ることなく、個人データの第三者提供を行えるかわりに、本人から第三者提供の停止の意思表示がなされたら、第三者提供を停止しなければならない制度のことである。個人信用情報機関への個人データの提供について、オプトアウトによる提供が認められないのは、与信後に第三者提供の停止が頻繁に起これば、多

(注) 第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じてその本人が識別される個人データの第三者提供を停止することとしている場合であって、次の ~ をあらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているときは、あらかじめ本人の同意を得ることなく、その個人データを第三者に提供できるという個人情報保護法上の制度のこと。

第三者への提供を利用目的とすること。

第三者に提供される個人データの項目

第三者への提供の手段または方法

本人の求めに応じてその本人が識別されるデータの第三者への提供を停止すること。

重債務者増加などの問題が発生する懸念があることなどが背景となっていよう。

なお、経過措置として、法の施行前に第三者提供されている個人データについては、法施行前に本人同意を得ていれば、施行後も引き続き提供できることになっている。

#### (5) 機微（センシティブ）情報

金融庁ガイドラインでは、個人情報保護法にはなかったセンシティブ情報という概念が定義されている。センシティブ情報とは、政治的見解、信教（宗教、思想および信条をいう。）労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活、ならびに犯罪歴に関する情報のことである。金融機関は例外（図表2）を除き、このセンシティブ情報の取得、利用または第三者提供を行わないようにしなければならない。

なお、パブリック・コメントへの最終回答（12月28日公表）では、新聞または官報等に記載された公知の情報は、個人情報ではあってもセンシティブ情報にはならないとされてい

る。また、運転免許証の写しなどの本人確認書類に記載されている本籍地などのセンシティブ情報は、その部分を黒塗りして保管するなどした場合は、センシティブ情報の取得に当たらないとの回答が示されている。

#### (6) 安全管理措置の内容

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者の個人データの管理義務の1つとして、安全管理措置が挙げられていたが、詳細については明記されていなかった。この分野は主にIT関連の分野であり、具体的にどの水準まで安全管理措置が求められるかについて注目されていた。

今回の金融庁ガイドラインでは、安全管理措置として、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、技術的安全管理措置が挙げられ、それぞれについて基本的な項目が示されている。例えば、組織的安全管理措置としては、個人データの安全管理に係る取扱規程の整備などが、また、人的安全管理措置としては、従業員との個人データの非開示契約の

図表2 センシティブ情報の取得、利用または第三者提供の禁止の例外

1	法令等に基づく場合
2	人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
3	公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合
4	国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
5	源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
6	相続手続きによる権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
7	保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
8	センシティブ情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合

（出所）金融庁ガイドライン第6条



締結などが、技術的安全管理措置としては、個人データへのアクセス記録および分析や個人データを取り扱う情報システムの稼動状況の記録および分析、個人データを取り扱う情報システムの監視および監査などが挙げられている。しかし、11月19日に金融庁ガイドラインの修正案と併せて公表された別冊の「安全管理措置等についての実務指針案」においても、その内容には不透明な点が多く残されているのが実状である。金融庁ガイドラインに関するパブリック・コメントへの最終回答では、この実務指針について、「その具体的な対応方法については各事業者の自主的取組みを求めるものです。」とうたっており、各金融機関の裁量に任せる方針を示している。それゆえ、実務指針についてのパブリック・コメントへの回答が出された後も、金融機関は安全管理措置の対応について、独自に取り組んでいかなければならないことも想定される。

#### (7) 従業員の監督

金融庁ガイドラインは、従業員監督の内容について詳細に規定している。まず、従業者は広い範囲でとらえられている。正社員はもちろん、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等に加え、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等が例示されている。いわば、その金融機関の業務に従事し、そこで利用する個人データに触れる機会のある人間は、漏れなく個人データ管理義務上の従業員として、監督対象となっている。

従業員は金融機関と個人データの非開示契約等<sup>(注)</sup>を結び、第三者への提供や、利用目的以外での利用をさせないようにしなければならず、従業員が退職後も、それまでに業務上知り得た個人データの非開示義務を守るように考えられている。個人データ取扱規程、従業員の役割・責任を周知徹底するための研修や、従業員の個人データ持出しを防ぐための点検・監査制度の整備も盛り込まれた。昨今の顧客データの外部漏えい事件をみると、従業員による持出しによるものが少なくない。したがって、この点は、外部ハッカー対策のセキュリティ強化に劣らず重要なポイントとなっている。

#### (8) 委託先の監督

個人情報保護法上、業務委託先に業務上必要な個人データを提供することは、第三者提供には当たらないとされており、先述した第三者提供の制限の適用は受けない。これは、業務委託先が委託元と連続する組織の一部であると解釈されているためであり、その分、委託元には委託先に対する監督責任も生じるが、同法には、委託元は委託先に対する「必要かつ適切な監督を行わなければならない」としか記載されていない。

監督といっても、委託先の安全管理体制を組織内部のように随時監督し、内部と同じ基準やルールを適用するわけにはいかない。やはり、業務委託に際して、安全管理体制の観点からの委託先選定基準を設け、併せて委託

(注)4. 雇用契約のない派遣社員については誓約書や念書などが想定されている。

先に対して求める安全管理措置の内容を契約書に盛り込むなど、入り口でのチェックが重要にならざるを得ない。そこで、金融庁ガイドラインは、委託先選定基準を設定し、委託先の安全管理措置を委託契約書へ盛り込むことを規定しており、それらのより具体的な内容が金融庁資料に示されている（図表3）。

業務の委託については、再委託が発生する場合もある。例えば、文書の廃棄処分については2重に物流業者が関与した上で裁断業者に回ったりするが、その過程で個人情報が流出することも想定される。金融庁ガイドラインには、「2段階以上の委託が行われた場合には、委託先事業者の再委託先に対する監督状況も監督しなければならない。」と明記されている。

委託先の選定基準や委託先に求める安全管理措置の内容を決めたとしても、個々の金融機関では、その質の高低までは評価しにくい。

したがって、客観的に安全管理体制の状況有無が判断できるような、第三者認証機関からの認証の取得が普及していく可能性もある。

### （9）漏えい事件等への対応

個人情報保護法は、個人情報の漏えいへの対応については言及していなかったが、2004年4月2日に閣議決定された個人情報保護の基本方針には、情報漏えいした場合の事実関係の公表がうたわれている。金融庁ガイドラインでは、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合、監督当局に直ちに報告、漏えい等の事実関係および再発防止策等を早急に公表し、漏えい等の対象となった本人に速やかに漏えい等の事実関係を通知することになっている。

個人情報保護法は、法律違反即罰則の直罰規定とはなっておらず、罰則適用前に主務大

図表3 委託先選定基準事項および委託契約書の安全管理措置の内容

委託先選定基準に定める事項
委託先における個人データ保護の実施体制の整備状況 （求められる安全管理措置として記載すべき事項） 組織的安全管理措置：安全管理に係る取扱い規定整備 等 人的安全管理措置：個人データ非開示契約等の締結 等 技術的安全管理措置：個人データ管理区分の設定とアクセス制御 委託先における安全管理措置に係る規程等の整備状況 実績等に基づく委託先の信用度 委託先の経営の健全性
委託契約書に盛り込むべき委託先の安全管理措置の内容
委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限 個人データの漏えい・盗用・改ざんおよび目的外利用の禁止 再委託に関する条件（求められる条件として記載すべき事項） ・再委託先に関する監督・監査・報告徴収に関する権限 ・個人データの漏えい・盗用・改ざんおよび目的外利用の禁止 ・漏えい等が発生した際の委託先および再委託先の責任 等 漏えい等が発生した際の委託先の責任 等

（出所）金融庁「金融分野の個人情報取扱事業者の安全管理措置等について」

臣による勧告や命令が入ることになっており、罰則適用は多くなならないことも考えられる。しかしながら、金融機関を含む個人情報取扱事業者にとって、情報漏えいは経営に大きな被害を及ぼす可能性が高い。

例えば、ヤフーBBの情報漏えいの場合、現会員、旧会員計451万人に対する1件当たり500円の補償金を含む40億円の対策費がかかっている。最近の情報漏えい時の賠償金は、住所、氏名、生年月日、電話番号などで1件5千円～1万円、これに本籍地情報が加われば1件30万円ともいわれており、極めて高額となっている<sup>(注6)</sup>。

#### (10) 個人情報保護宣言の策定・公表

金融庁ガイドラインは、個人情報保護法にはなかった個人情報保護宣言の策定を求めている。

これは、金融機関の個人情報保護に関する考え方および方針に関する宣言のことであり、それをインターネット・ホームページへの掲載や、事務所の窓口等で掲示・備付けにより公表することを求めるとともに、そこに盛り込むべき内容も例示<sup>(注6)</sup>している。

## 2. 個人情報保護の体制整備に向けて

ここでは、2005年4月からの個人情報保護法の全面施行に向けて、金融庁ガイドラインの内容等も踏まえ、個人情報保護法施行までに金

融機関が取り組むべき事項について概説する。

#### (1) 推進機関の設置

まず、組織内で個人情報保護法遵守に向けて、準備を進めていく機関を設ける必要がある。関連部門の委員で構成される専門の委員会などの設置や、主管部門に専担者を確保して、対応を進めていくなどの方法が考えられる。

この場合、当該機関は、法令、ガイドライン等の内容の把握、社内の個人情報の状況整理、全体的な管理体制の確立とそのため課題の洗い出し、規程・細則、契約書等の整備、役職員の啓蒙等多岐にわたる対応事項を統括する中心的な役割を担うことになる。そのためには、しっかりと全体をハンドリングできる機関とする必要があり、当該機関の設置・運営について経営者サイドの理解は欠かせないものとなる。

#### (2) 実態調査・分析

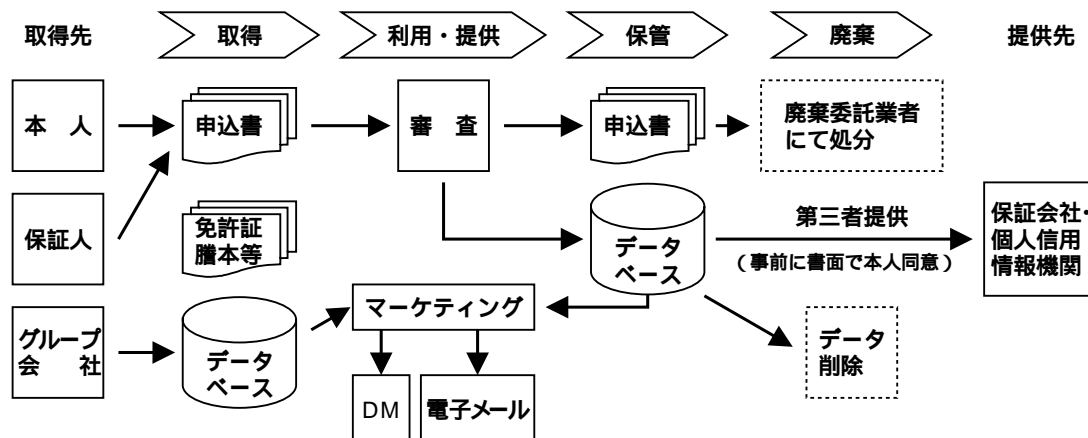
次に、全社的に個人情報の種類、取得・利用・提供、保管、第三者提供等の状況(図表4)を把握する必要がある。

各部門に存在する個人情報やデータベース、その中の個人データが申込書や契約書、印鑑票等の文書なのか、電子データなのか、さらにサーバーの中かパソコンのハード・ディスクの中か、フロッピー・ディスクやコンパクト・ディスクなのかといった状態や形状を把

(注6) 吉田良夫「個人情報は『リスクの塊』であり『両刃の剣』の意識を」『金融財政事情』(2004年9月2日)

6. 個人情報保護への取組方針(関係法令の遵守、個人情報を特定の利用目的以外に利用しないこと、および苦情処理に適切に取り組むこと等)、個人情報の利用目的の通知・公表等の手続きについての分かりやすい説明、保有個人データの開示等の手続き等、個人情報の取扱いに対する諸手続きについての分かりやすい説明、個人情報の取扱いに関する質問および苦情処理の窓口

図表4 個人情報の業務上の流れ(例)



(出所)「金融機関における個人情報保護対策の現状と実践課題」『金融情報システム No.271』

握する。個人情報単体としてある場合、組織的に整理し保管すれば安全管理度は増すが、新たにデータベース化することにより金融機関としての取扱い上の義務が増えることになる点は注意を要する。また、現状での業務委託先との契約内容や、先方での個人データの安全管理体制についても確認する必要がある。

### (3) 個人情報保護宣言の策定

個人情報保護に関する考え方、方針を定め、個人情報保護宣言を施行までに策定し、ホームページへの掲載、または事務所の窓口等で掲示・備付けにより公表しなければならない。

なお、個人情報保護宣言には、有効な安全管理措置を反映するために、開示、訂正、利用停止等への対応や苦情への対応のための事務手続きなどの内容を盛り込んだものにする必要がある。

### (4) 取得方法、利用目的の管理等の方針の策定

金融機関は、個人情報を取り扱う際に、金融商品・サービスを明示したうえで利用目的

を特定する必要があるため、商品ライン別に利用目的を明確にしておく必要がある。

一方、個人情報は取得のルートによって有効な利用目的の範囲が異なり、個人情報ごとに取得時の有効な利用目的の範囲についてデータベースで管理する必要も出てくる。例えば、与信業務上、契約書等で入手した個人情報であれば、他の金融商品のダイレクト・メールの発送を利用目的とすることに同意してもらえないこともある。一方、預金口座開設の申込書を通じて個人情報を入手する場合、事前に利用目的を明示すればよく、同意を得る必要はないため、多くの金融商品・サービスの推奨を行うことを利用目的として列挙しておけば、それらすべてが利用目的となる。そこで、顧客満足度を高めるために、複数の利用目的の中から個々の顧客が同意する目的を自由に選択できるようにすればなおさら顧客ごとに個人情報の利用目的のバラツキは激しくなる。

このため、個人情報保護法への対応としては、利用目的の設定、通知、公表、本人同意

取得について方針を策定する必要がある。

#### (5) 個人情報保護体制の確立

「組織的安全管理措置」として、個人データの安全管理措置について従業員の責任と権限を明確に定め、各部門に管理責任者を配置するとともに、組織内の最終責任者を決定しておくことが必要となる。さらに、各部門や業務の責任者と管理担当者によるピラミッド型の管理システムを構築する一方、システムや研修、監査などの分野については、それぞれ専担部署における責任者を設けることが考えられる。例えば、個人情報保護に関する法規制や諸規程を周知徹底させるための全社的な研修の責任者は人事部や研修部に置くことになる。

#### (6) 保有個人データ開示等への対応手続きの決定

開示、訂正、利用停止等の請求への対応として、保有個人データの項目や範囲を直ちに把握できるように整備するとともに、これらへの対応方法についても決定しておく必要がある。また、受付窓口、対応部門、請求などの受付書面および本人への通知文書の様式などについても用意しなければならない。

また、請求者が本人か適切な代理人であるかどうかの確認方法や、手数料を課す場合の金額と徴収方法も決めなければならない。手数料は、実費を勘案して合理的と認められる範囲内でなければならず、請求できないような法外な額を設定することはできない。

加えて、請求に対応しない、または代替措

置（利用停止等）を取る場合の判断ルールについても固めておかななくてはならない。金融庁ガイドラインでは、開示等の義務が免責される場合の一つとして、「業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」としており、この場合の具体例として、「与信審査内容等の金融機関が付加した情報に対する開示請求」を挙げている。

一方、苦情への対応についても、その受付窓口の設置と対応ルール、ヘビー・クレイマーに対する対応方針についても決定しておく必要がある。

#### (7) 諸規定、マニュアル等の作成と個人情報保護の必要性の周知徹底

このようにして、安全管理措置や対応手続きなどを決定したら、最終的に個人情報保護に関する諸規定、マニュアル等を作成していくことになる。さらに、それらの内容を周知徹底するために、個人情報保護の意義、必要性も含めて従業員に対して研修を実施する必要もあろう。

#### おわりに

金融庁ガイドラインでは、個人情報保護法を補完する義務は、総じて与信業務において厳しくなっている。一方で、金融庁ガイドラインや後述する全信協の自主ルールでは、資金決済や手形の信用情報の交換、債権流動化や証券化に伴う借手情報の流通など依然として解釈が不明な点もある。後述するように、金融庁ガイドラインに対するパブリック・コ

メントへの最終回答などによって明らかにされた点も多いものの、引き続き全信協や全銀協が発表する個人情報保護に関する追加情報を注視していく必要がある。

金融庁ガイドラインに対する対応が不十分であれば、検査等を通じて処分されることとなる。また、情報資産の管理体制が甘く、顧客情報の漏えい等が発生した場合、信用をもって業となす金融機関にとっては、「市場」の信認を失うことにより、存続が危ぶまれる状況に追い込まれかねない。

個人情報保護法の全面施行までに残された時間は少なく、すべての詳細が明らかになるのを待っていたのでは、個人情報保護法への十分な対応が困難になるおそれがある。したがって、全信協や全銀協による自主ルールの内容を十分に確認するとともに、各金融機関は個人情報の洗出し作業など個人情報保護法遵守に向けたベースとなる部分について、早急に取り組んでいく必要がある。

## (参考) 全信協自主ルールのポイント

全信協は2004年12月22日に「個人情報の保護と利用に関する自主ルール」(以下、「自主ルール」という。)を公表した。ここでは、自主ルールのポイントについて整理する。

### (1) 自主ルールの構成

自主ルールは、まず、個人情報保護法と金融庁ガイドラインに準拠した規定を記した上で、「運用上の考え方」と題して本自主ルールを運用するための考え方や実務の具体例を示している。章立ては、

- ・ 総則
- ・ 取得および利用
- ・ データ内容の正確性の確保
- ・ 安全管理措置
- ・ 第三者提供の制限
- ・ 開示等の手続き
- ・ 苦情処理体制の整備
- ・ 漏えい事案への対応
- ・ 個人情報保護宣言の制定

となっている。

### (2) 個人情報の定義

自主ルールでは個人情報には、主として顧客本人の情報のほか、代理人、連帯保証人、振込みの受取人、顧客家族に関する情報等、信用金庫取引に関連して取得する個人に関する情報が幅広く該当するとしている。ただし、従業員に関する情報等、信用金庫取引に関連しない個人情報については、自主ルールの対象

外とされている。

### (3) 利用目的の特定

信用金庫が利用目的の特定をする際には、個人情報とは、信用金庫が法令により認められたすべての業務（今後取扱いが認められる業務を含む。）に関して利用され得ることを示すことが必要であるが、その場合であっても、それらの業務をできる限り具体的に明記すべきであるとしている。

### (4) 利用目的の通知・公表・明示

信用金庫には、個人情報の取得時、または利用目的の変更時において通知、公表または本人同意取得の義務が課されている。しかし、その例外の1つとして、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合が挙げられている。その具体例として、

ア．契約書に記載されている個人情報を契約上の権利行使や義務の履行にのみ利用する場合

イ．振込取引において、振込依頼人や振込先の情報を取得する場合で、当該情報を当該振込取引にのみ利用する場合

ウ．両替の申込用紙に記載された申込者の情報を取得する場合で、当該情報を当該両替取引にのみ利用する場合

エ．電話等での資料請求に対して、請求者が提供した住所、氏名に関する情報を請求された資料の送付のみに利用する場合

の4つが示されている。

### (5) ダイレクト・マーケティングの中止

自主ルールでは、本人から、ダイレクト・マーケティングの目的で個人情報を利用することの中止を求められた場合には、当該目的での個人情報の利用または提供を中止しなければならないとされている。ここで、ダイレクト・マーケティングとは、信用金庫または信用金庫が個人情報を提供する先が、特定の商品またはサービスに適合する顧客を限定して行う、ダイレクトメールの送付やテレマーケティングその他のセールス活動で、店舗等で直接面談して行うセールス活動を除くものである。

### (6) 適正な取得

自主ルールでは、信用金庫は、第三者からの個人情報の取得に際して、本人の利益を不当に侵害してはならないとされている。

本人の利益の不当な侵害の例として、情報の不正取得等の不当な行為を行っている第三者から、当該情報が漏えいされた情報であること等を知った上で個人情報を取得する場合が挙げられている。

### (7) 機微（センシティブ）情報について

センシティブ情報の取得・利用・第三者提供の原則禁止の例外の1つである、保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合の具体例として、自主ルールは、

ア．振込依頼人が所属する政治・宗教等の団体名を振込依頼書の受取人情報として取得する場合

イ．団体信用生命保険の申込書上に記載されている保健医療情報を保険業務に必要な範囲で取得・利用・第三者提供する場合を挙げている。

#### (8) 目的外利用の禁止に関して

自主ルールでは、将来の法令の改正等により、新たに取扱いが認められる業務に関して、既存の取引に際して取得した個人情報を利用する場合にあつては、利用目的に明記した「信用金庫が法令により認められた業務（今後取扱いが認められる業務を含む）」から外れない限り、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えないとされている。新規に認められた金融関連業務を行うために個人情報を利用することは、目的外利用には当らず、利用目的の変更を行う必要もないように解される。

#### (9) 第三者提供の制限について

自主ルールは、信用金庫が、例えば以下のア～シのように、取得した個人データを提供するには、第三者提供（同意があるものとみられる場合を含む）委託、共同利用のいずれに該当するかに応じ必要な対応を取らなければならないとしている。

ア．口座振替における収納企業への口座振替結果情報の提供

イ．財形預金提携企業への残高状況等の提供

ウ．振込受取人への振込依頼人情報の提供

エ．ローン取引で、主債務者の委託を受けて保証人となっている信用保証会社、カード会社、消費者金融会社への情報提供

オ．ローン取引での信用保証協会への情報提供

カ．ローン提携の不動産会社（住宅ローン等）企業（職域提携ローン）への情報提供

キ．国・地方公共団体（利子補給ローン等）への情報提供

ク．引受保険会社（生命保険会社、損害保険会社）への保険契約申込情報等の提供

ケ．SPCやサービサー等に債権譲渡する際の情報提供

コ．債権譲渡の事前協議やデューデリジェンスにおける相手先、格付機関、会計事務所等への情報の提供（結果的に譲渡が行われなかった場合も含む）

サ．連帯保証人への主債務者の債務残高等の情報提供

シ．投資信託、保険、債券、株式等の金融商品のプロバイダーへの購入申込情報の提供  
ここで注意すべき点は、これらの事例が、第

三者提供に当たるか、業務の委託に当たるか、共同利用に当たるかによって、必要となる対応が異なる点である。業務委託であれば、個人データのやり取りに関し、本人同意はもちろぬ、通知、公表の必要もない。共同利用であれば、必要事項をあらかじめ本人に通知するか、本人が容易に知り得る状態に置いていればよい。しかし、第三者提供ということになれば、与信業務に際して取得された個人情報については、その利用目的について本人同意が必要となっている。



なお、上記事例のうち、債権譲渡などに関する取扱いについては、2004年12月28日に公表された金融庁ガイドライン（案）のパブリック・コメントへの金融庁からの最終回答において明記されている。

最終回答では、債権譲渡に付随して譲渡人から譲受人に対して、当該債権の管理に必要な範囲において債務者および保証人等に関する個人データが提供される場合には、個人情報保護法の解釈上、同法第23条により求められる第三者提供に関する本人の同意を事実上推定できるため、改めて明示的に本人の同意を得る必要はないものと解されており、金融庁ガイドラインも同法に基づくものであることから、当該解釈に基づき適用されると明記されている。

また、証券化スキームにおける委託者（オリジネーター）から受託者（信託銀行）への債権譲渡や、信用リスクのヘッジを目的としたプロテクションの購入、保証人等からの代

位弁済および債権回収業者等への債権譲渡等も上述のケースに相当するとされている。

併せて、債権の譲渡に関連して行われるいわゆるデューデリジェンスや譲受人の選定等、当然必要な準備行為についても、当該債権の管理に必要な範囲に含まれる場合には、同意の事実上の推定が及ぶものとされている。

#### （10）本人同意の方法

自主ルールにおける本人同意の方法は、原則、同意文言を記載した書面上に、本人の署名（・捺印）を徴求する方法とされているが、他に、電話による取引等において、口頭で同意を得てその旨の記録を残す方法、インターネットによる取引等において、画面上での同意の意思表示（了解ボタンをクリックしてもらおう等）や同意文言を記載した本人からの電子メールの受領等による方法が例示されている。

#### 参考文献

新家恭治他「個人情報保護法の理解と対策」『金融情報システム No.271』（2004.夏）

# 「信金中金月報掲載論文」募集における査読付論文

信金中央金庫  
総合研究所

ここに掲載した査読付論文は、信金中金総合研究所が、大学に籍を置く学者・大学院生を対象として平成15年11月より募集している「信金中金月報掲載論文」に応募のあった論文で、編集委員会が委嘱した審査員による審査を経て、編集委員会が一定のレベルに達しているものと認め信金中金月報への掲載を決定したものである。

当論文募集の対象分野は、信金中金総合研究所の研究分野でもある「地域金融」「中小企業金融」「協同組織金融」に関連する分野としており、これら分野の研究の奨励を通じて、研究者の育成を図り、もってわが国における当該分野の学術研究振興に寄与することを目的としている。

また、当論文募集は、懸賞論文と異なり、募集期限を設けない随時募集として息の長い取り組みを目指していること、要改善点を指摘し、加筆修正後の再応募を認める場合があること、を特徴点としている。

## 【査読付論文に係る留意点】

- ・ 審査員による審査および編集委員会における掲載可否の決定は、信金中金総合研究所および応募論文の関係者等が関与しない形で、独立性、客観性、公平性を確保し厳正に行われている。
- ・ 応募のあった時点から当月報掲載までには一定の時間の経過がある。
- ・ 掲載した論文の文責は執筆者にある。

## (参考)「信金中金月報掲載論文」募集要項(一部抜粋)

テーマ	募集する論文の分野は、当研究所の研究分野でもある「地域金融」、「中小企業金融」、「協同組織金融」に関連する分野とし、具体的には、当該分野における理論的、実証的、実務的、法制的、歴史的研究の論文とします。
応募資格	原則として、大学に籍を置く学者・大学院生とします。 なお、応募資格を有する方による共同執筆も可とします。
応募論文の扱い	編集委員会が委嘱する審査員の審査結果に基づき、編集委員会において「信金中金月報」への掲載可否を決定します(審査員の氏名、審査内容に関するお問い合わせには応じません)。また、掲載可とされた論文(以下「掲載論文」という。)は、当研究所ホームページにも掲示します。 なお、掲載論文の著作権は当研究所に帰属します。
編集委員会	編集委員会は次の委員で構成します。(敬称略、順不同) 委員長 堀内 昭義 中央大学総合政策学部教授 副委員長 藤野 次雄 横浜市立大学商学部教授(信金中金総合研究所所長) 委員 筒井 義郎 大阪大学社会経済研究所教授 委員 濱田 康行 北海道大学経済学部教授 委員 吉野 直行 慶應義塾大学経済学部教授
募集方法等	締め切りを定めない随時募集

・ 詳しくは、当研究所ホームページ (<http://www.scbri.jp/>) に掲載されている募集要項等を参照

## 信用金庫の効率性と配当政策との関連性の検証

札幌学院大学 経済学部専任講師

播磨谷 浩三

(キーワード) 費用効率性、利潤効率性、確率的フロンティア関数、配当政策、リレーションシップバンキング

(要旨)

各地域金融機関のリレーションシップバンキングの機能強化計画が具体的に履行されつつある中で、信用金庫は地方銀行等との競争が今後さらに激化していくことが予想される。しかし、株式会社である銀行とは異なり、信用金庫は会員の相互扶助を目的とした協同組織形態であり、出資配当という形での利益還元への圧力が大きいことが想像できる。事実、本論の記述統計量に基づく分析では、地方銀行や第二地方銀行よりも相対的に高い配当利回りであることが確かめられた。

本論では、これらの利益処分における信用金庫の特性が効率性と関連を有しているのか否かについて検証を行った。方法としては、2002年度の財務データを対象に、確率的フロンティア関数の手法を用いて費用効率性と利潤効率性の計測を行い、それぞれの効率性に配当政策が影響を与えているのか否かについて回帰分析を行った。結果、費用効率性と利潤効率性との相関関係は極めて低く、それぞれの効率性と経営規模との間にも明確な比例関係が認められないことが確かめられた。また、配当政策に関連する変数は、配当利回りが高い信用金庫ほど効率性が低いことを意味するマイナスの符号が計測されるものの、統計的には有意ではなく、効率性との明確な関連性については確かめることができなかった。

---

\* 本論は、第2回神戸大学MMESI (Kobe Summer Institute in Modern Monetary Economics ; 2004年8月)での報告論文に加筆、修正したものである。三重野文晴神戸大学助教授、小西大一橋大学助教授、家森信善名古屋大学教授を始め、同研究会では複数の方々から有益なコメントを頂戴した。また、本誌匿名の審査員からの指摘により、本論の内容は大幅に改善することができた。この場を借りて御礼申し上げる次第である。なお、当然のことながら本論に残された誤謬はすべて筆者の責に帰すものである。

## 1. はじめに

リレーションシップバンキング（以下、リレバンと略記）の議論に多くの関心が集まる中で、信用金庫は金融庁の報告書においてその担い手の一つとして明確に位置づけられており、成果の実現が強く期待されている<sup>(注)</sup>。同報告書にもあるように、リレバンとは、「金融機関と顧客との長期の親密な関係に裏付けられた情報の蓄積から、金融機関がこれらの情報をもとに各種の金融サービスを展開するビジネスモデルの総称である」と一般的に定義されており、営業基盤が特定地域に限定され、きめ細やかなサービスの提供が可能な信用金庫には、まさに目指すべき経営のあり方であると言える。

しかしながら、リレバンの機能強化については地方銀行や第二地方銀行についてもその対象金融機関となっており、各地域の中小企業向け貸出業務等において、これらの業態との競争が今後激化していくことも予想される。ただし、信用金庫の業務を考える際、銀行との違いとして軽視できない点は、会員の相互扶助を目的とした協同組織というその経営形態である。つまり、会員からの出資に基づく協同組織形態である以上、株式会社である銀行にも増して配当という形での利益還元への圧力が大きいことが想像できる。

本論の目的は、これらの利益処分における

信用金庫の協同組織性という特性を、効率性と配当政策との関連から検証することにある。現在、安定的な地域金融システムを構築させるためにも個々の信用金庫には効率的な経営が求められており、効率性を度外視したまま配当を継続することは許されない環境にある。このことから、個々の信用金庫の効率性が配当政策と関連を有しているのか否かを検証することは、極めて意義深いものと考えられる。

ところで、信用金庫と銀行との経営特性の違いに着目した先行研究としては、筒井 [2003] が挙げられる。同論では、経営者が経費支出によって効用を得るという費用愛好仮説を、2001年度の地方銀行、信用金庫、信用組合の財務データを用いて検証されており、費用愛好の程度は信用金庫が最も大きいとの結果が報告されている。Yamori [1998] においても、1992年度の信用金庫のみのデータを対象に同様の分析がなされており、天下り役員が存在する信用金庫ほど費用愛好の程度が高いことを見出している。また、宮村 [2000] では、信用金庫を含む協同組織金融機関のコーポレート・ガバナンスの問題について検証されており、世襲制が信用金庫の費用を上昇させている可能性を指摘している。

その他、信用金庫を対象に効率性を分析することを目的とした先行研究では、Fukuyama [1996]、佐竹・筒井 [2002]、播磨谷 [2004]

(注)1. 詳細については、2003年3月27日に金融審議会金融分科会第二部会から公表された報告書『リレーションシップバンキングの機能強化に向けて』を参照されたい。なお、澤山 [2003] では、同報告書の意義と解説がまとめられている。また、各該当金融機関のリレバン機能強化への具体的な行動計画については、2003年10月7日に金融庁から公表された「リレーションシップバンキングの機能強化計画の概要について」を参照されたい。その他、リレバンに関する包括的な解説書としては、由里 [2003] が詳しい。

が挙げられる<sup>(注2)</sup>。Fukuyama [1996] では、DEAの手法によって効率性を計測しており、大規模な信用金庫ほど効率性が高いという計測結果が報告されている。佐竹・筒井 [2002] では、確率的フロンティア費用関数の推定によって効率性を計測しており、非効率性と経費率との相関が高いことが報告されている。播磨谷 [2004] では、これらの異なる計測手法を同一のデータセットを対象に適用し、経費率が高い信用金庫ほど非効率性が高いという共通した結果が得られることを報告している。

本論の構成は以下のとおりである。第2節では、信用金庫の出資配当の現状について、地方銀行、第二地方銀行と比較することにより分析を行う。第3節では、本論で採用する推定モデルについて説明を行う。第4節では、推定結果を示し、計測された効率性と配当政策との関連について検証を行う。そして最後に、第5節において、まとめと課題を述べることとする。

## 2. 信用金庫の出資配当の現状

信用金庫の場合、出資者に相当する会員の資格は、各々の信用金庫の営業地域に勤務か

在住者に限られている<sup>(注3)</sup>。信用金庫の最高議決機関はこれらの会員から成る総会または総代会であり、株式会社における株主総会と同様、出資配当を始めとする各種の利益処分がここで決定される<sup>(注4)</sup>。ただし、信用金庫の剰余金の配当は、その協同組織性ゆえに、株式会社における配当のように利益を得てこれを出資者に分配することを目的としたものではない点に留意しなければならない<sup>(注5)</sup>。さらに、出資割合に応じて投票権が異なる株式会社とは異なり、信用金庫の場合には、原則としてすべての会員が同じ権利を有している。

図表1は、2002年度決算期（2003年3月期）における信用金庫の普通出資配当金を含む利益処分の概観を、地方銀行、第二地方銀行と比較してまとめたものである。不良債権の損失処理の促進に伴う赤字決算の横行を象徴するように、いずれの業態ともに、当期末処分利益（信用金庫の場合は当期末処分剰余金）がマイナスとなっている数が多く存在していることが見て取れる。ただし、各業態の総数に占める比率では信用金庫が最も低く、20%に満たない。最も高いのが第二地方銀行であり、

図表1 地域金融機関の利益処分の概観(2003年3月期)

	総数	当期末処分利益 (剰余金)がマイナス	配当金がゼロ	役員賞与金がゼロ
地方銀行	64 ( 3 )	17 ( 1 )	6 ( 0 )	39 ( 3 )
第二地方銀行	53 ( 19 )	20 ( 7 )	11 ( 5 )	37 ( 12 )
信用金庫	326	64	3	193

(備考) 1. 地銀、第二地銀の( )内は、未上場の数を示している。  
2. 信用金庫の配当金は、普通出資配当金のみを対象としている。

(注) 1. 規模の経済性や範囲の経済性の計測を目的とした先行研究としては、広田・筒井 [1992]、宮村 [1992]、宮越 [1993]、藤野 [1996] などが代表的である。

2. ただし、個人事業者で常時使用する従業員数が300人を超える場合、また、法人事業者で常時使用する従業員数が300人を超える、かつ資本金が9億円を超える場合には会員となれない。

3. 信用金庫と信用組合の総代制度のガバナンスに関する問題点については、家森 [2003] を参照されたい。

4. 信用金庫の剰余金の配当に関しては、信用金庫法第57条において、その上限等が定められている。

総数の3分の1以上となっている。

これに比べ、配当金がゼロの数はいずれの業態とも少なくなっている。特に、信用金庫についてはわずか3金庫のみであり、地方銀行、第二地方銀行との際立った違いを見せている。当期末処分利益がマイナスである数に比べて配当金がゼロの数が少ないということは、当期末処分利益がマイナスであるにもかかわらず、配当を実施した事業体が決して少なくなことを意味している。業態別では、地方銀行で10行、第二地方銀行で9行、信用金庫で61金庫存在していることが確かめられた。つまり、当期末処分利益がマイナスとなった信用金庫のほとんどが、積立金の取り崩しなどにより会員への出資配当を実施したことを意味している。このことは、本論の冒頭で指摘した、協同組織形態である信用金庫の方が出資者への利益還元への圧力が大きいという可能性を裏付けていると言えよう。

役員賞与金がゼロの数については、いずれの業態とも総数の過半が該当している。しかも、当期末処分利益がマイナスで役員賞与金を計上した数は、いずれの業態とも皆無であることが確かめられた。これは、コーポレート・ガバナンスの観点からも理解できることであり、株式会社であるか協同組織であるかにかかわらず、経営者の成功報酬は出資者への利益還元へ劣後し、かつ事業体の利益の確保が前提であることを示唆している。参考までに、役員賞与金を計上した133の信用金庫を対象に、役員賞与金と普通出資配当金との相

関係数を計算したところ、0.8498という高い相関関係にあることが確かめられた。これに対し、役員賞与金と当期末処分剰余金との相関係数は0.4088であり、上記の推察を裏付けている。

なお、コーポレート・ガバナンスの問題を考える場合、たとえ同じ株式会社であっても、上場か未上場かの違いにより利益処分の対応に違いが出るのが予想される。しかしながら、未上場でかつ当期末処分利益がマイナスであった地方銀行、第二地方銀行のうち、配当を実施した数は、地方銀行1行、第二地方銀行3行に過ぎない。上述した業態別の総数と比べてもわかるように、上場でかつ当期末処分利益がマイナスであった地方銀行、第二地方銀行の方が、はるかにその数は多い。つまり、2002年度における利益処分に関する限り、未上場であるからというだけで出資者への配当が優先されるという明確な関係は見出せないと言えよう<sup>(注)</sup>。

次に、業態別の配当利回りの違いについて検証を行った。比較する指標として、地方銀行、第二地方銀行については「配当金/資本金」を、信用金庫については「普通出資配当金/出資金」をそれぞれ定義した。図表2は、その結果をまとめたものである。図表2からも明らかなように、平均の比較では信用金庫が0.038と最も高いことが見て取れる。一部の地方銀行、第二地方銀行については公的資金による資本増強が実施されていることを勘案すると、一般の株主資本に対する比率では、平均の

(注) 6. 図表1の上場、非上場の区分において、持株会社が上場している場合には傘下銀行についても上場先を含めている。

図表2 地域金融機関の配当利回りの比較(2003年3月期)

	平均	標準偏差	最大	最小
地方銀行	0.0289	0.0104	0.0649	0.0082
第二地方銀行	0.0283	0.0420	0.2857	0.0013
信用金庫	0.0384	0.0120	0.0800	0.0036

- (備考) 1. 各業態とも、配当を実施した事業体のみを対象として計算している。  
 2. 地銀、第二地銀の配当利回りは、配当金/資本金として定義している。  
 3. 信用金庫の配当利回りは、普通出資配当金/出資金として定義している。

格差はさらに拡大することは自明である<sup>(注7)</sup>。また、図表2では最大と最小の格差についても信用金庫は最も小さいことが示されている。地方銀行の最小である0.008を下回る数が2金庫存在するものの、配当を実施した総数の約85%に相当する274金庫が地方銀行の平均である0.029を上回っており、信用金庫の配当利回りが相対的に高いことが理解できる。

参考までに、貸出金利息を期末貸出金残高で割ることで定義される貸出金利を各業態別に計算したところ、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫のそれぞれの平均が2.19%、2.71%、2.78%となることが確かめられた。このことは、信用金庫の高い配当利回りの背景として、貸出金利の高さが影響している可能性を示唆していると言えよう。同時に、信用金庫からの借入先については、高い金利負担の一部を、出資配当である程度相殺できている可能性を否定できない。

### 3. 分析方法

#### (1) 推定モデル 確率的フロンティア関数

効率性の計測に際し、本論では確率的フ

ロントニア関数の手法を採用する。同手法による先行研究では、費用関数の推定を行うものが一般的であるが、出資配当の原資となる利潤に注目する目的から、本論では費用関数とは別に利潤関数の推定についても行うこととする<sup>(注8)</sup>。

まず、本論で採用する3生産物、3投入要素の確率的フロンティア費用関数は、以下のよう

$$\ln TC = \alpha_0 + \sum_{i=1}^3 \alpha_i \ln Y_i + \sum_{i=1}^3 \beta_i \ln P_i + \frac{1}{2} \sum_{i=1}^3 \sum_{j=1}^3 \gamma_{ij} \ln Y_i \ln Y_j + \frac{1}{2} \sum_{i=1}^3 \sum_{j=1}^3 \delta_{ij} \ln P_i \ln P_j + \sum_{i=1}^3 \sum_{j=1}^3 \theta_{ij} \ln P_i \ln Y_j + v + u \quad (1)$$

ここで、 $TC$ 、 $Y$ 、 $P$ の各変数は、それぞれ総費用、産出物、投入要素価格を表している。 $v$ は $N(0, \frac{2}{v})$ の性質を持つ通常の統計的誤差項である。また、 $u$  ( $u > 0$ ) は各事業体の費用非効率性を示す指標であり、説明変数および $v$ とは無相関であると仮定する。 $u$ の前の符号がプラスとなっているのは、各事業体が効率的な費用フロンティアよりも上に位置していることを表している。

(注7) 図表2の第二地方銀行の最大は、東京スター銀行のものである。同行の配当利回りは当該年度において突出しており、第二地方銀行で同行に次いで高い配当利回りの値は0.054である。同行を除いた第二地方銀行の平均は0.022となる。

8. 信用金庫を対象に費用関数以外の関数の推定を行った先行研究としては、収入関数の推定を行った広田・筒井 [1992] が挙げられる。ただし、同論では収入面での規模の経済性や範囲の経済性を計測することを目的としており、推定モデルは確率的フロンティア関数ではない。なお、Kohers et al. [2000] を始めとして、近年の先行研究では、費用関数と利潤関数それぞれから計測される効率性の指標を比較するアプローチは一般的となっている。

推定に際しては、以下の対称性と要素価格に関する1次同時性の条件の制約を課すこととする。

$$ij = ji, \quad ij = ji, \quad i=1, \quad i=1, \quad ij=0, \quad ij=0 \quad (2)$$

確率的フロンティア関数を推定する場合、非効率性を示す $u$ の分布関数を事前に特定化する必要があるが、本論では同手法を用いて推定を行った多くの先行研究に従い、半正規分布を仮定する。このとき、推定する対数尤度関数は以下のように表される。

$$\ln L_i = -\ln \left( \frac{2}{\sigma} \right) - \frac{1}{2} \ln \left( \frac{2}{\sigma^2} \right) + \ln \left( \frac{1}{\sigma} \right) \quad (3)$$

ここで、 $\sigma$  と  $\sigma$  は、それぞれ、 $(\frac{2}{u} + \frac{2}{v})^{1/2}$ 、 $u/v$  を表している。また、 $i$  は(1)において  $v+u$  で示される、個々の事業体の残差項である。 $\ln$  は、対数標準正規分布関数である。(3)を最尤法で推定することにより、(1)の  $\theta_0$  や  $\theta_1$  といった各パラメータに加えて、 $\sigma$  と  $\sigma$  の推定値が計測されることになる。

計測された各パラメータの推定値を用いて計算される個々の事業体の費用効率性については、Battese and Coelli [1988] によって提唱された以下の指標を採用することとする。

$$CE_i = E \{ \exp[-u_i] \mid i \} \\ = \left[ \frac{1 - \left( \frac{u_i - \mu_{*i}}{\sigma_{*i}} \right)}{1 - \left( -\frac{\mu_{*i}}{\sigma_{*i}} \right)} \right] \cdot \exp \left\{ -\mu_{*i} + \frac{1}{2} \left( \frac{u_i - \mu_{*i}}{\sigma_{*i}} \right)^2 \right\} \quad (4)$$

ここで、 $\mu_{*i}$  と  $\sigma_{*i}$  は、それぞれ、 $i$  の  $u/v$ 、

$u/v$  を表している。 $(\cdot)$  と  $(\cdot)$  は、標準正規密度関数と標準正規分布関数である。

次に、確率的フロンティア利潤関数について説明を行う。利潤関数については、生産物価格と投入要素価格の関数として表現されるのが一般的である。しかしながら、信用金庫を始めとする銀行業の場合、生産物を定義することにも増して、その価格の詳細な情報を個々の事業体について得ることは容易ではない。このようなことから、本論ではBerger and Mester [1997] においても採用されている、以下のような生産物と投入要素価格の関数として表現される代替的な利潤関数 (alternative profit function) の推定を行うこととする<sup>(注)</sup>。

$$\ln \pi = \theta_0 + \sum_{i=1}^3 \theta_i \ln Y_i + \sum_{i=1}^3 \theta_i \ln P_i + \frac{1}{2} \sum_{i=1}^3 \sum_{j=1}^3 \theta_{ij} \ln Y_i \ln Y_j \\ + \frac{1}{2} \sum_{i=1}^3 \sum_{j=1}^3 \theta_{ij} \ln P_i \ln P_j + \sum_{i=1}^3 \theta_i \ln P_i \ln Y_i + v - u \quad (5)$$

ここで、 $\pi$ 、 $Y$ 、 $P$ の各変数は、それぞれ利潤、産出物、投入要素価格を表している。(1)と同様に、 $v$ は $N(0, \frac{2}{v})$ の性質を持つ通常の統計的誤差項、 $u$  ( $u > 0$ ) は各事業体の利潤非効率性を示す指標であり、説明変数および $v$ とは無相関であると仮定する。(1)と異なり、 $u$ の前の符号がマイナスとなっているのは、各事業体が効率的な利潤フロンティアよりも下に位置していることを表しており、確率的フロンティア生産関数の場合と考え方は同じである。

(注) . 銀行業を対象として標準的な利潤関数を推定する場合、欧米の先行研究では生産物価格に貸出金利を採用することが一般的である。しかしながら、個々の信用金庫について貸出金利を計算する場合、公表されている入手可能なデータからは、貸出金収益を貸出金期末残高で割る以外に方法は思いつかない。この場合、分母における不良債権の影響をどのように考慮すべきかが大きな問題となる。本論で代替的な利潤関数を推定対象としたのは、これらの理由にも因っている。



確率的フロンティア利潤関数についても、推定に際しては、(2)の対称性と要素価格に関する1次同時性の条件の制約を課すこととする。ここでも、非効率性を示す $u$ の分布関数は半正規分布を仮定し、個々の事業体の利潤効率性は Battese and Coelli [1988] の指標を計算する<sup>(注)10</sup>。

## (2) データ

産出物の特定化に際し、本論では、信用金庫を資本と労働ならびに預金を投入要素として、貸出金や有価証券により運用を行う主体であるととらえる、仲介アプローチに基づいて定義を行う<sup>(注)11</sup>。以下、本論で採用したデータについて説明を行う。

まず、産出物として、貸出金収益、貸出金以外の資金運用収益、役務取引等収益の各フロー収益を採用した。仲介アプローチの場合、貸出金や有価証券等のストック変数を採用することが一般的であるが、不良債権の問題や会計基準変更の影響を無視できないと考えられることから、本論ではフロー変数を用いた次第である。

次に、投入物として、常勤従業員数、動産・不動産期末残高、預金積金期末残高の3つを採用した<sup>(注)12</sup>。したがって、確率的フロンティア関数における投入要素価格は、各々の投入物に対応する、賃金率 (= 人件費 /

期末常勤従業員数)、資本レンタル価格 (= 物件費 / 動産・不動産期末残高)、預金調達価格 (= 預金利息 / 預金積金期末残高) の3つである<sup>(注)13</sup>。

(1)の被説明変数である総費用については、上記の3つの投入要素に該当する各フロー費用の合計を定義した。(5)の被説明変数である利潤については、経常収益から本論で採用した総費用を除いた大きさを定義した。利潤を考える場合、経常収益から経常費用を引いた経常利益を用いるのが一般的であるが、不良債権処理の影響等により決して少なくない数の信用金庫が経常損失を計上しており、マイナス値を対数変換できない問題を回避するため本論では上記のような定義を行った<sup>(注)14</sup>。なお、期末常勤従業員数を除く各変数の金額単位はいずれも百万円である。推定対象は2002年の年度末時点で存在する326の信用金庫であり、データは『全国信用金庫財務諸表』から引用した。

図表3は、これら本論で採用した各変数の記述統計量を概観したものである。まず、産出物に関しては、貸出金利息が突出して大きいことが見て取れる。3つの産出物の合計に対する貸出金利息の構成比の平均は71.0%となっており、信用金庫の収益構造が貸出業務に大きく依存していることが理解できる。また、最大と最小の比較からも明らかなように、いず

(注)10. 確率的フロンティア利潤関数の場合、対数尤度関数や Battese and Coelli [1988] の指標は、(3)や(4)とで一部の符号が相違する。これらの効率性の計算方法や確率的フロンティア関数の推定方法全般に関する詳細については、Kumbhakar and Lovell [2000] を参照されたい。

11. これらの銀行業の実証分析における生産物の特定化に関する問題の展望については、堀 [1996] を参照されたい。

12. 預金積金とは、普通預金、定期預金、定期積金を始めとする、譲渡性預金を除く一般的な預金の総称である。

13. 通常、これらの投入要素価格の計算に際しては、分母には末残ではなく平残が用いられることが多い。しかしながら、複数の信用金庫にまたがる合併や事業譲渡の事例が決して少なくない事情を考慮し、本論ではこのように末残を用いることとした。

14. 2002年度決算期において、マイナスの経常利益を計上している信用金庫の数は77金庫である。

図表3 記述統計量の概観(2003年3月期)

(単位:百万円)

	平均	最大	最小	標準偏差
貸出金利息	5,044	49,628	218	6,472
その他資金運用収益	1,306	10,428	45	1,540
役務取引等収益	599	6,239	25	779
賃金率	7.1100	10.0949	4.4616	0.9015
資本レンタル価格	0.3767	1.3653	0.0747	0.1680
預金調達価格	0.0010	0.0037	0.0004	0.0004
総費用	4,942	37,344	305	5,789
利潤	2,123	27,331	90	2,946

(備考) サンプル対象は2003年3月期末における326の信用金庫である。

れの産出物とも業界内における経営規模の違いによる格差が極めて大きい。いずれとも京都中央信金、城南信金、岡崎信金といった経営規模の大きな信用金庫が上位に名を連ねている。なお、3つの産出物の合計が経常収益全体に占める割合は平均で92.1%であり、本論で採用した産出物は、信用金庫の生産活動の全域をほぼとらえていると理解できる。

他方、投入要素価格に関しても、業界内における格差は極めて大きい。しかしながら、各々の最大と最小については、経営規模や地域性によって明確に特徴付けられる関係には必ずしもない<sup>(注)5</sup>。参考までに、投入要素価格の計算において使用した、3つのフロー費用の合計が経常費用全体に占める割合は平均で69.7%であった<sup>(注)6</sup>。

総費用と利潤に関しても、生産物や投入要素と同様、最大と最小の格差が大きいという

特徴が見て取れるが、利潤の方が総費用よりも拡大している。この背景には、経営規模の大きな信用金庫ほど、その他経常収益等の本論で採用した生産物以外の大きさが利潤に寄与しているものと理解できる。

#### 4. 計測結果

##### (1) 効率性の計測結果

図表4は、費用関数、利潤関数それぞれから計測された効率性の要約を示したものである。図表4からも明らかなように、平均の比較では、費用効率性の方が利潤効率性よりも高いことが見て取れる<sup>(注)7</sup>。また、最大と最小との

図表4 効率性値の要約

	費用効率性	利潤効率性
平均	0.9088	0.8226
最大	0.9742	0.9281
最小	0.6437	0.5890
標準偏差	0.0429	0.0628

(注)5. 土地再評価法(1998年度から施行)により、一部の信用金庫では、従前に比して貸借対照表に計上されている動産不動産の額が大きく増加している。資本レンタル価格の計算に際しては、再評価差額金を差し引くことにより従前の動産不動産の額を想定することも考えたが、土地再評価法を採用した信用金庫の中には、再評価した土地を処分すること等により再評価差額金がマイナスとなる事例が散見されたことから、本論では貸借対照表に計上されている未残をそのまま用いることとした。なお、統計上の再評価差額金が0となっており、土地再評価法を採用していないことが推察される信用金庫の数は2002年度では196金庫存在する。

16. 経常費用のうち、本論で考慮したこれらのフロー費用以外の主要な項目には、貸倒引当金繰入額等がある。これらについては各信用金庫間で格差が大きいため、利潤の定義に際しては経常収益から除外する対象に含めていない。

17. 確率的フロンティア費用関数の単一方程式における非効率性項は、技術非効率性と資源配分上の非効率性との合計と解釈されるのが一般的であるが、本論では表記上の簡便性の理由から費用非効率性としている。

格差や標準偏差からは、利潤効率性の方が業界内のばらつきが大きいことが示されている。このことは、図表3の使用データの記述統計量に示されていたように、利潤の方が総費用よりも最大と最小の格差が大きいという特性を反映しているものと理解できよう。

そこで、それぞれの効率性の対応関係について、相関関係の検証を行った。クロスセクションデータを対象に確率的フロンティア関数を推定した場合、個々の非効率性を示す $u$ の期待値は一致性を持たないことから、本論ではそれぞれの指標の順位関係に着目した順位相関係数の検証を行った。順位相関係数としては、Spearmanの順位相関係数、Kendallの順位相関係数という2つの代表的な指標を用いた。結果、それぞれの順位相関係数は0.1254、0.085であり、無相関に近い関係にあることが確かめられた。このことは、本論で採用した利潤の定義が総費用に必ずしも比例していないことを示すと同時に、信用金庫の効率性を判断する際に、費用と利潤のいずれに着目するかにより解釈が大きく相違する危険性を示唆していると言えよう<sup>(注)8</sup>。

次に、計測されたそれぞれの効率性値が経営規模と関連しているのかどうかについて、検証を行った。方法としては、効率性値を預金積金期末残高の大きさにしたがっていくつかのグループに分類し、グループ別

の平均の比較を行った。

図表5は、上記の結果をまとめたものである。まず、費用効率性については、預金規模1兆円以上の平均が0.9114と比較的高い値を示しているものの、最大は2,000億円以上3,000億円未満の階層の0.9162であり、経営規模との明確な関連については認められない。利潤効率性についても同様であり、最大は最も経営規模が小さい階層である500億円未満の0.8378となっている。預金規模1兆円以上の平均にいたっては0.8160であり、図表4に示された全体の平均を下回っている。それぞれの効率性値と預金規模との順位相関係数についても確認したところ、Spearman、Kendallのいずれの指標とも絶対値で0.05未満という結果が得られた。これらの結果は、合併等による経営規模の拡大が必ずしも効率性に寄与するわけではないことを示唆していると言えよう。同時に、ペイオフの解禁等による預金規模の急激な増減が効率性との対応関係を不明確にさせている可能性についても否定できない<sup>(注)9</sup>。

しかしながら、合併直後の信用金庫につい

図表5 規模別の効率性値の比較

預金規模	サンプル数	費用効率性	利潤効率性
1兆円以上	21	0.9114	0.8160
5,000億円～1兆円	41	0.8953	0.8262
3,000億円～5,000億円	39	0.9011	0.8319
2,000億円～3,000億円	45	0.9162	0.8309
1,500億円～2,000億円	39	0.9067	0.8139
1,000億円～1,500億円	47	0.9134	0.8189
500億円～1,000億円	68	0.9137	0.8132
500億円未満	26	0.9082	0.8378

(注)8．経常収益から資金調達費用と役務取引等費用、経費の合計を差し引いた場合等、異なる利潤の定義についてもいくつか検討を試みたが、最尤法の初期値として必要な、最小二乗法の計測結果における残差項のskewnessの条件が満たされないことや、尤度関数における $\gamma$ の推定値が有意でないなど、満足すべき改善結果が得られなかった。

19．1992年度のデータを対象にDEAから効率性の計測を行ったFukuyama [1996]では、効率性値が経営規模に比例するという関係が報告されている。

ては、費用効率性と利潤効率性とで大きく相違する。2002年度の決算年度内では20の合併、再編の事例（事業譲渡を含む）があるが、これらの費用効率性と利潤効率性の平均は、それぞれ0.8436、0.8515であることが確かめられた。つまり、費用効率性については図表3の全サンプルの平均よりも低く、反対に利潤効率性については高いことが確かめられた。このことは、重複する店舗の統廃合や常勤役職員数の削減等を合併直後に短期間で行うことが容易ではなく、合併等による費用節約的な効果が表れるには一定程度の時間が必要であることを示していると言えよう。なお、合併直後の信用金庫ほど費用効率性が低いという傾向については、1999年度から2001年度までのデータを対象に計測を行った播磨谷 [2004] においても確かめられている。

## （2）効率性と配当政策との関連

以下では、前段で計測された個々の信用金庫の費用効率性値と利潤効率性値を対象に、その格差をもたらす要因について、各種の経営指標との回帰分析を試みる。特に、配当政策が効率性値に影響を与えているのか否かについて検証を行う。ただし、計測された効率性値が一致推定量でないことに配慮し、検証方法としては、それぞれの効率性値を各サブサンプルのデータセットの数がおおむね等しくなるようにグルーピングした上で、順序Probit推定を採用する。したがって、効率性値そのものではなく、おおまかな順位関係の格差をもたらす要因について検証を行っていると理

解できる。

効率性の格差の要因として、播磨谷 [2004] と同様、本論では以下の変数を採用する。まず、不良債権問題の程度を表す変数として、破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の総額に対する期末貸出金残高の比率として定義される、不良債権比率（BLR）を採用する。同様に、経営体力を表す変数として自己資本比率（BIS）を採用する。各々の効率性に対して期待される係数の符号は、不良債権比率（BLR）はマイナス、自己資本比率（BIS）はプラスである。会員数一人当たり出資金の対数值（MB）は、信用金庫の経営基盤の程度を表しており、各々の効率性に対して期待される符号はプラスである。経常収益に占める預け金利息の比率（IODB）は、個々の信用金庫の資金運用における中央機関である信金中央金庫への依存度を表す変数として採用する。信金中央金庫への依存が、安定的な収益をもたらすことにより効率性の改善に結びついているのであれば、プラスの符号が予想される。しかし、過度の依存が経営者の費用愛好的な行動等に結びついているのであれば、符号は反対となることも考えられる。期末貸出金残高に対する営業経費の比率（ER）は、より直接的に信用金庫の費用節約的な経営姿勢を表すと考えられる変数であり、各々の効率性に対して期待される符号はマイナスである。不良債権処理負担率（BLDR）は、不良債権処理が収益構造に与える影響を表す変数であり、貸倒引当金繰入額と貸出金償却の合計が経常収益に占める比率として定義し

た。効率性が低い信用金庫ほど不良債権の処理負担が大きいのであれば、予想される符号はマイナスである。預貸比率（DLR）は、信用金庫の貸出態度を表しており、貸出業務への積極性が効率性の改善に結びついているのであれば、プラスの符号が予想される。店舗数の対数値（BR）は、表面的な経営規模の違いを表す変数である。これらの変数に加えて、2002年度内において、合併や譲渡を受けた20の信用金庫をダミー変数（MADM）として考慮する。該当する効率性値の平均の結果にしたがえば、費用効率性値についてはマイナス、利潤効率性値についてはプラスの符号がそれぞれ予想される。本論の最大の関心事である配当政策に関連する変数については、会員数一人当たり普通出資配当金の対数値（DBM）、期末貸出金残高に対する普通出資配当金の対数値（DBL）を定義し、それぞれの計測結果の比較を行う。

なお、これらの各変数についても、すべてのデータは『全国信用金庫財務諸表』より引用した。図表1に示されていたように、2002年度末決算期において、普通出資配当金がゼロの信用金庫が3金庫存在していたことから、これらをサンプル対象から除外する<sup>(注)20</sup>。したがって、順序Probit推定の対象サンプル数は323である。

図表6は、推計結果をまとめたものである。費用効率性、利潤効率性のいずれとも、効率性値の大きさにしたがって各データセットの数がおおむね等しくなるよう10にグループ分けし、効率性の低い分類から順に0から9の順位ダミーを与えている。まず、費用効率性については、ほとんどの係数が有意に、かつ予想された符号で計測されている一方で、配当政策に関連する変数についてはいずれとも有意ではない。しかし、会員数一人当たり普通出資配当金の対数値（DBM）、期末貸出金残

図表6 効率性値の格差の要因分析(順序Probit推定)

	費用効率性				利潤効率性			
	推定値	[t-値]	推定値	[t-値]	推定値	[t-値]	推定値	[t-値]
定数項	3.289 *	3.147	2.914 *	2.710	5.823 *	5.526	5.634 *	5.230
BLR	4.244 *	2.778	4.278 *	2.793	2.218	1.456	2.282	1.493
BIS	4.242 **	1.968	5.011 **	2.324	7.129 *	3.313	7.582 *	3.537
MB	0.340 **	1.990	0.241	1.330	0.564 *	3.310	0.616 *	3.401
IODB	6.129	1.392	5.950	1.346	20.715 *	4.764	20.783 *	4.759
ER	0.058 *	3.265	0.057 *	3.152	0.106 *	5.900	0.105 *	5.836
BLDR	0.882 *	2.636	0.880 *	2.628	0.558 ***	1.680	0.561 ***	1.689
DLR	2.288 **	2.555	2.216 **	2.482	3.301 *	3.718	3.349 *	3.774
BR	0.398 *	3.869	0.411 *	4.017	0.171 ***	1.684	0.181 ***	1.785
MADM	0.991 *	3.629	0.982 *	3.596	0.000	0.001	0.003	0.010
DBM	0.139	1.104			0.104	0.831		
DBL			0.151	1.130			0.065	0.490
scaled-R <sup>2</sup>	0.286		0.286		0.207		0.206	
LL	691.260		691.230		707.131		707.356	

(備考) 1. \*は1%、\*\*は5%、\*\*\*は10%でそれぞれ有意な計測値  
2. LLは最大対数尤度値を示している。scaled-R<sup>2</sup>はEstrella [1999]を参照されたい。

(注)20. 出資配当金がゼロの3金庫の費用効率性は、0.9580、0.8896、0.8649であった。同じく、利潤効率性は、0.8318、0.7774、0.7029であった。

高に対する普通出資配当金の対数値（DBL）のいずれとも、推定値の符号はマイナスであり、配当利回りが高い信用金庫ほど費用効率性が低い傾向にあることが理解できる。その他の変数では、経常収益に占める預け金利息の比率（IODB）の推定値の絶対値が最大であり、信金中央金庫への収益の依存が高い信用金庫ほど費用効率性が低い傾向にあることが示されている。また、合併、譲渡ダミー（MADM）については、負の値が有意に計測されており、前段の分析結果を裏付けている<sup>(注)21</sup>。

利潤効率性についても、多くの係数が有意に計測されている一方で、ここでも配当政策に関連する変数についてはいずれとも有意ではない。しかし、費用効率性の場合に比べて有意性はさらに低下しているものの、ここでも会員数一人当たり普通出資配当金の対数値（DBM）、期末貸出金残高に対する普通出資配当金の対数値（DBL）の推定値は、いずれも符号がマイナスとなっている<sup>(注)22</sup>。その他、費用効率性との違いでは、会員数一人当たり出資金の対数値（MB）と預貸比率（DLR）の係数の符号が反対となっている。さらに、推定値こそ有意ではないものの、不良債権比率（BLR）の係数の符号がプラスとなっており、現実的な解釈が容易ではない。この背景には、貸出金償却等の不良債権に関連した諸費用を

除外していないという、本論で採用した利潤の定義にも一因があると考えられよう。

このように、図表1と図表2の記述統計から明らかにされた信用金庫の高い配当利回りは、費用効率性、利潤効率性のいずれにも有意に関連していないことが明らかにされた<sup>(注)23</sup>。しかしながら、図表6ではいずれも配当利回りを外生変数とみなして推計を行っているが、内生的に決定されている可能性については否定できない。そこで、それぞれの配当利回りの変数を被説明変数とし、上記の順序Probit推定における配当利回り以外の諸変数との回帰分析を行った。その結果、不良債権比率（BLR）、自己資本比率（BIS）、会員数一人当たり出資金の対数値（MB）、経常収益に占める預け金利息の比率（IODB）、店舗数の対数値（BR）の各推定値については、有意水準10%以上で計測されることが確かめられた<sup>(注)24</sup>。つまり、本論で採用した配当利回りの変数は、これらの説明変数により内生的に決定されると考えることもできる。このような理由から、以下では、費用効率性や利潤効率性を被説明変数とする2段階最小二乗法による推定を試行する。ただし、上述したように、計測された各効率性値は一致推定量ではないため、計測結果の解釈は限定的とならざるを得ない点は留意しなければならない。

(注)21. これらの費用効率性の格差に関する要因分析の結果は、1999年度から2001年度までの各年度について同様の分析を行った播磨谷[2004]とおおむね整合的である。また、順序Probit推定の他に、Tobit推定についても試行したが、計測結果に大きな違いは見られなかった。

22. Tobit推定の結果においても、費用効率性、利潤効率性のいずれとも配当政策に関連する変数の推定値は有意でなく、かつ符号がマイナスとなることが確かめられた。

23. 参考までに、順序Probit推定に際して使用した配当政策に関連する2つの変数と、費用効率性、利潤効率性との順位相関係数を計測したところ、いずれとも絶対値で0.2以下という低い相関関係にあることが確かめられた。

24. これらの配当利回りを被説明変数とする回帰分析において、費用効率性と利潤効率性の推定値は、いずれともマイナスとなることが確かめられた。しかしながら、いずれとも統計的には有意でない。

図表7は、2段階最小二乗推定の計測結果をまとめたものである。順序Probit推定で採用した説明変数のうち、不良債権処理負担率(BLDR)と預貸比率(DLR)については推定値が有意ではなかったため、それらを除いた場合の計測結果を示している。配当利回りに有意に影響を与えていることが確かめられた上記の5つの説明変数は、操作変数として定義している。まず、費用効率性については、合併、譲渡ダミーの推定値(MADM)は有意にマイナスの符号が計測されているものの、配当政策に関連する変数についてはいずれとも有意ではない。しかし、計測されている推定値の符号はここでもマイナスであることに加え、t値がいずれも図表6に比べて改善されている。これに対し、利潤効率性については、会員数一人当たり普通出資配当金の対数値(DBM)、期末貸出金残高に対する普通出資配当金の対数値(DBL)の推定値のいずれともが有意にマイナスとなっており、大きく変化している。つまり、配当利回りが高い信用金庫ほど利潤効率性が低いという傾向が、図表6に比べてより明確に示されている。ただし、配当利回りを除く推定値の符号が反対であることや、決定係数が低いことに見られるように、図表7の計測

結果の解釈については、重ねて限定的とならざるを得ない。

## 5. まとめと課題

本論では、信用金庫の2002年度の財務データを対象に、その配当政策と費用効率性、利潤効率性との関連について検証を行ってきた。本論で明らかにされた内容は、以下のように要約することができる。

第1に、利益処分の概況について記述統計量から検証した結果、信用金庫は地方銀行、第二地方銀行よりも配当利回りが高いことが確かめられた。特に、当期末処分利益がマイナスの信用金庫が64金庫存在していたのに対し、普通出資配当を実施しなかった信用金庫の数はわずか3金庫のみであったことが明らかとなった。このことは、当期末処分利益がマイナスとなった信用金庫のほとんどが、積立金の取り崩しなどにより会員への出資配当を実施したことを意味している。

第2に、確率的フロンティア関数の手法を用いて費用効率性、利潤効率性を計測したところ、費用効率性の平均の方が利潤効率性よりも高いことが確かめられた。しかしながら、それぞれの効率性値の順位相関係数については、

図表7 効率性値の格差の要因分析(2段階最小二乗推定)

	費用効率性				利潤効率性			
	推定値	[t-値]	推定値	[t-値]	推定値	[t-値]	推定値	[t-値]
定数項	1.169 *	8.044	0.899 *	19.226	1.184 *	5.984	0.687 *	9.077
ER	0.007 ***	1.747	0.000	0.308	0.010 ***	1.781	0.003	1.483
MADM	0.295 **	2.960	0.158 *	4.233	0.098	0.724	0.157 **	2.612
DBM	0.098	1.523			0.186 **	2.109		
DBL			0.021	1.577			0.036 ***	1.653
adjusted-R <sup>2</sup>	0.146		0.168		0.024		0.006	

(備考) \*は1%、\*\*は5%、\*\*\*は10%でそれぞれ有意な計測値

無相関に近いことを示す極めて低い値が計測された。また、いずれの効率性の指標とも、預金規模との明確な比例関係は認められないことが確かめられた。

最後に、効率性値の格差をもたらす要因について、各々の効率性値を被説明変数とする回帰分析を行った。結果、順序Probit推定については、配当政策に関連する変数の推定値はマイナスの符号が計測されるものの、統計的には有意ではないことが確かめられた。他方、2段階最小二乗推定については、推定モデルの適合度等における問題点に留意する必要があるものの、利潤効率性に対してのみ、配当政策に関連する変数の推定値は有意にマイナスの符号が計測された。

このように、本論の分析では、信用金庫の高い配当利回りは、費用効率性、利潤効率性のいずれにも明確に関連しているとは言えないことが明らかにされた。ただし、推定方法の違いによりrobustな結論が得られていない点を一まず無視すれば、配当政策に関連する変数はいずれとも符号はマイナスであり、配当利回りが高い信用金庫ほど効率性が低い傾向にあるということは必ずしも否定できない。このことは、利益処分における信用金庫の協同組織性という特性を表していると同時に、リレバンの機能強化において地方銀行等との競争激化が予想される中で、早急に検討すべき経営課題の一端を示しているとも理解できよう。

本来、会員の相互扶助を目的とした協同組織というその経営形態に基づけば、事業体の利益確保よりも出資者である会員への利益配

分を優先するという現在の信用金庫の姿は十分に理解できる。しかしながら、本論の中でも述べたように、地域金融機関挙げてのリレバンの機能強化が叫ばれる中で、地方銀行等との競争が今後さらに激化していくことが予想されており、貸出競争の過程で貸出金利の相対的な低下が生じることも十分に考えられる。配当原資となる収益にも大きなマイナス要因となることが予想され、従来の配当政策を持続させることは困難となることは自明であろう。

現実的にも、リレバンの機能強化策の一つとして、多くの信用金庫がガバナンスの強化を挙げており、総代会の透明性等が向上することが期待されている。しかし、株式会社における株主と信用金庫における出資者の属性は相違しており、総代会の透明性を向上することだけで、配当利回りの低下を通じたガバナンスの強化やリレバン機能の強化に直結すると考えるのは早計であろう。出資証券の流通市場が整備されているわけでもなく、配当そのものの位置づけが株式会社である銀行の場合と大きく相違している可能性について否定できない。その意味では、配当政策に関連する変数がいずれの効率性とも明確に関連していないとする本論の分析結果は、これらの信用金庫における配当の特色を裏付けているとも言えよう。ただ、昨今のリレバンに関する議論では、これらの信用金庫の協同組織性という特色に関しては必ずしも十分な検証がなされているとは言えない。配当政策の問題を取り上げた本論が何らかの嚆矢となれば幸



いである。

他方、本論では十分に検証されたとは言えない、残された課題も多く存在しているのも事実である。まず、本論ではマイナスの数値を回避する目的から経常利益とは異なる利潤を定義しているが、異なる利潤を定義することで計測結果が相違することも予想される。ま

た、地方銀行や第二地方銀行を同一のデータセットに含めることで、地域金融機関全体での効率性値と配当政策との関連を検証することも考えられよう。今後は、これらの点に留意しながら、さらに検討を進めていきたいと考えている。

## 参考文献

- Battese, G. E. and T. J. Coelli, "Prediction of Firm-Level Technical Efficiencies With A Generalized Frontier Production Function and Panel Data," *The Journal of Econometrics* 38, 387-399, 1988
- Berger, A. N. and Mester, L. J., "Inside the Black Box : What Explains Differences in the Efficiencies of Financial Institutions?" *Journal of Banking and Finance* 21, 895-947, 1997
- Estrella, A., "A New Measure of Fit for Equations with Dichotomous Dependent Variables," *Journal of Business and Economic Statistics*, vol. 16, no. 2, 1998
- Fukuyama, H., "Returns to scale and efficiency of credit association in Japan: A Non-parametric frontier approach," *Japan and the World Economy* 8, 259-277, 1996
- Kohers, T., Huang, M., and Kohers, N., "Market perception of efficiency in bank holding company mergers : the roles of the DEA and SFA models in capturing merger potential," *Review of Financial Economics* 9, 101-120, 2000
- Kumbhakar, S. C. and Lovell, C. A. K., *Stochastic Frontier Analysis*, Cambridge University Press, 2000
- Yamori, N., "Bureaucrat-managers and corporate governance : Expense-preference behaviors in Japanese financial institutions," *Economics Letters* 61, 385-389, 1998
- 佐竹光彦・筒井義郎「なぜ京都は信金王国なのか? : efficiency structure 仮説の視点による分析」湯野勉編著『地域金融・京都の事例研究』日本評論社(2002)
- 澤山弘「リレーションシップバンキング報告書の意義と論理構成」『信金中金月報』7月号(2003)
- 広田真一・筒井義郎「銀行業における範囲の経済性」堀内昭義・吉野直行編『現代日本の金融分析』東大出版会(1992)
- 筒井義郎「協同組織金融機関の経営効率性」Discussion Papers in Economics and Business (Osaka University), No.03-10(2003)
- 播磨谷浩三「信用金庫の効率性の計測 DEAと確率的フロンティア関数との比較」『金融経済研究』Vol.24(2004)
- 藤野次雄「地域金融機関の規模と範囲の経済性」『地域金融問題研究』No. 3(1996)
- 堀敬一「銀行業の費用構造の実証研究 展望」『大阪大学経済学』Vol. 45(1996)
- 宮越龍義「信用金庫における範囲の経済性と規模の経済性 地域別検証」『経済研究』vol. 44, No. 3(1993)
- 宮村健一郎「信用金庫の費用と規模の経済性」『経営論集』(東洋大学)第38号(1992)
- 「協同組織金融機関におけるコーポレートガバナンス 「世襲」と「長期政権」の問題」『経営論集』(東洋大学)第51号(2000)
- 家森信義「信金・信組におけるガバナンスと総代制度の課題」『金融ジャーナル』11月号(2003)
- 由里宗之『リレーションシップバンキング入門 地域金融機関と顧客・地域社会との互恵的関係のために』金融財政事情研究会(2003)

## 日中投資促進機構、中日投資促進委員会 定期合同会議における提言

信金中央金庫 総合研究所  
アジア業務相談室

2004年12月2日、中国・北京市において開催された日中投資促進機構（会長：豊田章一郎トヨタ自動車名誉会長）中日投資促進委員会（会長：薄熙来商務部部長）の第13回定期合同会議の席上、アジア業務相談室佐藤審議役より「中小企業の進出に関する問題点」に関し、日本の中小企業が日本製品の品質の高さを長年支えてきたことについて説明するとともに、日系大手メーカーの中国進出に伴い、中小企業も対中進出を加速しており、日ごろ中小企業の中国進出を支援する立場から、代表質問を行った。

具体的には、6月1日より施行された「外商投資商業分野管理弁法」により少額資本で小売業への参入

が認められたことについて中国政府の英断に謝意を述べるとともに、「増値税の小規模納税者に関する問題」および「開発区の統廃合に関する問題」の2点について、中国に進出する日系中小企業が不利な扱いをされることのないように特段の配慮をいただきたい旨を提言した（下記「提言内容（要旨）」を参照）。

これに対し、中国商務部外資司胡景岩司長より「商務部では中小企業の進出に関心を持っている。具体的な問題事例があれば、日中投資促進機構を通じて書面で提出してもらいたい。小規模納税者の問題については税務当局とともに解決にあたることになる。」との回答があった。

### 提言内容（要旨）

#### 1. 増値税の小規模納税者に関する問題

増値税暫定条例では年商が一定額以下の事業者を小規模納税者として、簡易納税を行うと定めているが、小規模納税者には仕入税額控除と増値税専用発票の発行が認められないため、小規模納税者からの購入は、一般納税者からの購入に比べ仕入コストが上昇することとなり、市場競争において不利益を被るおそれがある。

日本の消費税は簡易納税を行う小規模納税者からの仕入も一般納税者からの仕入と同様に仕入消費税として控除できるようになっており、納税者の区分によって競争上不利にならないことを指摘するとともに、2003年に施行された中小企業促進法の考え方にもとづき、中小企業を育成し、健全に発展させる観点より簡易納税制度の見直しを提言した。

#### 2. 開発区の統廃合に関する問題

2003年から実施されている開発区統廃合により、すでに進出した企業に新たな負担が生じることが懸念されるが、体力の乏しい中小企業の場合、突然の移転命令や費用負担の発生により、事業継続が危うくなることも考えられることから、受入れ側行政の責任によるインフラ整備実施や経過措置の設定等の適切な対応を要請した。

また、中小企業による工場用地取得への配慮ならびに中小企業向けの良質な賃貸工場の建設推進について要望した。

以上

## 日中投資促進機構、中日投資促進委員会定期合同会議の主な出席者

中国側：合計53名

薄熙来 商務部部長、中日投資促進委員会会長  
馬秀紅 商務部副部長、中日投資促進委員会副会長  
邵 寧 國務院国有資産監督管理委員会副主任、中日投資促進委員会副会長  
葛志栄 国家質量監督檢驗檢疫総局副局長、中日投資促進委員会副会長  
陸 昊 北京市人民政府副市長、中日投資促進委員会副会長  
孫昌基 中国銀行副董事長、副行長、中日投資促進委員会副会長  
穆 虹 国家發展和改革委員会外資司司長  
史耀斌 財政部税政司司長  
潘文旭 国土資源部規劃司司長  
胡景岩 商務部外資司司長  
王晓齐 國務院国有資産監督管理委員会規劃發展局局長  
高融昆 海関総署関税司司長  
張志勇 国家税務総局国際税務司司長  
王令浚 国家工商行政管理総局外資政策局局長  
劉亜軍 商務部投資促進事務局局長

日本側：合計240名

豊田章一郎 トヨタ自動車株式会社名誉会長、日中投資促進機構会長  
西村正雄 みずほファイナンシャルグループ名誉顧問、日中投資促進機構副会長  
千早 晃 新日本製鐵株式会社代表取締役会長、日中投資促進機構副会長  
今井清輔 松下電工株式会社相談役、日中投資促進機構副会長  
緒方謙二郎 財団法人日中経済協会理事長、日中投資促進機構副会長  
阿南惟茂 在中華人民共和国日本国大使館特命全權大使  
渥美千尋 在中華人民共和国日本国大使館公使経済部長  
堂之上武夫 在中華人民共和国日本国大使館経済部参事官  
星野光明 在中華人民共和国日本国大使館経済部一等書記官  
桑原 哲 経済産業省大臣官房審議官  
武田英孝 経済産業省通商政策局北東アジア課中国係長

# 信用金庫役職員を対象とした 地域振興支援セミナーの開催

信金中央金庫  
総合研究所

全国の信用金庫では、2003年3月27日に金融庁から公表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に対応するため、地域活性化や地域振興等に向けた様々な取組みを展開している。しかしながら、地域の構成要素は、中小企業をはじめとした地域企業、それらが集まった地域産業（地場産業、商店街等）、地域住民、地域行政など多岐にわたるため、地域振興支援についての概念や考え方の整理がされないまま、具体的な取組みに踏み出せない信用金庫も見られる。

当研究所では、信用金庫が行う地域振興への取組

みに対する支援（地域振興支援業務）を重要施策の1つとし、これまで当該支援に係るスキル・ノウハウの蓄積を図ってきた。今般、それを活かし、信用金庫の地域振興支援の一助とするため、地域振興支援セミナーを開催する。

本セミナーでは、信用金庫における地域振興支援のあり方、支援メニューの整理・解説、全国の信用金庫の取組事例、当研究所の取組事例等の紹介を通じて、信用金庫における地域振興支援の具体的な取組みのきっかけ作りができればと考えている。本セミナーのプログラムは、以下のとおりである。

## 1. 日時・場所：

- 2005年2月10日（木） 13:30～16:30 北海道支店
- 2005年2月16日（水） 13:30～16:30 本店
- 2005年2月18日（金） 13:30～16:30 大阪支店
- 2005年2月23日（水） 13:30～16:30 名古屋支店
- 2005年2月25日（金） 13:30～16:30 福岡支店

## 2. 対象：主に営業企画・業務推進・経営相談関連の担当役員・部門長

## 3. 主催：本中金 総合研究所

## 4. 参加費用：無料

## 5. 次第

- 13:30～13:40 挨拶
- 13:40～14:55 「地域振興支援のあり方」  
「本中金総研の地域振興支援の紹介」  
総合研究所 調査役 長山 宗広
- 14:55～15:05 休憩
- 15:05～16:20 「信用金庫における地域振興支援の取組み事例」  
総合研究所 調査役 笠原 博
- 16:20～16:30 質疑応答・アンケート記入

# 信金中央金庫総合研究所活動状況(12月)

## 1. レポート等の発行

発行日	レポート分類	通巻	タイトル	執筆者
04.12.1	内外金利・為替見通し	16-9		斎藤大紀
04.12.1	アジア業務相談室情報	16-5	中国華東地域の投資環境 長江デルタ経済圏の現況	丹羽弘之 (上海駐在員事務所)
04.12.8	産業企業情報	16-7	漬物製造業の現状 地域性に優位を見い出す地場食料品製造業の一例として	兼松万輝雄
04.12.10	経済見通し	16-4	連鎖方式への移行に伴う改訂経済見通し 実質成長率は04年度2.0%、05年度1.3%と予測	角田匠
04.12.15	貿易投資相談ニュース	116		
04.12.15	産業企業情報	16-8	建設・不動産業界の概況 業界の特徴と調整から再生に向けた動き	平井昌夫
04.12.15	金融調査情報	16-9	金融機関における個人情報保護法全面施行への対応 金融庁ガイドラインの内容と全面施行までの取組み事項	間下聡
04.12.22	アジア業務相談室情報	16-6	中国進出企業におけるリスクマネジメント 損害保険によるリスクヘッジ	篠崎幸弘
04.12.29	内外経済・金融動向	16-9	拡大EUとドイツの構造問題 EU拡大はドイツの空洞化を助長する恐れ。構造改革が喫緊の課題	丸山順

## 2. 講座・講演・放送等の実施

実施日	種類	タイトル	講座・講演会・番組名称	場所・放送局	講師等
04.12.1	講座	日中経済の現状と課題 中国経済の行方と地方振興政策	リカレント講座	横浜市立大学	篠崎幸弘
04.12.2	講演	最近の経済・金融情勢について	SEC(西京経営者研究会) 徳丸支部講演会	西京信用金庫	斎藤大紀
04.12.4	講演	最近の経済・金融情勢と来年度の経済見通しについて	第4回「さんきょう経営塾」講演会	東京三協信用金庫	斎藤大紀
04.12.6	講座	日本の経済発展と金融業界の盛衰 7. 金融危機の発生と特別公的管理	金融制度論	神奈川大学	澤山弘
04.12.6	講演	中小企業経営者に求められるリーダーシップと計数管理能力	経営革新セミナー	石巻ルネッサンス館	平井昌夫
04.12.7	講演	個人情報保護法説明会	役員・店長合同コンプライアンス研修会	瀧野川信用金庫	間下聡
04.12.7	講演	最近の経済・金融情勢について	SEC(西京経営者研究会) 保谷支部講演会	西京信用金庫	斎藤大紀
04.12.8	講演	最近の経済・金融情勢について	講演会	小岩ニューオークラ	斎藤大紀
04.12.8	講座	日中経済の現状と課題 WTO加盟後の中国市場開放の現状と日系企業の動向	リカレント講座	横浜市立大学	篠崎幸弘
04.12.8	講演	中国経済の課題と展望	講演会	琵琶湖グランドホテル	黒岩達也
04.12.9	講座	中国WTO加盟の軌跡と日系企業の対中投資	トップマネジメントセミナー	横浜市立大学	篠崎幸弘
04.12.11	講座	商店街・中心市街地活性化(2)	ベンチャービジネスと地域活性化	専修大学	長山宗広
04.12.11	講演	中小企業の経営改善支援について	金庫内勉強会	東栄信用金庫	藤津勝一
04.12.13	講演	中小企業の経営改善支援について	金庫内勉強会	小松川信用金庫	藤津勝一

実施日	種類	タイトル	講座・講演会・番組名称	場所・放送局	講師等
04.12.13	講座	新産業創出とベンチャーキャピタル	信金中央金庫寄付講座	慶應義塾大学	(財)公庫住宅融資保証協会 墳崎敏之氏
04.12.13	講座	日本の経済発展と金融業界の盛衰 8. 不良債権処理の加速と金融再編	金融制度論	神奈川大学	澤山弘
04.12.15	講演	中国ビジネスの成功・失敗事例	中国企業支援セミナー	青梅信用金庫	篠崎幸弘
04.12.16	講演	個人情報保護法説明会	金庫内勉強会	小松川信用金庫	間下聡
04.12.17	講演	個人情報保護法説明会	個人情報保護法勉強会	三条信用金庫	間下聡
04.12.17	講演	それでも拡大を続ける中国経済	外為信金連絡会	信金中央金庫 大阪支店	黒岩達也
04.12.17	講演	人民元の切り上げと地域振興策について	東京二水会	信金中央金庫 八重洲別館	篠崎幸弘
04.12.18	講座	みんなの街の活性化について考える	ベンチャービジネスと 地域活性化	専修大学	長山宗広
04.12.20	講座	アジア開発銀行とアジアにおける 開発金融	信金中央金庫寄付講座	慶應義塾大学	アジア開発銀行 駐日代表 ウーチュル・チョン氏
04.12.20	講演	最近の経済・金融情勢について	SEC(西京経営者研究会) 西新宿支部講演会	西京信用金庫	斎藤大紀
04.12.20	講座	日本の経済発展と金融業界の盛衰 9. 「アクションプログラム」の実施	金融制度論	神奈川大学	澤山弘
04.12.22	講演	開かれる中国巨大市場 中国進出における留意点	中国投資セミナー	東濃信用金庫	篠崎幸弘
04.12.22	講演	最近の経済・金融情勢について	SEC(西京経営者研究会) 春日町支部講演会	西京信用金庫	斎藤大紀
04.12.24	講演	中小企業の経営革新について	中小企業の経営革新に ついて	ぐんま信用金庫	長山宗広
04.12.25	講座	ケーススタディ： 千葉県木更津市の活性化	ベンチャービジネスと 地域活性化	専修大学	長山宗広

### 3. 原稿掲載

発行日	タイトル	掲載誌	発行	執筆者
04.12.10	最新中国事情 「夢が膨らむ中国のおもちゃ市場」	信用金庫12月号	全国信用金庫協会	黒岩達也

# 統計

## 1. 信用金庫統計

- (1) 信用金庫の主要勘定概況 .....85
- (2) 信用金庫の店舗数、合併等 .....87
- (3) 信用金庫の預金種類別預金、地区別預金 .....88
- (4) 信用金庫の預金者別預金 .....89
- (5) 信用金庫の科目別貸出金、地区別貸出金 .....90
- (6) 信用金庫の貸出先別貸出金 .....91
- (7) 信用金庫の余裕資金運用状況 .....92

## 2. 金融機関業態別統計

- (1) 業態別預貯金等 .....93
- (2) 業態別貸出金 .....94

統計資料の照会先: 信金中央金庫 総合研究所  
Tel 03-3563-7541 Fax 03-3563-7551

### (凡 例)

- 1. 金額は、単位未満切捨てとした。
- 2. 比率は、原則として小数点以下第1位までとし第2位以下切捨てとした。
- 3. 記号・符号表示は次のとおり。
  - 〔 0 〕 ゼロまたは単位未満の計数   〔 〕 該当計数なし   〔 〕 減少または負
  - 〔 ... 〕 不詳または算出不能   〔 \* 〕 1,000%以上の増加率   〔 p 〕 速報数字
  - 〔 r 〕 訂正数字   〔 b 〕 b印までの数字と次期以降との数字は不連続
- 4. 地区別統計における地区のうち、関東には山梨、長野、新潟を含む。東海は静岡、愛知、岐阜、三重の4県、九州北部は福岡、佐賀、長崎の3県、南九州は熊本、大分、宮崎、鹿児島県の4県である。  
信金中金総合研究所のホームページ (<http://www.scbri.jp/>) よりExcel形式の統計資料をダウンロードすることができます。

## 1.(1) 信用金庫の主要勘定概況 (2004年11月末)

### 預 金

11月の全国信用金庫の預金は、月中2,034億円、0.1%減と、前年同月(4,379億円、0.4%増)の増加から減少となった。

要求払預金は、各種自振口資金の一時滞留がみられたものの、前月末休日による残高どまりの反動減や、年金振込金の流出等から、月中1,204億円、0.3%減と、前年同月(4,647億円、1.4%増)の増加から減少となった。

定期性預金は、懸賞金付預金の受入れがみられたものの、公金預金の流出や、営業資金および決済資金のための流出等から、月中1,380億円、0.1%減と、前年同月(481億円、0.0%減)と同様に減少した。

外貨預金等は、月中550億円、12.8%増加した。

なお、2004年11月末の預金の前年同月比増減率は、1.4%増となった。

### 貸出金

貸出金は、月中1,848億円、0.2%減と、前年同月(3,413億円、0.5%増)の増加から減少となった。

割引手形は、前月末休日による商手決済のズレ込みや、期日落込みの増加等から、月中2,082億円、9.1%減と、前年同月(2,336億円、10.4%増)の増加から減少となった。

貸付金は、住宅ローンの実行や、季節的資金需要の増加等から、月中234億円、0.0%増と、前年同月(1,077億円、0.1%増)と同様に増加した。

なお、2004年11月末の貸出金の前年同月比増減率は、1.1%減となった。

### 余資運用資産

余資運用資産は、月中17億円、0.0%増と、前年同月(1,751億円、0.3%増)と同様に増加した。

主な内訳をみると、預け金は、月中4,218億円、1.9%減となった。

金融機関貸付等は、買現先勘定が減少したものの、コールローンが増加したことから、月中30億円、5.7%増となった。

有価証券は、株式(16億円減)や国債(10億円減)が減少したものの、外国証券(501億円増)、地方債(355億円増)、社債(281億円増)等が増加したことから、月中1,264億円、0.4%増となった。

信用金庫の主要勘定増減状況(2004年11月末)

(単位: 百万円、%)

区 分	残 高	前 月 比 増 減		前年同月比 増 減 率	前 年 同 月		
		増 減 額	増 減 率		月 中 増 減 額	月 中 増 減 率	前年同月比 増 減 率
現 金	1,688,223	281,297	19.9	13.0	141,460	10.4	0.1
(小切手・手形)	138,049	105,392	43.2	48.0	120,286	82.6	4.7
預 け 金	20,693,952	421,817	1.9	5.7	126,688	0.6	0.7
(信金中金預け金)	19,246,878	73,625	0.3	3.9	91,993	0.4	0.4
(譲渡性預け金)	38,000	0	0.0	50.9	10,500	11.9	32.8
金融機関貸付等	57,363	3,097	5.7	13.3	4,864	7.9	52.7
金融機関貸付金	0	0			0		
買入手形	0	0			0		100.0
コールローン	47,363	4,096	9.4	7.4	6,819	15.3	56.9
買現先勘定	9,999	1,000	9.0	42.8	1,000	12.5	
債券貸借取引支払保証金	0	0		100.0	955	10.6	
買入金銭債権	379,692	9,943	2.6	16.3	25,344	5.2	3.0
金銭の信託	328,325	4,431	1.3	1.0	1,339	0.4	0.4
商品有価証券	9,551	1,713	15.2	57.2	3,218	12.5	27.6
有 価 証 券	27,933,986	126,468	0.4	3.7	67,930	0.2	12.1
国 債	7,430,656	1,016	0.0	6.2	144,669	2.0	34.2
地 方 債	3,035,602	35,548	1.1	16.2	17,243	0.6	4.9
短 期 社 債	399	0	0.0		0		
株 式 債	11,209,484	28,130	0.2	1.2	45,950	0.4	6.6
貸 付 信 託	541,388	1,608	0.2	16.6	2,958	0.6	11.5
投 資 信 託	71	3	4.0	83.2	0	0.0	84.4
外 国 証 券	693,382	14,652	2.1	12.8	14,227	2.3	20.7
そ の 他 の 証 券	4,959,237	50,191	1.0	2.8	30,674	0.6	12.0
貸 付 有 価 証 券	63,762	573	0.9	0.4	175	0.2	5.2
小 計	0	0			0		100.0
貸 出 金	51,091,095	1,706	0.0	4.5	175,181	0.3	5.8
(月中平残)	61,983,797	184,878	0.2	1.1	341,306	0.5	0.5
割 引 手 形	61,684,689	113,728	0.1	0.8	31,473	0.0	0.4
貸 付 金	2,062,270	208,279	9.1	16.1	233,606	10.4	7.7
手 形 貸 付	59,921,526	23,401	0.0	0.5	107,700	0.1	0.2
証 書 貸 付	7,240,094	16,910	0.2	8.0	31,719	0.4	7.5
当 座 貸 付	49,620,023	2,434	0.0	0.9	138,542	0.2	1.3
越 前	3,061,408	42,745	1.4	4.2	878	0.0	4.4
預 金 ・ 積 金	107,044,730	203,438	0.1	1.4	437,971	0.4	2.3
(月中平残)	106,345,444	110,615	0.1	1.5	113,487	0.1	2.4
要 求 払 預 金	34,347,626	120,471	0.3	5.0	464,787	1.4	5.4
当 座 預 金	2,321,865	197,365	7.8	5.6	345,459	16.3	3.5
普 通 預 金	29,463,178	469,910	1.5	5.1	71,550	0.2	5.7
貯 蓄 預 金	1,307,113	7,024	0.5	1.4	9,755	0.7	2.9
通 知 預 金	148,363	17,535	10.5	8.0	4,781	2.8	8.8
別 段 預 金	1,068,880	574,332	116.1	52.0	55,381	8.5	22.5
納 税 準 備 預 金	38,224	2,969	7.2	13.7	6,934	18.5	7.0
定 期 性 預 金	72,214,965	138,017	0.1	0.1	48,192	0.0	1.1
定 期 預 金	65,144,488	98,329	0.1	0.3	16,848	0.0	1.8
定 期 積 金	7,070,477	39,688	0.5	4.9	31,344	0.4	4.2
外 貨 預 金 等	482,137	55,049	12.8	2.5	21,376	4.7	11.4
実 質 預 金	106,906,680	98,047	0.0	1.5	317,686	0.3	2.3
譲 渡 性 預 金	120,158	5,291	4.6	10.8	7,893	7.8	230.4
借 用 金	547,964	7,466	1.3	2.9	7,656	1.4	70.3
預 貸 率	57.8						

会 員 勘 定	5,664,179	409	0.0	2.5	3,580	0.0	1.6
普 通 出 資 金	582,985	506	0.0	3.6	637	0.1	5.2
優 先 出 資 金	43,590	0	0.0	147.8	0	0.0	*
優 先 出 資 払 込 金	0	0			0		
資 本 準 備 金	30,977	0	0.0	122.9	0	0.0	246.3
そ の 他 資 本 剰 余 金	0	0		100.0	0	0.0	
利 益 準 備 金	358,533	0	0.0	0.3	0	0.0	0.7
特 別 積 立 金	4,329,796	0	0.0	1.4	954	0.0	2.8
前 期 繰 越 金	119,292	0	0.0	18.4	34	0.0	2.3
未 処 分 剰 余 金	4,890	11	0.2		3,243	188.1	113.4
土 地 再 評 価 差 額 金	194,610	148	0.0	5.7	0	0.0	2.5
株 式 等 評 価 差 額 金	2	0	0.0		0		
処 分 未 済 持 分	500	39			15		
自 己 優 先 出 資 払 込 金	0	0			0		
自 己 優 先 出 資	0	0			0		

(備考) 預貸率 = 貸出金 / 預金・積金 × 100 (預金には譲渡性預金を含む。)



## 1.(2) 信用金庫の店舗数、合併等

### 信用金庫の店舗数、会員数、常勤役員数

(単位：店、人)

年月末	店舗数				会員数	常勤役員	常勤役員数			合計
	本店 (信用金庫数)	支店	出張所	合計			職員		計	
							男子	女子		
2000. 3	386	8,004	248	8,638	8,876,360	2,900	98,124	43,781	141,905	144,805
01. 3	371	7,842	267	8,480	8,941,138	2,804	94,112	41,004	135,116	137,920
02. 3	349	7,781	270	8,400	8,981,084	2,734	91,451	38,851	130,302	133,036
03. 3	326	7,673	264	8,263	9,001,391	2,557	87,922	37,086	125,008	127,565
6	326	7,655	258	8,239	9,032,713	2,508	88,196	38,559	126,755	129,263
9	321	7,595	258	8,174	9,058,720	2,488	87,065	37,429	124,494	126,982
03.11	314	7,514	265	8,093	9,073,614	2,459	86,522	37,095	123,617	126,076
12	314	7,513	266	8,093	9,083,334	2,455	86,194	36,622	122,816	125,271
04. 1	309	7,508	267	8,084	9,086,064	2,426	85,865	36,380	122,245	124,671
2	307	7,502	266	8,075	9,093,543	2,414	85,489	36,149	121,638	124,052
3	306	7,471	282	8,059	9,091,805	2,396	84,345	35,051	119,396	121,792
4	306	7,466	283	8,055	9,099,916	2,392	85,575	36,926	122,501	124,893
5	306	7,460	282	8,048	9,106,748	2,387	85,307	36,720	122,027	124,414
6	306	7,452	281	8,039	9,112,262	2,385	84,696	36,381	121,077	123,462
7	304	7,438	274	8,016	9,113,379	2,380	84,388	36,040	120,428	122,808
8	304	7,427	271	8,002	9,116,103	2,379	84,150	35,762	119,912	122,291
9	304	7,398	273	7,975	9,121,880	2,373	83,744	35,395	119,139	121,512
10	303	7,365	268	7,936	9,124,839	2,372	83,412	35,206	118,618	120,990
11	301	7,346	270	7,917	9,129,343	2,360	83,173	35,094	118,267	120,627

### 信用金庫の合併等

年月日	異動金庫名				新金庫名	金庫数	異動の種類
2003年7月7日	芝	東調布			芝	325	合併
2003年7月7日	一宮	愛北	津島		いちい	323	合併
2003年7月22日	東京東	小岩			東京東	322	合併
2003年7月22日	赤穂	伊那			アルプス中央	321	合併
2003年10月20日	秋田	五城目			秋田	320	合併
2003年10月20日	富山	射水			富山	319	合併
2003年10月20日	福岡ひびき	新北九州	門司	築上	福岡ひびき	315	合併
2003年11月4日	能登	共栄			のと共栄	314	合併
2004年1月13日	王子	太陽	荒川	日興	城北	311	合併
2004年1月19日	直江津	高田			上越	310	合併
2004年1月19日	北伊勢	上野			北伊勢上野	309	合併
2004年2月9日	高松	さぬき			高松	308	合併
2004年2月9日	鹿児島相互	川内			鹿児島相互	307	合併
2004年2月16日	興能	(高浜信組)			興能	307	合併
2004年3月22日	金沢	福光			金沢	306	合併
2004年7月12日	下関	豊浦			下関	305	合併
2004年7月20日	彦根	近江八幡			滋賀中央	304	合併
2004年10月12日	大阪	南大阪			大阪	303	合併
2004年11月15日	大牟田	柳川			大牟田柳川	302	合併
2004年11月22日	足利	小山			足利小山	301	合併
2005年1月4日	伊勢崎太田				アイオー	301	名称変更

# 1.(3) 信用金庫の預金種類別預金、地区別預金

## 預金種類別預金

(単位：億円、%)

年月末	預金計	要求払		定期性		外貨預金等		実質預金		譲渡性預金		
		前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率			
2000.3	1,020,320	1.4	214,497	4.1	797,284	0.8	8,539	9.2	1,016,862	1.4	122	36.7
01.3	1,038,043	1.7	230,205	7.3	801,008	0.4	6,829	20.0	1,033,760	1.6	105	13.3
02.3	1,028,198	0.9	297,903	29.4	723,681	9.6	6,613	3.1	1,024,192	0.9	114	7.9
03.3	1,035,536	0.7	312,842	5.0	716,192	1.0	6,500	1.7	1,032,788	0.8	244	113.7
6	1,054,744	1.8	325,170	3.5	724,946	1.1	4,627	0.1	1,053,240	1.9	650	189.0
9	1,053,808	2.1	322,502	4.6	726,178	1.2	5,127	8.1	1,051,883	2.2	915	202.8
03.11	1,055,159	2.3	327,046	5.4	723,409	1.1	4,703	11.4	1,052,500	2.3	1,084	230.4
12	1,068,100	1.9	336,074	4.8	727,873	0.7	4,152	13.0	1,065,180	2.0	766	138.1
04.1	1,055,949	2.4	324,452	6.7	727,359	0.7	4,137	14.6	1,053,362	2.3	965	225.6
2	1,061,010	2.5	331,166	6.6	725,787	0.8	4,056	11.1	1,058,358	2.4	855	162.7
3	1,055,175	1.8	328,610	5.0	720,951	0.6	5,614	13.6	1,052,971	1.9	789	223.1
4	1,063,080	1.7	336,762	4.5	721,817	0.5	4,500	3.3	1,061,047	1.7	716	86.9
5	1,061,345	1.6	334,117	4.4	722,676	0.4	4,551	4.5	1,059,865	1.7	824	62.4
6	1,070,958	1.5	341,198	4.9	724,892	0.0	4,866	5.1	1,069,538	1.5	938	44.1
7	1,069,663	1.8	337,982	6.5	727,453	0.1	4,227	5.8	1,067,069	1.7	977	51.0
8	1,071,058	1.3	338,902	4.7	727,436	0.1	4,719	8.8	1,069,717	1.4	1,207	35.3
9	1,070,466	1.5	340,543	5.5	725,012	0.1	4,910	4.2	1,068,785	1.6	1,099	20.0
10	1,072,481	2.0	344,680	6.9	723,529	0.0	4,270	4.8	1,070,047	1.9	1,148	14.2
11	1,070,447	1.4	343,476	5.0	722,149	0.1	4,821	2.5	1,069,066	1.5	1,201	10.8

- (備考) 1. 預金計には譲渡性預金を含まない。  
2. 実質預金は預金計から小切手・手形を差引いたもの。

## 地区別預金

(単位：億円、%)

年月末	北海道		東北		東京		関東		北陸		東海	
	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	
2000.3	51,708	2.5	38,831	1.7	192,017	0.3	197,800	0.9	30,732	1.6	193,122	3.4
01.3	53,392	3.2	39,684	2.1	194,416	1.2	199,809	1.0	31,560	2.6	200,034	3.5
02.3	54,596	2.2	39,036	1.6	190,125	2.2	198,309	0.7	31,829	0.8	201,901	0.9
03.3	55,302	1.2	39,462	1.0	193,270	0.8	197,820	0.4	32,313	1.5	204,281	1.1
6	56,473	1.5	40,347	0.9	196,425	2.2	201,691	2.3	32,818	1.2	208,291	2.9
9	55,749	0.8	40,145	1.1	196,553	2.4	201,450	1.8	32,778	2.3	208,248	3.1
03.11	56,645	1.9	40,281	1.3	197,385	2.8	201,837	2.0	32,796	2.1	207,916	2.9
12	57,719	1.5	40,851	1.2	199,155	2.5	204,715	1.8	33,108	1.5	210,580	2.3
04.1	55,985	2.3	40,355	1.7	197,620	3.1	202,305	2.2	32,812	2.6	208,431	2.5
2	56,167	2.0	40,619	1.8	198,294	2.9	203,450	2.3	32,992	2.7	209,789	2.6
3	56,194	1.6	39,896	1.0	196,903	1.8	201,888	2.0	32,710	1.2	209,402	2.5
4	56,928	1.4	40,591	1.0	198,198	1.9	203,399	1.7	32,996	1.2	210,488	1.9
5	56,622	1.6	40,242	0.7	198,014	1.4	203,184	1.7	32,912	0.7	210,500	2.2
6	57,357	1.5	40,639	0.7	199,329	1.4	205,068	1.6	33,249	1.3	212,288	1.9
7	57,005	2.1	40,517	0.9	199,319	1.8	204,725	1.9	33,132	1.1	212,039	2.0
8	57,133	1.7	40,590	0.6	199,038	0.8	205,230	1.5	33,199	0.6	212,642	1.9
9	56,869	2.0	40,438	0.7	199,504	1.5	204,838	1.6	33,031	0.7	212,782	2.1
10	57,031	2.5	40,721	1.3	200,269	1.9	205,454	2.0	33,040	0.8	212,426	2.4
11	57,543	1.5	40,552	0.6	199,570	1.1	204,742	1.4	32,889	0.2	212,149	2.0

年月末	近畿		中国		四国		九州北部		南九州		全国計	
	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率	
2000.3	206,301	0.7	49,526	0.8	17,198	2.0	17,411	2.5	24,139	1.2	1,020,320	1.4
01.3	207,950	0.7	49,578	0.1	17,773	3.3	17,940	3.0	24,392	1.0	1,038,043	1.7
02.3	201,814	2.9	49,651	0.1	18,064	1.6	17,916	0.1	23,556	3.4	1,028,198	0.9
03.3	201,600	0.1	50,175	1.0	18,206	0.7	17,984	0.3	23,746	0.8	1,035,536	0.7
6	204,930	1.5	51,036	1.9	18,483	1.9	18,597	2.2	24,269	1.9	1,054,744	1.8
9	205,386	2.0	50,844	1.8	18,491	2.0	18,452	2.0	24,306	2.1	1,053,808	2.1
03.11	205,232	2.2	50,480	1.6	18,494	2.2	18,486	2.2	24,230	1.9	1,055,159	2.3
12	207,067	1.7	51,138	0.9	18,769	2.3	18,766	1.7	24,855	1.7	1,068,100	1.9
04.1	205,239	2.3	50,337	1.1	18,634	2.8	18,558	2.8	24,312	2.5	1,055,949	2.4
2	206,117	2.5	50,618	1.3	18,730	2.9	18,645	2.6	24,226	2.4	1,061,010	2.5
3	205,213	1.7	50,456	0.5	18,625	2.3	18,298	1.7	24,219	1.9	1,055,175	1.8
4	206,682	2.0	50,743	0.7	18,722	2.2	18,652	1.2	24,320	1.2	1,063,080	1.7
5	206,367	1.6	50,569	0.4	18,699	2.0	18,577	1.0	24,331	1.2	1,061,345	1.6
6	208,296	1.6	51,106	0.1	18,887	2.1	18,751	0.8	24,541	1.1	1,070,958	1.5
7	208,205	1.8	51,030	0.6	18,946	2.5	18,728	1.4	24,539	1.6	1,069,663	1.8
8	208,434	1.5	51,049	0.0	18,952	2.2	18,745	0.7	24,587	1.2	1,071,058	1.3
9	208,501	1.5	50,911	0.1	18,954	2.5	18,665	1.1	24,525	0.9	1,070,466	1.5
10	208,700	2.0	50,989	1.3	18,996	3.0	18,815	1.9	24,613	2.0	1,072,481	2.0
11	208,393	1.5	50,908	0.8	18,952	2.4	18,750	1.4	24,581	1.4	1,070,447	1.4

- (備考) 1. 沖縄地区は全国に含めた。  
2. 東京・関東地区の2002年6月以降の増減率は、地区間の事業譲渡を調整して算出

# 1.(4) 信用金庫の預金者別預金

(単位：億円、%)

年月末	預金計		個人預金		要求払		定期性		外貨預金等	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2000. 3	1,019,963	1.4	768,266	2.0	141,879	6.2	626,134	1.1	238	119.2
01. 3	1,037,617	1.7	792,296	3.1	153,271	8.0	638,772	2.0	240	0.5
02. 3	1,027,696	0.9	802,012	1.2	195,149	27.3	606,630	5.0	220	8.3
03. 3	1,035,334	0.7	820,195	2.2	211,169	8.2	608,742	0.3	273	24.1
6	1,054,739	1.8	832,512	2.8	221,079	5.9	611,104	1.8	318	39.5
9	1,053,806	2.2	833,099	3.3	217,690	7.2	614,990	1.9	407	61.7
03.11	1,055,157	2.3	835,115	3.3	220,874	7.7	613,754	1.7	476	93.9
12	1,068,098	1.9	846,003	2.9	226,794	7.3	618,654	1.3	544	117.4
04. 1	1,055,947	2.4	842,122	3.0	222,961	7.9	618,597	1.3	552	112.9
2	1,061,009	2.5	847,639	3.0	229,245	7.9	617,817	1.3	566	112.6
3	1,054,774	1.8	842,751	2.7	226,091	7.0	616,073	1.2	576	111.0
4	1,063,078	1.7	846,867	2.5	231,178	6.3	615,079	1.0	600	120.4
5	1,061,344	1.6	842,430	2.3	227,575	5.9	614,269	0.9	575	89.8
6	1,070,956	1.5	851,169	2.2	235,714	6.6	614,853	0.6	591	85.7
7	1,069,662	1.8	850,365	2.2	232,606	7.6	617,135	0.3	612	81.2
8	1,071,056	1.3	853,612	1.9	235,435	6.2	617,523	0.2	643	85.8
9	1,070,465	1.5	850,091	2.0	233,048	7.0	616,392	0.2	641	57.3
10	1,072,480	2.0	855,761	2.2	239,572	7.6	615,496	0.2	682	47.6
11	1,070,445	1.4	851,472	1.9	235,376	6.5	615,309	0.2	775	62.7

年月末	一般法人預金		要求払		定期性		外貨預金等		公金預金	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2000. 3	201,155	1.0	62,619	0.2	138,202	1.4	323	8.9	24,663	10.6
01. 3	200,268	0.4	69,649	11.2	130,298	5.7	309	4.1	24,903	0.9
02. 3	182,602	8.8	85,538	22.8	96,760	25.7	293	5.0	22,990	7.6
03. 3	173,622	4.9	84,315	1.4	88,922	8.1	376	28.2	22,292	3.0
6	174,582	2.8	85,598	1.2	88,622	4.4	353	7.1	30,379	1.9
9	176,942	0.1	88,331	3.0	88,215	3.2	386	11.3	25,763	8.9
03.11	179,661	0.2	91,736	3.4	87,551	2.9	365	4.2	24,640	7.1
12	183,661	0.4	96,030	3.6	87,249	2.9	373	5.2	22,850	9.8
04. 1	177,071	3.4	89,515	10.3	87,182	2.8	365	0.5	22,361	12.8
2	176,720	3.5	89,178	10.2	87,185	2.3	347	3.2	21,675	13.5
3	175,486	1.0	88,317	4.7	86,811	2.3	349	7.3	20,951	6.0
4	177,528	0.2	90,064	2.9	87,112	2.4	343	4.0	23,576	3.1
5	175,508	2.0	88,453	1.2	86,700	2.7	346	5.6	27,549	6.7
6	175,929	0.7	89,321	4.3	86,241	2.6	358	1.4	28,657	5.6
7	178,942	3.6	92,393	10.2	86,191	2.5	348	1.6	26,721	10.1
8	173,257	1.6	86,828	0.9	86,060	2.4	360	1.0	28,839	5.9
9	178,803	1.0	92,214	4.3	86,230	2.2	350	9.2	26,068	1.1
10	180,009	3.7	93,523	9.6	86,111	1.9	365	3.1	23,300	5.6
11	176,711	1.6	91,015	0.7	85,318	2.5	368	0.9	26,644	8.1

年月末	要求払		定期性		外貨預金等		金融機関預金		政府関係 預り金	譲渡性預金
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率			
2000. 3	3,433	10.7	20,770	10.3	456	27.2	25,857	4.8	14	122
01. 3	3,569	3.9	20,719	0.2	611	33.9	20,141	22.1	2	105
02. 3	12,046	237.4	10,738	48.1	200	67.1	20,084	0.2	2	114
03. 3	11,804	2.0	10,366	3.4	118	41.2	19,217	4.3	1	244
6	14,234	4.0	15,932	7.1	208	98.3	17,259	3.7	1	650
9	11,960	17.0	13,747	0.7	51	35.2	17,995	6.5	1	915
03.11	11,290	15.7	13,145	0.5	201	342.4	15,733	5.4	1	1,084
12	9,971	18.6	12,817	1.7	57	54.1	15,577	10.2	0	766
04. 1	9,673	25.1	12,672	0.0	12	63.9	14,386	11.9	0	965
2	9,677	25.8	11,901	0.6	93	167.0	14,969	11.6	0	855
3	10,008	15.2	10,641	2.6	298	152.7	15,579	18.9	0	789
4	11,937	8.1	11,578	2.2	56	*	15,100	12.7	0	715
5	14,002	10.4	13,524	3.6	19	74.8	15,851	1.2	0	824
6	12,748	10.4	15,534	2.4	371	77.8	15,195	11.9	0	938
7	10,885	20.0	15,821	1.8	11	27.5	13,628	19.0	0	977
8	13,104	13.2	15,578	0.2	154	319.2	15,341	1.3	0	1,207
9	11,646	2.6	14,227	3.4	190	266.5	15,497	13.8	0	1,099
10	9,584	15.6	13,606	2.1	105	535.5	13,404	15.4	0	1,148
11	13,158	16.5	13,212	0.5	269	33.5	15,613	0.7	0	1,201

(備考) 日本銀行『預金現金貸出金調査表』より作成。このため、『日計表』による(3)預金種類別預金、地区別預金の預金計とは一致しない。

# 1.(5) 信用金庫の科目別貸出金、地区別貸出金

## 科目別貸出金

(単位：億円、%)

年月末	貸出金計		割引手形		貸付金		手形貸付		証券貸付		当座貸越	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2000. 3	687,159	3.4	31,785	4.9	655,373	3.4	107,804	8.7	509,049	2.2	38,520	2.9
01. 3	661,879	3.6	33,932	6.7	627,946	4.1	97,975	9.1	493,986	2.9	35,984	6.5
02. 3	639,805	3.3	28,762	15.2	611,043	2.6	90,943	7.1	485,532	1.7	34,567	3.9
03. 3	626,342	2.1	24,051	16.3	602,291	1.4	84,739	6.8	484,045	0.3	33,506	3.0
6	619,691	1.2	23,054	15.7	596,636	0.5	78,219	6.6	486,415	0.6	32,001	3.1
9	625,431	0.6	22,238	7.9	603,192	0.3	79,940	7.5	490,191	1.2	33,060	5.0
03.11	626,852	0.5	24,592	7.7	602,259	0.2	78,708	7.5	491,561	1.3	31,988	4.4
12	633,013	0.7	26,093	7.2	606,919	0.4	80,066	7.9	495,078	1.0	31,774	4.5
04. 1	627,637	0.2	25,388	1.0	602,249	0.2	78,310	7.7	492,647	1.3	31,291	5.9
2	626,366	0.2	24,828	1.8	601,538	0.2	78,116	8.1	492,181	1.4	31,239	6.0
3	622,364	0.6	22,388	6.9	599,975	0.3	77,758	8.2	490,499	1.3	31,717	5.3
4	617,120	0.6	21,870	5.7	595,249	0.4	74,314	8.4	490,369	1.2	30,564	5.9
5	614,368	1.1	21,730	14.7	592,638	0.5	71,686	8.5	490,291	0.9	30,660	4.5
6	615,321	0.7	21,682	5.9	593,638	0.5	71,481	8.6	491,932	1.1	30,223	5.5
7	619,714	0.2	23,697	4.1	596,017	0.3	71,932	8.3	494,014	1.2	30,069	6.1
8	616,348	1.2	20,655	15.9	595,693	0.6	72,150	8.2	493,185	0.8	30,357	4.2
9	622,105	0.5	20,832	6.3	601,273	0.3	73,854	7.6	495,820	1.1	31,598	4.4
10	621,686	0.2	22,705	2.0	598,981	0.3	72,570	8.1	496,224	1.2	30,186	5.6
11	619,837	1.1	20,622	16.1	599,215	0.5	72,400	8.0	496,200	0.9	30,614	4.2

## 地区別貸出金

(単位：億円、%)

年月末	北海道		東北		東京		関東		北陸		東海	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2000. 3	30,197	1.3	25,091	1.2	135,174	6.0	133,558	3.7	20,387	2.0	123,154	2.1
01. 3	29,377	2.7	24,875	0.8	131,381	2.8	125,418	6.0	20,088	1.4	121,487	1.3
02. 3	29,521	0.4	24,520	1.4	125,915	4.1	120,357	4.0	19,287	3.9	119,553	1.5
03. 3	29,628	0.3	24,413	0.4	124,445	2.1	116,756	1.9	19,061	1.1	118,573	0.8
6	28,255	0.4	23,735	0.9	124,278	1.2	115,768	1.1	18,720	1.4	117,141	0.3
9	29,083	0.3	23,944	1.3	124,861	0.9	116,985	0.2	18,847	0.8	118,739	0.2
03.11	29,451	1.1	23,993	1.3	125,315	0.7	117,227	0.0	18,879	1.1	118,694	0.1
12	30,095	0.7	24,136	1.5	126,390	0.6	118,457	0.3	19,077	1.7	120,157	0.2
04. 1	29,461	1.7	23,941	1.2	125,432	0.1	117,704	0.1	18,939	0.7	118,923	0.1
2	29,472	1.7	23,952	1.2	124,884	0.2	117,604	0.2	18,942	0.4	118,736	0.1
3	29,855	0.7	23,865	2.2	123,525	0.7	116,513	0.2	18,768	1.5	118,715	0.1
4	29,152	1.1	23,539	2.0	123,320	0.6	115,727	0.1	18,690	0.7	116,999	0.3
5	28,526	0.5	23,274	2.3	122,917	1.4	115,322	0.5	18,530	1.4	116,643	0.8
6	28,524	0.9	23,242	2.0	123,115	0.9	115,517	0.2	18,580	0.7	116,943	0.1
7	28,792	1.4	23,350	1.9	124,253	0.2	116,136	0.0	18,722	0.4	117,776	0.3
8	28,845	0.3	23,303	2.3	123,066	1.6	115,785	0.6	18,666	0.9	117,196	0.6
9	29,485	1.3	23,543	1.6	123,743	0.8	117,045	0.0	18,703	0.7	118,796	0.0
10	29,731	1.3	23,531	1.6	123,851	0.6	116,937	0.2	18,680	0.4	118,238	0.2
11	29,604	0.5	23,467	2.1	123,456	1.4	116,916	0.2	18,693	0.9	117,737	0.8

年月末	近畿		中国		四国		九州北部		南九州		全国計	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2000. 3	144,784	3.1	33,451	4.4	11,098	0.6	12,030	1.7	16,971	3.1	687,159	3.4
01. 3	136,814	5.5	31,863	4.7	11,060	0.3	11,797	1.9	16,530	2.5	661,879	3.6
02. 3	130,271	4.7	30,826	3.2	10,974	0.7	11,551	2.0	15,972	3.3	639,805	3.3
03. 3	124,418	4.4	30,140	2.2	10,823	1.3	11,575	0.2	15,489	3.0	626,342	2.1
6	123,725	2.5	29,641	1.7	10,788	0.3	11,389	0.0	15,232	1.1	619,691	1.2
9	124,171	1.6	29,978	1.2	10,867	0.4	11,434	0.3	15,498	0.1	625,431	0.6
03.11	124,553	1.4	29,797	1.3	10,856	0.4	11,478	0.7	15,594	0.0	626,852	0.5
12	125,340	1.7	30,114	1.8	10,893	0.0	11,553	1.5	15,788	0.5	633,013	0.7
04. 1	124,471	0.9	29,880	1.0	10,838	0.2	11,453	0.6	15,584	0.5	627,637	0.2
2	124,035	0.8	29,904	1.0	10,799	0.0	11,469	0.6	15,560	0.4	626,366	0.2
3	122,626	1.4	29,815	1.0	10,800	0.2	11,406	1.4	15,470	0.1	622,364	0.6
4	122,063	1.3	29,442	0.7	10,676	0.6	11,283	1.2	15,240	0.2	617,120	0.6
5	121,745	2.0	29,347	0.8	10,653	1.3	11,177	2.4	15,239	0.1	614,368	1.1
6	121,845	1.5	29,412	0.7	10,628	1.4	11,184	1.7	15,336	0.6	615,321	0.7
7	122,789	0.8	29,567	0.7	10,664	1.4	11,261	1.2	15,412	0.7	619,714	0.2
8	121,660	2.1	29,492	1.4	10,673	1.6	11,197	2.3	15,473	0.6	616,348	1.2
9	122,425	1.4	29,702	0.9	10,774	0.8	11,311	1.0	15,586	0.5	622,105	0.5
10	122,441	1.0	29,577	0.5	10,748	0.5	11,345	0.6	15,616	0.7	621,686	0.2
11	121,775	2.2	29,470	1.0	10,732	1.1	11,331	1.2	15,653	0.3	619,837	1.1

(備考) 1. 沖縄地区は全国に含めた。

2. 東京・関東地区の2002年6月以降の増減率は、地区間の事業譲渡を調整して算出

# 1.(6) 信用金庫の貸出先別貸出金

(単位：億円、%)

年 月 末	貸出金計			企業向け計			製造業			建設業		
	前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比	
2000. 3	687,157	3.6	100.0	480,319	4.5	69.8	106,973	5.6	15.5	82,844	5.7	12.0
01. 3	661,877	3.6	100.0	459,368	4.3	69.4	102,545	4.1	15.4	78,299	5.4	11.8
02. 3	639,803	3.3	100.0	435,084	5.2	68.0	94,053	8.2	14.7	71,366	8.8	11.1
02.12	638,092	2.6	100.0	430,011	4.9	67.3	b 91,584	7.6	14.3	67,981	9.2	10.6
03. 3	626,341	2.1	100.0	415,697	4.4	66.3	86,169	7.9	13.7	65,371	8.4	10.4
6	619,689	1.2	100.0	410,032	3.2	66.1	84,676	7.1	13.6	62,124	7.2	10.0
9	625,429	0.6	100.0	412,647	2.4	65.9	84,541	5.5	13.5	63,255	6.3	10.1
12	633,012	0.7	100.0	418,471	2.6	66.1	86,344	5.1	13.6	64,107	5.6	10.1
04. 3	622,363	0.6	100.0	405,804	2.3	65.2	82,043	4.7	13.1	61,899	5.3	9.9
6	615,319	0.7	100.0	400,204	2.3	65.0	80,845	4.5	13.1	59,001	5.0	9.5
9	622,104	0.5	100.0	405,257	1.7	65.1	81,511	3.5	13.1	60,444	4.4	9.7

年 月 末	卸売業			小売業			飲食店			不動産業		
	前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比	
2000. 3	40,922	6.6	5.9	49,905	5.6	7.2	16,654	3.9	2.4	73,187	1.3	10.6
01. 3	39,320	3.9	5.9	46,558	6.7	7.0	15,623	6.1	2.3	71,861	1.8	10.8
02. 3	36,758	6.5	5.7	42,824	8.0	6.6	14,524	7.0	2.2	74,989	4.3	11.7
02.12	36,235	6.2	5.6	40,983	8.2	6.4	14,008	7.1	2.1	77,439	2.8	12.1
03. 3	34,255	6.8	5.4	39,648	7.4	6.3	13,653	5.9	2.1	78,217	4.3	12.4
6	33,818	5.5	5.4	38,977	6.4	6.2	13,415	5.7	2.1	79,366	5.9	12.8
9	34,004	3.9	5.4	38,752	6.0	6.1	13,300	5.7	2.1	80,787	5.9	12.9
12	34,927	3.6	5.5	38,757	5.4	6.1	13,145	6.1	2.0	81,889	5.7	12.9
04. 3	33,052	3.5	5.3	37,360	5.7	6.0	12,716	6.8	2.0	82,394	5.3	13.2
6	32,441	4.0	5.2	36,586	6.1	5.9	12,526	6.6	2.0	83,358	5.0	13.5
9	32,689	3.8	5.2	36,632	5.4	5.8	12,456	6.3	2.0	85,104	5.3	13.6

年 月 末	サービス業 (各種サービス)			地方公共団体			個人			住宅ローン		
	前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比		前年同月比 増減率	構成比	
2000. 3	83,373	2.8	12.1	11,695	2.5	1.7	195,143	1.5	28.3	121,253	5.0	17.6
01. 3	80,128	3.8	12.1	11,762	0.5	1.7	190,747	2.2	28.8	123,501	1.8	18.6
02. 3	77,123	3.7	12.0	13,527	15.0	2.1	191,192	0.2	29.8	127,347	3.1	19.9
02.12	b 76,674	4.0	12.0	13,426	23.5	2.1	194,655	1.4	30.5	133,267	4.6	20.8
03. 3	86,254		13.7	15,680	15.9	2.5	194,964	1.9	31.1	134,672	5.7	21.5
6	85,633		13.8	13,637	10.8	2.2	196,020	2.6	31.6	136,530	5.9	22.0
9	85,831		13.7	13,957	8.8	2.2	198,825	2.6	31.7	139,484	6.5	22.3
12	86,476		13.6	14,630	8.9	2.3	199,911	2.7	31.5	142,207	6.7	22.4
04. 3	84,141	2.4	13.5	16,932	7.9	2.7	199,627	2.3	32.0	142,669	5.9	22.9
6	83,353	2.6	13.5	15,293	12.1	2.4	199,822	1.9	32.4	143,772	5.3	23.3
9	83,992	2.1	13.5	15,615	11.8	2.5	201,232	1.2	32.3	144,922	3.8	23.2

(備考) 1. 日本銀行『業種別貸出金調査表』より作成。このため、『日計表』による(5)科目別貸出金、地区別貸出金の貸出金計とは一致しない。

2. 企業向け計には、海外円借款、国内店名義現地貸を含む。

3. 2003年3月の業種分類の見直しに伴い、製造業の対象業種から「出版業」が除かれ、従来の「出版・印刷業」に代えて「印刷業」のみが対象となったことから、増減率の算出においては、出版業・印刷業とも除いて算出した。また「サービス業」は「各種サービス」となり、飲食店等を含む。

# 1.(7) 信用金庫の余裕資金運用状況

(単位：億円、%)

年月末	現金	預け金		金融機関貸付等	うちコールローン	うち債券貸借取引支払保証金	買入金銭債権	金銭の信託	商品有価証券
		うち譲渡性預け金	うち信金中金預け金						
2000. 3	14,277	146,973( 8.5)	1,373	24,425	5,900		4,182	4,725	535
01. 3	14,238	183,867( 25.1)	2,553	11,180	7,556		4,134	4,057	198
02. 3	19,391	182,044( 0.9)	845	3,004	2,104		2,084	3,103	188
03. 3	17,492	194,070( 6.6)	883	2,654	1,654	1,000	3,274	2,463	197
6	15,863	208,191( 0.5)	853	1,205	905	99	6,188	2,673	263
9	15,148	192,727( 2.3)	853	1,424	945	89	4,579	2,601	272
03.11	14,936	195,734( 0.7)	775	662	511	80	4,536	3,318	223
12	18,842	199,978( 0.2)	605	582	449	63	4,555	3,297	208
04. 1	15,566	196,366( 1.9)	550	744	597	87	4,229	3,262	197
2	14,080	206,613( 4.0)	550	745	595	90	4,020	3,257	168
3	16,040	196,398( 1.1)	910	2,175	1,575	0	3,095	2,729	159
4	15,783	206,247( 0.6)	700	734	634	0	3,679	3,085	175
5	15,772	206,666( 2.0)	510	699	609	0	3,900	3,090	147
6	15,385	207,344( 0.4)	510	578	498	0	4,232	3,089	152
7	15,848	200,710( 0.0)	410	549	449	0	4,238	3,167	150
8	15,075	208,705( 5.0)	410	482	372	0	4,053	3,164	135
9	15,158	206,143( 6.9)	410	1,119	1,119	0	3,439	3,202	121
10	14,069	211,157( 8.5)	380	542	432	0	3,697	3,238	112
11	16,882	206,939( 5.7)	380	573	473	0	3,796	3,283	95

年月末	有価証券							株式	貸付信託
	国債	地方債	社債	公社公債	金融債	その他			
2000. 3	198,272( 9.8)	37,723( 41.0)	18,507	86,672( 5.4)	13,679	29,579	43,412	5,467	57
01. 3	221,566( 11.7)	50,807( 34.6)	20,554	92,497( 6.7)	15,595	31,849	45,052	6,325	58
02. 3	236,169( 6.5)	58,911( 15.9)	24,778	99,328( 7.3)	21,166	34,374	43,787	4,987	24
03. 3	248,064( 5.0)	62,730( 6.4)	24,914	108,534( 9.2)	27,267	37,894	43,372	4,206	17
6	258,273( 11.6)	62,868( 27.7)	25,476	112,671( 12.0)	30,091	37,722	44,858	4,581	10
9	270,957( 12.9)	72,767( 34.0)	26,233	113,131( 8.8)	32,126	36,287	44,717	4,492	4
03.11	269,250( 12.1)	69,919( 34.2)	26,116	113,566( 6.6)	33,066	35,479	45,019	4,640	4
12	267,560( 10.9)	68,790( 32.0)	26,237	112,821( 5.0)	33,364	35,081	44,376	4,587	4
04. 1	267,647( 9.2)	69,463( 25.5)	26,550	112,450( 3.4)	33,538	34,922	43,990	4,565	3
2	265,686( 7.8)	68,346( 18.2)	26,480	111,599( 3.0)	33,597	34,644	43,357	4,660	3
3	268,761( 8.3)	73,655( 17.4)	26,755	110,483( 1.7)	33,875	34,274	42,334	5,449	2
4	272,413( 9.3)	74,183( 21.6)	27,427	112,166( 2.3)	35,282	34,556	42,327	4,752	2
5	273,624( 8.2)	73,268( 20.8)	28,306	112,462( 0.7)	35,947	34,358	42,155	4,993	2
6	281,796( 9.1)	78,190( 24.3)	29,244	113,591( 0.8)	37,211	34,586	41,793	5,079	2
7	283,389( 8.0)	79,303( 21.6)	29,426	113,222( 0.2)	37,412	34,368	41,441	5,182	2
8	280,791( 4.2)	77,171( 10.7)	29,603	112,321( 2.0)	37,170	33,987	41,163	5,273	2
9	277,917( 2.5)	76,097( 4.5)	29,675	111,146( 1.7)	37,083	33,661	40,401	5,358	0
10	278,075( 3.0)	74,316( 4.1)	30,000	111,813( 1.1)	37,430	33,582	40,800	5,429	0
11	279,339( 3.7)	74,306( 6.2)	30,356	112,094( 1.2)	37,719	33,457	40,918	5,413	0

年月末	投資信託	外国証券	その他の証券	貸付有価証券	余資運用資産計(A)	信用中金利用額(B)	預貸率	預証率		(B)/(A)
								(A)/預金	(B)/預金	
2000. 3	15,654	34,184( 16.0)		5	393,392	147,096	67.3	38.5	19.4	37.3
01. 3	14,226	36,743( 7.4)	346	5	439,243	166,783	63.7	42.3	21.3	37.9
02. 3	8,034	39,660( 7.9)	442	5	445,987	159,156	62.2	43.3	22.9	35.6
03. 3	5,176	41,917( 5.6)	565	0	468,216	159,131	60.4	45.2	23.9	33.9
6	6,149	45,895( 8.5)	619	0	492,659	195,676	58.7	46.6	24.4	39.7
9	5,976	47,723( 12.1)	627	0	487,710	163,256	59.2	46.2	25.6	33.4
03.11	6,146	48,223( 12.0)	634	0	488,662	185,067	59.3	46.2	25.4	37.8
12	6,106	48,380( 11.7)	630	0	495,024	189,285	59.2	46.3	25.0	38.2
04. 1	5,842	48,153( 11.5)	616	0	488,014	186,157	59.3	46.1	25.3	38.1
2	6,033	47,939( 11.6)	622	0	494,572	195,765	58.9	46.5	25.0	39.5
3	5,650	46,121( 10.0)	643	0	489,360	154,855	58.9	46.3	25.4	31.6
4	5,856	47,416( 10.4)	606	0	502,119	195,116	58.0	47.2	25.6	38.8
5	6,199	47,777( 7.6)	612	0	503,901	195,228	57.8	47.4	25.7	38.7
6	6,315	48,751( 6.2)	619	0	512,578	193,808	57.4	47.8	26.2	37.8
7	6,631	48,992( 3.7)	625	0	508,054	186,621	57.8	47.4	26.4	36.7
8	6,691	49,106( 2.9)	619	0	512,408	194,193	57.4	47.7	26.1	37.8
9	6,519	48,485( 1.5)	630	0	507,102	166,545	58.0	47.3	25.9	32.8
10	6,787	49,090( 2.4)	631	0	510,893	193,205	57.9	47.5	25.9	37.8
11	6,933	49,592( 2.8)	637	0	510,910	192,468	57.8	47.6	26.0	37.6

(備考) 1. ( )内は前年同月比増減率

2. 預貸率 = 貸出金 / 預金 × 100(%)、預証率 = 有価証券 / 預金 × 100(%) (預金には譲渡性預金を含む。)

## 2.(1) 業態別預貯金等

(単位：億円、%)

年月末	信用金庫		国内銀行 (債券、信託を含む)		大手銀行 (債券、信託を含む)		うち預金		うち都市銀行		地方銀行	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2000. 3	1,020,320	1.4	6,639,673	1.0	4,298,016	1.7	2,433,587	0.8	2,090,975	0.4	1,742,961	1.5
01. 3	1,038,043	1.7	6,641,871	0.0	4,288,153	0.2	2,466,900	1.3	2,102,820	0.5	1,785,742	2.4
02. 3	1,028,198	0.9	6,790,535	2.2	4,416,792	2.9	2,699,067	9.4	2,308,919	9.8	1,813,848	1.5
03. 3	1,035,536	0.7	6,798,976	0.1	4,424,063	0.1	2,760,299	2.2	2,377,699	2.9	1,813,487	0.0
6	1,054,744	1.8	6,644,211	1.5	4,239,210	2.7	2,753,332	2.5	2,365,201	1.3	1,850,150	1.1
9	1,053,808	2.1	6,641,341	0.8	4,271,387	1.6	2,770,950	3.7	2,385,332	3.5	1,816,601	1.4
03.12	1,068,100	1.9	6,673,286	0.4	4,289,361	0.8	2,757,888	3.4	2,368,299	3.2	1,825,041	1.0
04. 1	1,055,949	2.4	6,651,254	0.4	4,302,101	1.2	2,760,911	2.6	2,378,636	2.9	1,799,432	1.6
2	1,061,010	2.5	6,687,936	0.5	4,326,416	1.4	2,773,222	1.6	2,389,622	1.7	1,809,568	1.8
3	1,055,175	1.8	6,798,238	0.0	4,420,297	0.0	2,842,197	2.9	2,456,008	3.2	1,825,541	0.6
4	1,063,080	1.7	6,810,122	2.3	4,427,542	3.6	2,825,196	1.5	2,443,326	1.7	1,829,132	0.1
5	1,061,345	1.6	6,834,449	2.6	4,448,122	4.0	2,850,634	2.4	2,469,833	2.8	1,833,797	0.0
6	1,070,958	1.5	6,820,754	2.6	4,413,657	4.1	2,801,267	1.7	2,415,082	2.1	1,849,677	0.0
7	1,069,663	1.8	6,799,707	2.4	4,411,376	3.4	2,807,968	1.7	2,420,989	2.0	1,832,415	0.4
8	1,071,058	1.3	6,775,417	1.8	4,394,076	2.9	2,801,325	1.1	2,413,968	1.2	1,827,581	0.2
9	1,070,466	1.5	6,766,095	1.8	4,390,204	2.7	2,812,367	1.4	2,422,226	1.5	1,818,903	0.1
10	1,072,481	2.0	6,772,980	2.9	4,402,443	3.7	2,810,390	2.8	2,426,064	3.0	1,840,313	2.6
11	1,070,447	1.4	6,834,275	2.7	4,455,299	3.9	2,856,652	3.2	2,466,062	3.3	1,848,023	1.7
12												

年月末	第二地銀		信用組合		労働金庫		農業協同組合		郵便貯金		預貯金等合計	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2000. 3	598,696	5.1	191,966	4.9	111,791	4.4	702,555	1.8	2,599,702	2.9	11,266,007	1.4
01. 3	567,976	5.1	180,588	5.9	117,212	4.8	720,944	2.6	2,499,336	3.8	11,197,994	0.6
02. 3	559,895	1.4	153,541	14.9	125,200	6.8	735,373	2.0	2,393,418	4.2	11,226,265	0.2
03. 3	561,426	0.2	148,362	3.3	131,619	5.1	744,202	1.2	2,332,465	2.5	11,191,160	0.3
6	554,851	1.2	150,940	0.6	136,476	2.6	757,417	1.6	2,323,381	2.8	11,067,169	1.2
9	553,353	1.8	151,772	1.9	135,179	3.3	752,178	1.8	2,300,064	2.7	11,034,342	0.6
03.12	558,884	2.2	153,408	2.3	137,941	2.9	766,812	1.9	2,300,362	2.4	11,099,909	0.3
04. 1	549,721	1.6	152,296	2.7	137,193	3.1	760,884	2.1	2,294,158	2.5	11,051,734	0.3
2	551,952	1.5	152,828	2.9	137,276	3.3	763,654	2.1	2,295,114	2.3	11,097,818	0.4
3	552,400	1.6	152,526	2.8	135,713	3.1	759,764	2.0	2,273,820	2.5	11,175,236	0.1
4	553,448	0.4	153,126	2.3	137,973	2.9	763,175	1.9	p 2,272,153	2.5	p11,199,629	1.2
5	552,530	0.5	152,967	2.1	137,533	3.0	763,045	1.9	p 2,257,389	2.6	p11,206,728	1.3
6	557,420	0.4	154,072	2.0	140,395	2.8	772,433	1.9	p 2,261,257	2.6	p11,219,869	1.3
7	555,916	0.9	154,249	2.3	140,296	3.0	771,625	2.2	p 2,247,216	2.8	p11,182,756	1.2
8	553,760	0.2	154,457	1.8	139,624	2.7	773,108	2.1	p 2,241,378	3.1	p11,155,042	0.7
9	556,988	0.6	155,056	2.1	138,731	2.6	769,856	2.3	p 2,216,109	3.6	p11,116,313	0.7
10	530,224	2.8	155,101	2.4	138,658	2.8	774,911	2.4	p 2,214,131	3.7	p11,128,262	1.3
11	530,953	3.3			138,083	2.4			p 2,193,274	4.2		
12									p 2,193,498	4.6		

(備考) 1. 日本銀行『金融経済統計月報』、日本郵政公社ホームページ等より作成

2. 大手銀行は、国内銀行-(地方銀行+第二地銀)の計数

3. 国内銀行・大手銀行には、全国内銀行の債券および信託勘定の金銭信託・貸付信託・年金信託・財産形成給付信託を含めた。

4. 預貯金等合計は、単位(億円)未滿を切り捨てた各業態の預貯金残高の合計により算出した。

## 2.(2) 業態別貸出金

(単位：億円、%)

年月末	信用金庫		大手銀行				地方銀行		第二地銀		信用組合	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	都市銀行	前年同月比 増減率	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		
2000. 3	687,159	3.4	2,788,233	1.0	2,151,274	1.9	1,340,878	3.0	505,738	4.0	142,433	7.6
01. 3	661,879	3.6	2,746,303	1.5	2,133,507	0.8	1,357,418	1.2	465,931	7.8	133,612	6.1
02. 3	639,805	3.3	2,601,800	5.2	2,035,627	4.5	1,359,864	0.1	444,432	4.6	119,082	10.8
03. 3	626,342	2.1	2,451,214	5.7	2,072,578	1.8	1,352,514	0.5	429,130	3.4	91,512	23.1
6	619,691	1.2	2,379,564	6.6	2,006,581	7.4	1,330,607	0.1	413,407	5.1	90,545	13.6
9	625,431	0.6	2,375,563	4.5	1,993,783	5.2	1,345,276	0.6	416,370	4.3	91,511	5.1
03.11	626,852	0.5	2,356,647	6.2	1,985,128	6.8	1,340,065	0.2	417,592	4.1	91,770	4.7
12	633,013	0.7	2,361,749	6.2	1,991,686	6.7	1,352,962	0.1	423,823	4.0	92,384	0.7
04. 1	627,637	0.2	2,341,942	6.1	1,971,502	6.7	1,346,007	0.3	420,122	3.6	91,927	0.3
2	626,366	0.2	2,330,705	5.6	1,951,514	6.6	1,347,901	0.4	419,680	3.5	91,897	0.3
3	622,364	0.6	2,344,621	4.3	1,958,921	5.4	1,352,081	0.0	420,236	2.0	91,234	0.3
4	617,120	0.6	2,292,763	4.6	1,912,736	5.9	1,337,101	0.0	414,732	0.2	90,688	0.2
5	614,368	1.1	2,287,430	4.1	1,913,218	5.1	1,325,597	0.6	412,920	0.1	90,416	0.4
6	615,321	0.7	2,280,592	4.1	1,910,458	4.7	1,324,230	0.4	413,043	0.0	90,456	0.0
7	619,714	0.2	2,283,623	2.6	1,915,566	2.9	1,331,384	0.2	415,252	0.1	90,910	0.0
8	616,348	1.2	2,288,310	3.0	1,920,610	3.3	1,320,041	1.4	412,277	0.8	90,721	0.4
9	622,105	0.5	2,298,590	3.2	1,920,894	3.6	1,330,223	1.1	415,191	0.2	91,404	0.1
10	621,686	0.2	2,262,948	3.1	1,889,727	3.7	1,349,841	1.0	396,849	4.3	91,469	0.0
11	619,837	1.1	2,261,103	4.0	1,885,709	5.0	1,348,112	0.6	396,574	5.0		

年月末	労働金庫		農業協同組合		公的金融機関		うち中小 企業向け		うち住宅 金融公庫		合計	
	前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率		前年同月比 増減率	
2000. 3	73,830	4.0	220,863	0.2	1,729,489	8.0	297,448	4.3	745,413	3.3	7,488,623	0.0
01. 3	76,213	3.2	220,078	0.3	1,731,885	0.1	293,556	1.3	759,220	1.8	7,393,319	1.2
02. 3	81,054	6.3	217,357	1.2	1,693,486	2.2	288,025	1.8	726,516	4.3	7,156,880	3.1
03. 3	87,266	7.6	215,147	1.0	1,617,238	4.5	279,743	2.8	671,999	7.5	6,870,363	4.0
6	87,930	8.3	213,430	0.7	1,606,884	4.6	278,349	2.4	659,966	8.1	6,742,058	4.1
9	89,637	8.3	214,601	0.4	1,569,865	5.2	277,987	1.6	634,452	9.5	6,728,254	3.0
03.11	91,205	7.7	214,889	0.0	1,559,932	5.2	277,480	1.3	626,931	9.7	6,698,952	3.7
12	91,749	7.7	213,529	0.0	1,556,901	5.3	279,855	1.6	622,745	9.8	6,726,110	3.7
04. 1	91,394	7.6	212,930	0.1	1,546,860	5.1	276,757	1.1	618,112	9.7	6,678,819	3.5
2	91,794	6.8	213,253	0.0	1,538,354	5.1	275,699	1.3	612,729	9.7	6,659,950	3.3
3	92,664	6.1	214,871	0.1	1,531,569	5.2	274,726	1.7	605,947	9.8	6,669,640	2.9
4	92,589	5.7	214,398	0.1	1,524,592	5.2	272,383	1.8	601,913	9.8	6,583,983	2.8
5	92,590	5.5	214,406	0.2	1,527,198	5.4	270,630	2.4	601,093	9.8	6,564,925	2.9
6	92,663	5.3	214,190	0.3	1,522,584	5.2	272,745	2.0	595,953	9.6	6,553,079	2.8
7	92,746	5.1	214,457	0.2	1,518,198	4.7	277,180	0.0	589,569	9.4	6,566,284	2.0
8	93,061	4.7	214,776	0.1	1,508,032	4.7	274,463	0.7	583,785	9.0	6,543,566	2.5
9	93,555	4.3	214,504	0.0	1,496,693	4.6	277,060	0.3	578,784	8.7	6,562,265	2.4
10	94,046	3.9	214,153	0.2	1,489,838	4.5	275,243	0.0	575,288	8.6	6,520,830	2.1
11	94,448	3.5			1,483,737	4.8	273,841	1.3	572,517	8.6		

(備考) 1. 日本銀行『金融経済統計月報』より作成

2. 大手銀行は、国内銀行-(地方銀行+第二地銀)の計数

3. 公的金融機関は、日本政策投資銀行、国際協力銀行、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫の合計

4. 公的金融機関のうち中小企業向けは、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫の合計

5. 合計は、単位(億円)未満を切り捨てた各業態の貸出金残高の合計により算出した。



## ホームページのご案内

当研究所のホームページでは、当研究所の調査研究成果である各種レポート、信金中金月報のほか、統計データ等を掲示し、広く一般の方のご利用に供しておりますのでご利用下さい。

また、「ご意見・ご要望窓口」を設置しておりますので、当研究所の調査研究や活動等に関しまして広くご意見等をお寄せいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

### 【ホームページの主なコンテンツ】

当研究所の概要、活動状況、組織

各種レポート

内外経済、中小企業金融、地域金融、

協同組織金融、産業・企業動向等

刊行物

信金中金月報、全国信用金庫概況等

信用金庫統計

日本語 / 英語

アジア主要国との貿易・投資に関する各種情報

アジア業務相談室ページ

論文募集

### 【URL】

<http://www.scbri.jp/>

The screenshot shows the homepage of the Shinkin Central Bank Research Institute. The header includes the logo and the title '信金中金総合研究所'. A search bar is located in the top right corner. The main content area is divided into a left sidebar with navigation links and a main content area with a '新着情報' (New Information) section. The sidebar links include 'トップページ', '分野別新着情報一覧', '各種レポート一覧', '信金中金月報', '全国信用金庫概況', '活動記録', '業務の概要・地図', '講師派遣・情報提供', 'アジア業務相談室', 'リンク集', '論文募集のお知らせ', 'ご意見・ご要望窓口', and 'English Page'. The '新着情報' section lists several recent reports and articles with their titles, dates, and file sizes.

ISSN 1346-9479

## 信金中金月報

2005年(平成17年)2月1日発行

2005年2月号 第4巻 第2号(通巻383号)

発行 信金中央金庫

編集 信金中央金庫 総合研究所

〒104-0031 東京都中央区京橋3-8-1

TEL 03(3563)7541 FAX 03(3563)7551

< 本誌の無断転用、転載を禁じます >



SCB

信金中央金庫